

令和5年第1回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】（令和4年度分）

1 令和4年度 県の補正予算（土木部関係）

- 県土木部補正予算案 +10億1,300万円（特別会計、企業会計含む）
 うち公共事業費 +14億9,000万円
- ・国補公共の事業確定等に伴う増 3億1,900万円
 - ・県単公共の事業確定等に伴う増 11億7,100万円

2 土木部事業の主な動き

(1) 幹線道路網の整備について

- ・圏央道（首都圏中央連絡自動車道）・・・・・・・・・・・・・・・・別添1

境古河IC～坂東IC 9.1km区間 3月31日開通

- ・国道245号 勝田拡幅・・・・・・・・・・・・・・・・別添2

東海村村松 0.8km区間 3月27日開通

(2) 道の駅「常総」の開業について・・・・・・・・・・・・・・・・別添3

- ・道の駅「常総」 4月28日開業

(3) 外国クルーズ船の寄港について・・・・・・・・・・・・・・・・別添4

- ・令和4年度の寄港実績及び令和5年度の寄港予定

(4) 茨城港常陸那珂港区の岸壁延伸について・・・・・・・・別添5

- ・中央ふ頭地区水深12m岸壁 30m延伸部 2月27日供用開始

(5) 偕楽園左近の桜植樹式典について・・・・・・・・別添6

- ・左近の桜植樹式典 3月16日開催

(6) 洞峰公園のつくば市への移管について・・・・・・・・別添7

- ・洞峰公園の移管に向けた今後の予定

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）

（境古河 I C～坂東 I C）

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、都心から約 40 km～60 km の位置に計画された、延長約 300 km の高規格幹線道路です。

本路線は、現在、ネクスコ東日本及び国土交通省によって、県内区間を含む東北道から東関東水戸線までの区間について 4 車線化の整備が進められており、この度、境古河 I C から坂東 I C までの約 9.1 km 区間が、令和 5 年 3 月 31 日に開通（4 車線）することとなりました。

今後とも、整備が完了した区間から順次開通する見込みであり、これによって圏央道の利便性がさらに向上し、企業立地や観光振興等に大きく寄与することが期待されます。

○開通区間の概要

開 通 日	令和 5 年 3 月 31 日（金）
開通区間	境古河 I C～坂東 I C（約 9.1 km）
幅 員	23.5 m（4 車線）



<参考>他の区間の開通予定

- ・令和 6 年度まで：幸手 I C（埼玉県）～五霞 I C、
つくば中央 I C～牛久阿見 I C、阿見東 I C～稲敷 I C、
- ・令和 7～8 年度：五霞 I C～境古河 I C、坂東 I C～つくば中央 I C、
牛久阿見 I C～阿見東 I C、稲敷 I C～神崎 I C（千葉県）

国道 245号勝田拡幅

(東海村村松)

国道 245号は、水戸市からひたちなか市や日立市の商業・工業が集積する地域を連絡し、茨城港や北関東自動車道へアクセスする重要な幹線道路です。

国道 245号勝田拡幅につきましては、市街地の渋滞緩和と茨城港へのアクセス強化を目的として、ひたちなか市部田野から東海村豊岡までの約 12.1 km 区間の整備を進めており、これまでに約 11.3 km 区間が 4 車線で開通しております。

この度、東海村村松^{むらまつ}地内の残る約 0.8 km 区間について、令和 5 年 3 月 27 日に 4 車線で開通する運びとなりました。

これにより、茨城港周辺の臨海地域において安全で円滑な交通が確保され、物流の効率化など産業振興にも大きく寄与するものと期待されます。

○開通区間の概要

開 通 日	令和 5 年 3 月 27 日 (月)
延 長	約 0.8 km
幅 員	22.0 m (4 車線)



道の駅「常総」の開業について

道の駅「常総」は、常総市アグリサイエンスバレー構想（※）における農業を活かしたまちづくりの拠点施設であり、県と市の一体型道の駅として整備を進めてまいりました。

令和4年8月5日に、国土交通省より、県内16番目の道の駅として登録を受けたところですが、この度、令和5年4月28日に開業される運びとなりました。

開業により、国道294号に新たな道路利用者の休憩施設が整備され、安心・安全な道路交通環境の創出に寄与するとともに、県内外からの集客や観光客の増加による交流人口の拡大など、地域の活性化につながるものと期待されます。

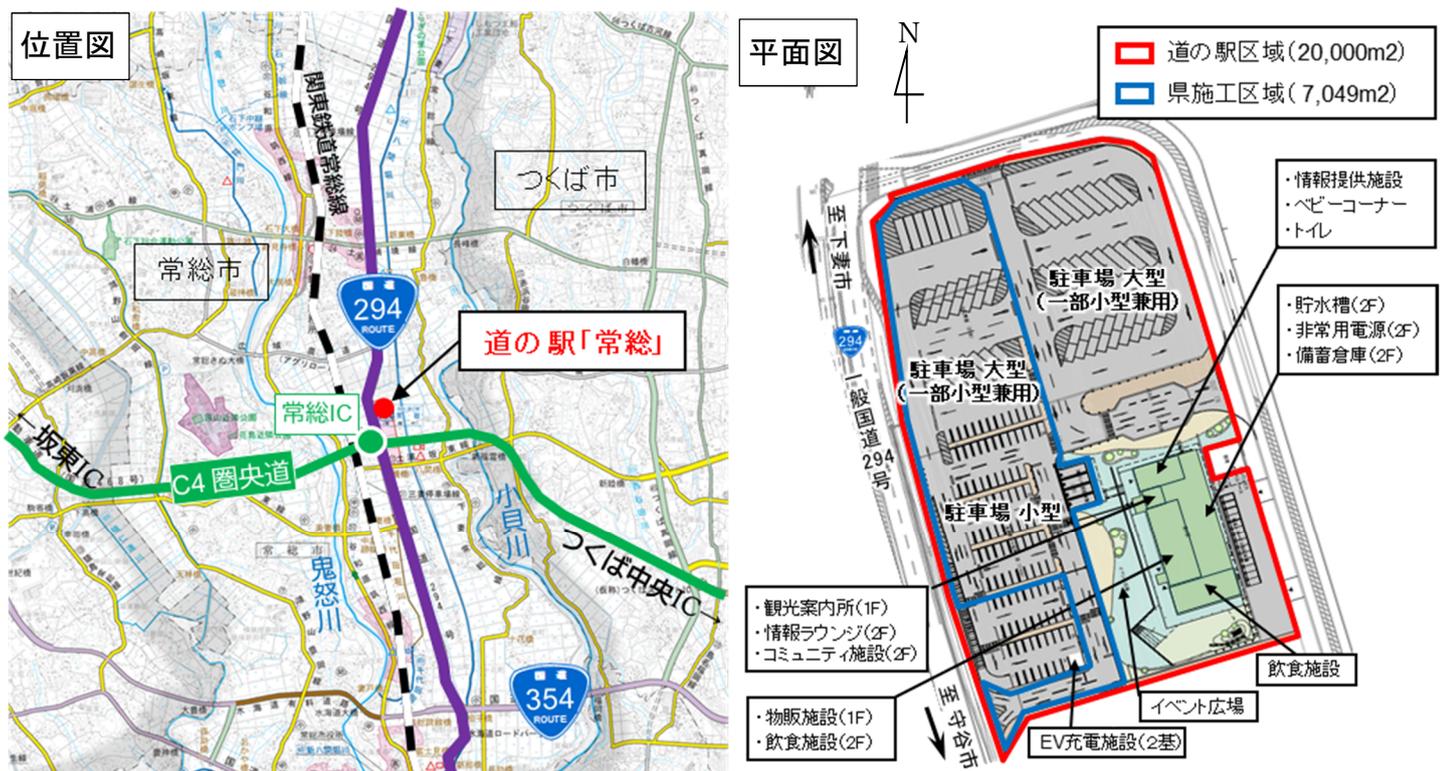
※常総市の基幹産業である農業を活かしたまちづくりとして、常総インターチェンジ周辺約45haに、「農地エリア」と「都市エリア」を集積し、生産、加工、流通、販売が一体となった地域農業の核（6次産業）となる産業団地を形成するもの

○道の駅「常総」の概要

所在地：常総市むすびまち地内（土地区画整理事業区域内）

開業日：令和5年4月28日（金）（プレオープン4月27日（木））

面積：敷地面積 20,000m²（うち建築面積 1,956m²）



外国クルーズ船の寄港について

- 外国クルーズ船の寄港については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け長らく中止となっておりましたが、昨年11月15日に国土交通省から外国クルーズ船の受入再開が発表され、本県には令和5年度に3回寄港する予定です。
- 今後は、外国クルーズ船の受入に向けて、国内クルーズ船と同様、関係業界団体によるガイドラインに基づき、保健医療部や地元市町村等をメンバーとする協議会に事前に諮りながら、新型コロナウイルスの感染対策に対応してまいります。
- また、外国クルーズ船の寄港は、県内の観光振興及び地域経済に大きな効果が期待されますので、今後も引き続き、寄港促進に向けて、積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

○令和5年度 外国クルーズ船の寄港予定

寄港予定日	船名	乗客定員	受入港区
4月21日	ダイヤモンド・プリンセス	2,706名	常陸那珂
5月6日	セブンシーズエクスプローラー	750名	常陸那珂
10月28日	レガッタ	684名	大洗

※国内クルーズ船の寄港（5回予定）

＜参考＞令和4年度 国内クルーズ船の寄港実績

寄港日	船名	乗船定員	受入港区
4月22日	ぱしふいっくびいなす	460名	大洗
6月26日	にっぽん丸	400名	大洗
8月19日、21日	にっぽん丸	400名	大洗
8月21日	にっぽん丸	400名	大洗
9月30日、10月5日	にっぽん丸	400名	大洗
3月11日、16日	にっぽん丸	400名	大洗

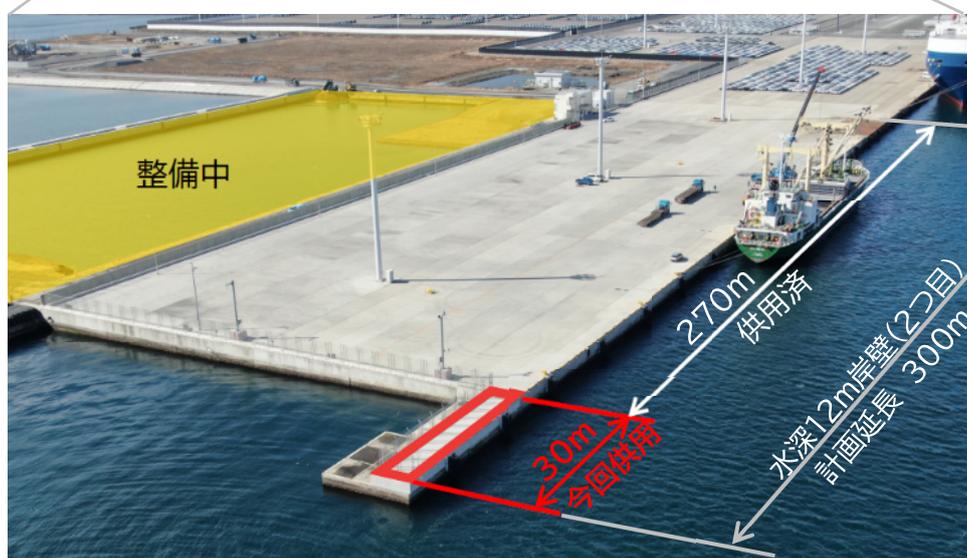


茨城港常陸那珂港区の岸壁延伸について

- 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区において、国が整備を進めておりました水深12m岸壁（2つ目）につきましては、令和5年2月27日に30m延伸部を供用開始したことにより、計画延長300mが供用となりました。
- これにより、近年の船舶大型化に対応した7万トン級の船舶の着岸等が可能となり、建設機械や完成自動車の輸出拠点として、更なる発展が期待されます。
- 県としましては、整備中の背後のふ頭用地4.0haの早期供用に向けて、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

《水深12m岸壁（2つ目）の概要》

施設名	事業者	計画	供用済	今回供用（供用日）	想定される主な貨物
① 岸壁	国	300m	270m	30m(2月27日)	建設機械（日立建機、コマツ）、完成自動車（スバル）等
② ふ頭用地	県	5.6ha	1.6ha	—	



偕楽園左近の桜植樹式典について

令和元年9月の台風により倒木した偕楽園の左近の桜につきましては、宮内庁から後継苗木を拝領し、この度、令和5年3月16日に佳子内親王殿下の御臨席のもと、植樹式典を執り行うこととなりました。

左近の桜の復活に向けては、多くの方から寄附金を頂戴しており、今後とも県民の皆様とともに成長を見守りながら、偕楽園の歴史を継承してまいります。

1 期 日

令和5年3月16日（木）

2 場 所

偕楽園 見晴広場
（茨城県水戸市常磐町 1-3-3）



写真 倒木前の左近の桜

3 式典次第

- （1）主催者挨拶（茨城県知事）
- （2）記念植樹
 - ・お手植え（佳子内親王殿下・茨城県知事）
 - ・水やり

（参考）偕楽園左近の桜の概要

1831年	水戸藩第9代藩主徳川斉昭公の正室、（有栖川宮織仁親王娘）登美宮吉子が水戸家に御降嫁の際、仁孝天皇（第120代天皇）より京都御所紫宸殿前の左近の桜の苗木を賜り、1841年に弘道館正庁前に植樹。
1963年	弘道館の保存修理完成にあたり、左近の桜が枯死していたため、宮内庁より京都御所左近の桜の苗木を拝領。 拝領した苗木のうち1本を偕楽園見晴広場に植樹。
2019年	令和元年9月の台風15号で倒木。
2021年3月	宮内庁より京都御所左近の桜の苗木を拝領。
2022年1月	植樹や育成のための寄附金が集まる。

洞峰公園のつくば市への移管について

- 洞峰公園（つくば市二の宮）は、筑波研究学園都市開発に伴い整備された県営都市公園であり、昭和55年の開園以来、県民のスポーツレクリエーション活動や憩いの場として、管理運営してきました。
- 今年度から、公園の管理運営経費の縮減と利便性向上を図るため、民間の資金とアイデアを活用するパークPFI事業を導入し、新たな事業者グループによる管理運営を開始し、グランピング施設等の整備に向けた準備を進めてきたところですが、今般、つくば市より、市営公園として移管を受けたい旨の協議があったことから、今後、市への移管に向けた手続きを進めてまいります。

1 洞峰公園の概要

- ・開園年月日 昭和55年7月1日
- ・面積 20ha
- ・利用者数 年間約27万人（有料施設利用者）
- ・主な公園施設 体育館、室内温水プール、テニスコート、多目的フィールド

2 今後の予定

- ・基本的事項をつくば市と合意（移管の時期など）
- ・茨城県都市公園条例の改正
- ・無償譲渡に関する契約締結



令和 5 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

(令和 4 年度関係)

令和 5 年 3 月 1 4 日

土 木 部

目 次

【予算】第 44 号議案、第 56 号議案、第 62 号議案、第 63 号議案

○令和 4 年度予算課別一覧（最終補正）	3
○令和 4 年度予算公共事業費一覧（最終補正）	4
○令和 4 年度繰越予算一覧	6
○令和 4 年度債務負担行為補正一覧	7
○令和 4 年度地方債補正一覧（最終補正）	8

【条例・その他議案】

○第 67 号議案 県有財産の売却処分について（大洗マリーナ）	9
○第 70 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	11
○第 71 号議案 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について	14
○第 72 号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸 さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に 要する費用に係る関係市町村の負担額について	16
○第 73 号議案 工事請負契約の変更について （（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区））	17
○第 78 号議案 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）	19

【報告】

○報告第 2 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について	
別記 1 損害賠償の額の決定について	20
別記 2 損害賠償の額の決定について	21

令和4年度予算 課別一覧(最終補正)

(一般会計)

土木部

第44号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第9号)

(単位:千円)

区 分	現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
監理課	3,128,020	△ 3,873	3,124,147
用地課	63,311	△ 25,085	38,226
検査指導課	41,003	△ 1,278	39,725
道路建設課	33,979,217	1,028,562	35,007,779
道路維持課	34,141,243	2,556,685	36,697,928
河川課	35,661,539	△ 1,777,826	33,883,713
港湾課	8,717,482	235,596	8,953,078
営繕課	237,763	△ 13,340	224,423
都市計画課	109,781	△ 16,429	93,352
都市整備課	2,761,052	△ 312,436	2,448,616
下水道課	2,816,979	△ 30,610	2,786,369
建築指導課	329,069	△ 34,866	294,203
住宅課	4,513,072	80,438	4,593,510
計	126,499,531	1,685,538	128,185,069

(特別会計)

第56号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第2号)

港湾事業	8,719,248	△ 530,658	8,188,590
計	8,719,248	△ 530,658	8,188,590

(企業会計)

第62号議案 令和4年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算(第2号)

第63号議案 令和4年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

鹿島臨海都市計画 下水道事業	5,835,487	△ 225,434	5,610,053
流域下水道事業	23,842,241	83,447	23,925,688
計	29,677,728	△ 141,987	29,535,741

土木部計	164,896,507	1,012,893	165,909,400
------	-------------	-----------	-------------

令和4年度予算 公共事業費一覧(最終補正)

土木部

(一般会計)

(単位:千円)

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B	
道 路 事 業	道路建設課	補助	27,721,207	△ 199,839	27,521,368
		県単	4,867,710	1,262,591	6,130,301
		計	32,588,917	1,062,752	33,651,669
	道路維持課	補助	11,562,510	△ 40,784	11,521,726
		直轄負担金	9,983,000	2,594,991	12,577,991
		県単	11,795,217	-	11,795,217
		計	33,340,727	2,554,207	35,894,934
	計	補助	39,283,717	△ 240,623	39,043,094
		直轄負担金	9,983,000	2,594,991	12,577,991
		県単	16,662,927	1,262,591	17,925,518
		計	65,929,644	3,616,959	69,546,603
	河川事業		補助	16,297,429	△ 613,678
河川課		直轄負担金	11,997,190	△ 1,049,855	10,947,335
		県単	6,288,530	△ 70,421	6,218,109
		計	34,583,149	△ 1,733,954	32,849,195
港湾事業		補助	4,791,362	△ 55,563	4,735,799
港湾課		直轄負担金	1,575,000	531,101	2,106,101
		県単	374,051	△ 21,389	352,662
		計	6,740,413	454,149	7,194,562
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補助	5,675	6,192	11,867
		計	5,675	6,192	11,867
	都市整備課	補助	857,407	△ 88,690	768,717
		直轄負担金	296,321	△ 115,658	180,663
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,435,102	△ 204,348	2,230,754
	計	補助	863,082	△ 82,498	780,584
		直轄負担金	296,321	△ 115,658	180,663
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,440,777	△ 198,156	2,242,621
下水道事業		補助	1,013,887	4,476	1,018,363
下水道課		県単	23,700	-	23,700
		計	1,037,587	4,476	1,042,063
住宅事業		補助	2,041,221	544	2,041,765
住宅課		計	2,041,221	544	2,041,765
計		補助	64,290,698	△ 987,342	63,303,356
		直轄負担金	23,851,511	1,960,579	25,812,090
		県単	24,630,582	1,170,781	25,801,363
		計	112,772,791	2,144,018	114,916,809

令和4年度予算 公共事業費一覧(最終補正)

(企業会計)

(単位:千円)

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
流域下水道事業 下水道課	補助	4,746,425	△ 654,086	4,092,339
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,777,356	△ 654,086	4,123,270
計	補助	4,746,425	△ 654,086	4,092,339
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,777,356	△ 654,086	4,123,270

土木部計	補助	69,037,123	△ 1,641,428	67,395,695
	直轄負担金	23,851,511	1,960,579	25,812,090
	県単	24,661,513	1,170,781	25,832,294
	計	117,550,147	1,489,932	119,040,079

令和4年度 繰越予算一覧

土木部

第44号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第9号）

第56号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

（R4 → R5 繰越明許費）

（単位：千円）

会計区分	課 名	現計議決額 A	R5・1定 提出額 B	合 計 C=A+B
一 般 会 計	監 理 課	-	62,692	62,692
	道 路 建 設 課	16,313,192	7,400,733	23,713,925
	道 路 維 持 課	12,926,188	2,408,001	15,334,189
	河 川 課	13,304,682	10,853,176	24,157,858
	港 湾 課	3,804,062	793,783	4,597,845
	都 市 整 備 課	135,000	634,834	769,834
	下 水 道 課	547,949	315,657	863,606
	住 宅 課	26,022	1,086,657	1,112,679
	計	47,057,095	23,555,533	70,612,628
特 別 会 計	港湾事業 港 湾 課	1,457,100	197,775	1,654,875
	計	1,457,100	197,775	1,654,875
	計	48,514,195	23,753,308	72,267,503

令和4年度債務負担行為補正一覧

土木部

第44号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第9号)

(変更分)

事項	区分	事業内容	期間	限度額	担当課
茨城県道路公社 事業資金借入金 保証	変更前	国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運営資金及び建設事業資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	350,000千円	道路維持課
	変更後	同上	同上	180,000千円	

令和4年度 地方債補正一覧（最終補正）

土木部

第44号議案 令和4年度 茨城県一般会計補正予算(第9号)

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 <small>千円</small>	補正額 <small>千円</small>	補正後の額 <small>千円</small>			
河 川 事 業	23,180,100	△1,054,700	22,125,400	債券発行 又は普通貸 借(他の地 方公共団体 との共同発 行を含む。 発行価格が 額面金額を 下回るときは、 それぞれの 発行価格差 減額をうめる ために必要 な金額を加 えた金額)	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含 む。)
海 岸 整 備 事 業	328,900	-	328,900			
砂 防 事 業	158,400	-	158,400			
急傾斜地崩壊対策事業	239,400	4,900	244,300			
港 湾 整 備 事 業	3,924,600	578,600	4,503,200			
道 路 橋 梁 整 備 事 業	30,814,200	2,560,900	33,375,100			
街 路 事 業	185,500	△101,600	83,900			
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,002,400	-	1,002,400			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	16,000	△16,000	-			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	164,600	△81,800	82,800			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	90,000	△63,700	26,300			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	149,700	△14,700	135,000			
単 独 災 害 復 旧 事 業	173,300	△106,000	67,300			
公 園 事 業	750,800	△162,000	588,800			
防 災 対 策 事 業	464,900	-	464,900			
合 併 特 例 事 業	1,324,600	4,700	1,329,300			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	843,700	-	843,700			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	281,600	-	281,600			
計	64,092,700	1,548,600	65,641,300			

第56号議案 令和4年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算(第2号)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 <small>千円</small>	補 正 額 <small>千円</small>	補正後の額 <small>千円</small>			
港 湾 整 備 事 業	4,242,000	△ 491,600	3,750,400	債券発行又 は普通貸借	年利5.0パー セント以内	40年以内 (据置期間を含む。)

第62号議案 令和4年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算(第2号) (企業債)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 <small>千円</small>	補 正 額 <small>千円</small>	補正後の額 <small>千円</small>			
鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 事 業	1,062,000	△ 121,100	940,900	債券発行又 は普通貸借	年利5.0パー セント以内	40年以内 (据置期間を含む。)

第63号議案 令和4年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算(第2号) (企業債)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 <small>千円</small>	補 正 額 <small>千円</small>	補正後の額 <small>千円</small>			
流 域 下 水 道 事 業	1,321,800	△ 157,100	1,164,700	債券発行又 は普通貸借	年利5.0パー セント以内	40年以内 (据置期間を含む。)

第 67 号議案 県有財産の売却処分について（大洗マリーナ）

港湾課

1 提出議案の理由

大洗マリーナ及び拡張地の東茨城郡大洗町港中央 12 番 5 ほか 2 筆の土地 49,273.02 m²と建物 4 棟及び工作物一式を、売却予定価格 3 億 8,100 万円で株式会社ユニマットプレシヤスに売却しようとするものである。

2 根拠法令

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（議会の議決）
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

3 事業の内容

売却する財産の内容

（1）不動産の表示

・土地

東茨城郡大洗町港中央12番5ほか2筆

面積 49,273.02m²

・建物

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建ほか3棟

延床面積 1,489.49m²

・工作物

護岸、浮棧橋、上下架施設等一式

（2）売却予定価格

381,000,000 円

（3）売却処分先

東京都港区南青山二丁目 12 番 14 号

株式会社ユニマットプレシヤス

代表取締役 高橋 洋二

4 参考事項

（1）処分の手続き等

- ・令和 4 年 12 月 12 日 プロポーザル方式による公募開始
 - ・令和 5 年 1 月 26 日 優先交渉権者の決定
 - ・令和 5 年 2 月 10 日 公有財産払下申請
- 令和 5 年度上半期に引き渡し、事業開始予定

(2) 事業計画

①マリーナの利活用計画

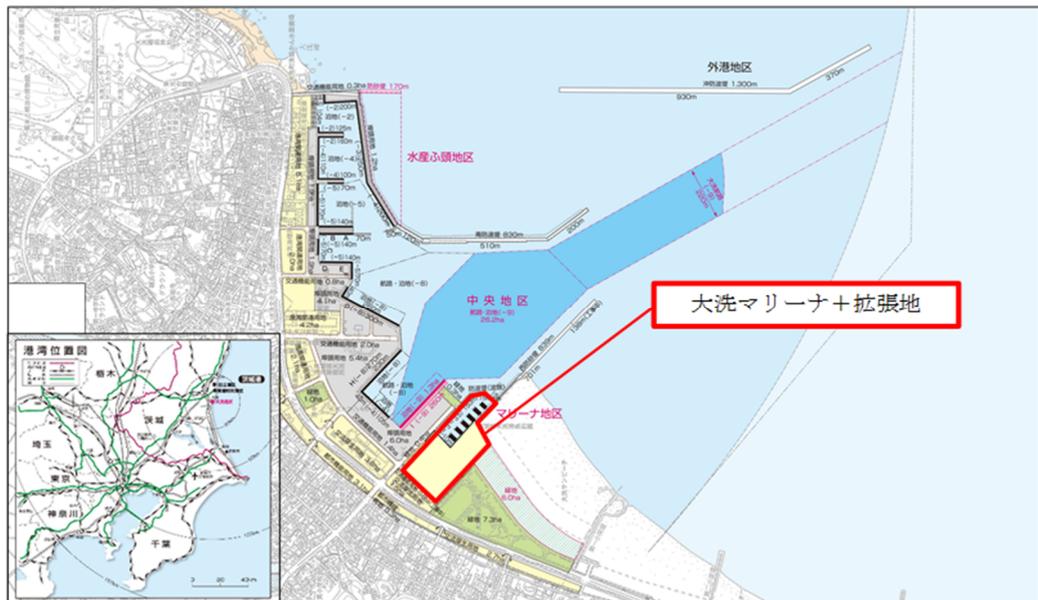
ユニマット運営マリーナの6拠点と提携マリーナ5拠点に新たに大洗マリーナを加えた12拠点による相互利用、屋内サービスヤードの建設、海外のスーパーヨットの誘致等

②拡張地の利活用計画

グランピング施設やキャンプ及びドッグランの建設、カフェ及びレストランのオープン、大洗町と連携したイベントの誘致、ホテルリゾート及びスパ施設の建設等

(3) 位置図

①茨城港大洗港区



②売却予定地



第70号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

監理課

1 負担額（変更の生じた市町村の合計）

981,681千円

2 提出理由

令和4年度において県が行う河川事業、港湾事業及び下水道事業に対する市町村の負担について、事業費の確定に伴い、その額を変更しようとするものである。

3 根拠法令

- ・地方財政法第27条第1項及び第2項
- ・下水道法第31条の2第1項及び第2項

（要旨）都道府県は、都道府県が行う建設事業等によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する経費の一部を負担させることができる。負担額は、当該市町村の意見を聞き、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

4 議案の概要

（1）河川事業（急傾斜地崩壊対策事業）

- ・負担額：変更前 45,830千円
変更後 86,830千円
- ・日立市外5市

（2）港湾事業（港湾建設事業）

- ・負担額：変更前 101,250千円
変更後 179,426千円
- ・日立市外3市町村

（3）下水道事業（流域下水道建設事業）

- ・負担額：変更前 608,147千円
変更後 715,425千円
- ・水戸市外29市町村

【市町村別の負担額は12ページ及び13ページ】

5 参考事項

該当市町村には、各法に基づいて意見を聞き、負担（変更）について同意する旨の回答を得ている。

市町村別の負担額

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
河川事業	日立市	96,500 ^{千円}	206,500 ^{千円}	9,650 ^{千円}	20,650 ^{千円}	
	土浦市	130,000	200,000	13,000	20,000	
	鹿嶋市	39,000	100,000	3,900	10,000	
	行方市	97,800	128,800	9,780	12,880	
	鉾田市	65,000	93,000	6,500	9,300	
	小美玉市	30,000	140,000	3,000	14,000	
港湾事業	日立市	—	201,000	—	26,800	
	ひたちなか市	1,100,000	1,315,033	69,750	82,695	
	大洗町	—	240,000	—	32,000	
	東海村	1,050,000	1,264,436	31,500	37,931	
下水道事業	水戸市	129,310	207,450	24,753	39,572	
	日立市	63,254	105,126	11,974	20,054	
	土浦市	296,191	390,298	55,756	75,109	
	古河市	33,057	33,705	7,133	7,297	
	石岡市	97,754	128,813	18,401	24,789	
	龍ヶ崎市	128,397	141,693	23,527	26,724	
	下妻市	361,625	355,733	64,747	64,383	
	常総市	266,084	259,942	47,207	46,457	
	常陸太田市	28,454	47,290	5,386	9,021	
	牛久市	109,264	120,578	20,021	22,741	
	つくば市	291,225	319,897	56,847	63,789	
	ひたちなか市	139,348	231,591	26,381	44,178	
	潮来市	268,946	237,923	50,605	41,242	
	常陸大宮市	15,615	25,952	2,956	4,950	
	那珂市	47,986	79,751	9,084	15,212	
	筑西市	175,248	176,992	32,020	32,942	
	坂東市	23,219	22,965	5,047	4,983	
	稲敷市	18,140	20,843	3,963	4,631	

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
	かすみがうら市	68,663	90,478	12,925	17,412	
	桜川市	44,296	50,262	8,915	10,406	
	行方市	142,287	125,874	26,772	21,819	
	小美玉市	107,387	141,505	20,215	27,233	
	大洗町	30,735	51,080	5,818	9,744	
	城里町	12,825	17,302	2,574	3,301	
	東海村	35,098	58,330	6,644	11,127	
	阿見町	80,833	106,515	15,216	20,498	
	河内町	19,987	22,955	4,358	5,090	
	八千代町	158,779	157,186	28,790	28,918	
	境町	29,427	34,029	6,145	7,297	
	利根町	21,651	23,893	3,967	4,506	

1 提出の理由

茨城県道路公社が有料道路事業を変更する場合、道路整備特別措置法の規定に基づき茨城県の同意が必要であるため、上程するものである。

2 背景・必要性

茨城県道路公社管理の日立有料道路について、令和 5 年 10 月 19 日で料金徴収期間満了となるが、橋梁の耐震補強が未実施となっている。

3 内容

供用中の日立有料道路について、橋梁の耐震補強等を実施するため、事業内容を一部変更（工事予算、料金徴収期間）する。

(1) 有料道路名：日立有料道路（県道日立中央インター線）

(2) 変更内容

・ 工事予算

（旧）5,050,000,000 円

（新）5,450,000,000 円

・ 料金徴収期間

（旧）供用開始の日から 30 年間

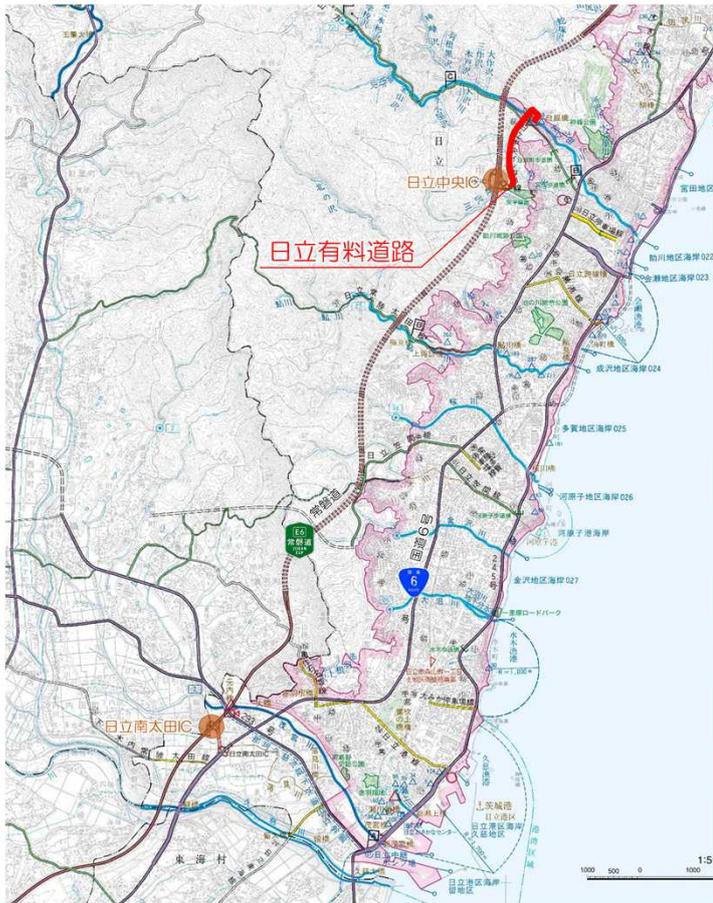
（新）供用開始の日から 40 年間

4 参考事項

○議決の根拠法令等

・ 道路整備特別措置法第 16 条第 1 項及び第 2 項

【位置図】

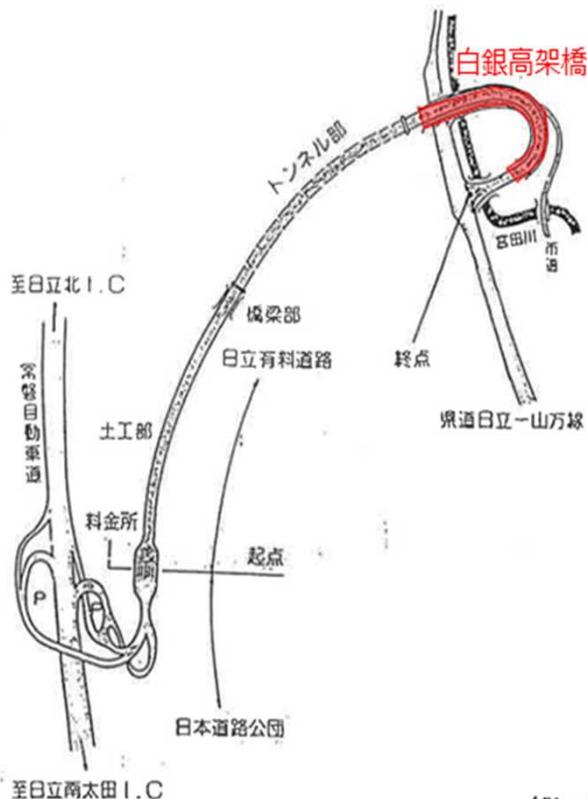


白銀高架橋

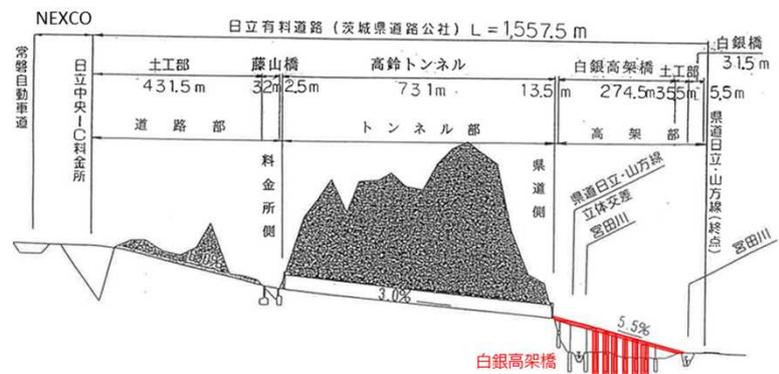


対策内容イメージ

【平面図】



【縦断図】



【変更内容 (予定)】

- ・ 事業費 (4 億円)
→ 橋脚巻立補強、落橋防止等
- ・ 料金徴収期間 (10 年間延長)

第72号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道課

1 提出理由

令和4年度において、県が行う流域下水道の維持管理に要する費用の関係市町村の負担額について、流入汚水量（見込み）の確定に伴い、その額を変更しようとするものである。

2 根拠法令

・下水道法第31条の2

（要旨）

流域下水道を管理する都道府県は、下水道法第31条の2第1項に基づき、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用について負担させることができる。

負担額は、同条第2項の規定により市町村の意見をきいたうえ、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

3 議案の概要

（負担額等一覧）

流域下水道名	負担額（千円）		関係市町村
	変更前	変更後	
霞ヶ浦常南	2,373,857	2,396,017	龍ヶ崎市外5市町
霞ヶ浦湖北※	1,921,348	1,812,527	土浦市外3市町
霞ヶ浦水郷	321,035	344,412	潮来市外1市
那珂久慈	2,231,689	2,170,760	水戸市外8市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合
利根左岸さしま	392,964	396,045	古河市外2市町
鬼怒小貝	423,370	414,278	下妻市外3市町
小貝川東部	353,094	348,610	下妻市外3市
計	8,017,357	7,882,649	

※負担額の変更がない霞ヶ浦湖北流域のかすみがうら市（負担額：188,892千円）は除く。

4 参考事項

関係市町村には、下水道法に基づいて意見を聞き、同意する旨の回答を得ている。

第 73 号議案 工事請負契約の変更について（(仮称)上曾トンネル本体工事（桜川工区））

道路建設課

1 議案提出の理由

合併支援道路桜川市真壁町山尾地内の「(仮称)上曾トンネル本体工事（桜川工区）」について、大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体（東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号）と 3 億 1 千 4 百 2 9 万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、支保工の変更等が生じたため、4 億 4 千 1 百 1 0 万円を増額し、3 億 6 千 3 百 5 3 9 万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

2 現況・課題

(仮称)上曾トンネルは、石岡市と桜川市を結ぶ上曾峠に計画された延長 3.54 km のトンネルであり、現道は道路幅員が狭く屈曲しており、冬期には路面凍結による通行止め等が発生することから、早急な整備が望まれている。

このため、市からの受託により平成 30 年度から、(仮称)上曾トンネルを含む 5.58 km のバイパス整備を進めている。

3 必要性・ねらい

事前に想定していた岩質との相違による支保工の変更等が生じたため、増額変更するものである。

4 事業の内容

- 1) 概要 (仮称)上曾トンネル本体工事（桜川工区）に係る請負契約の変更
- 2) 契約相手方 大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体
代表者 大成建設株式会社
代表取締役社長 相川 善郎
代理人 東京支店常務執行役員支店長 奥畑 浩一郎
- 3) 契約日 令和 2 年 3 月 24 日
- 4) 既契約額 3,194,290,000 円
- 5) 増減額 441,100,000 円増
- 6) 変更額 3,635,390,000 円
- 7) 工期 令和 2 年 3 月 25 日～令和 5 年 7 月 31 日（1,224 日間）
- 8) 工事箇所 桜川市真壁町山尾地内
- 9) 工事概要 トンネル工事 延長 L=1,599.0m 幅員 W=8.0m

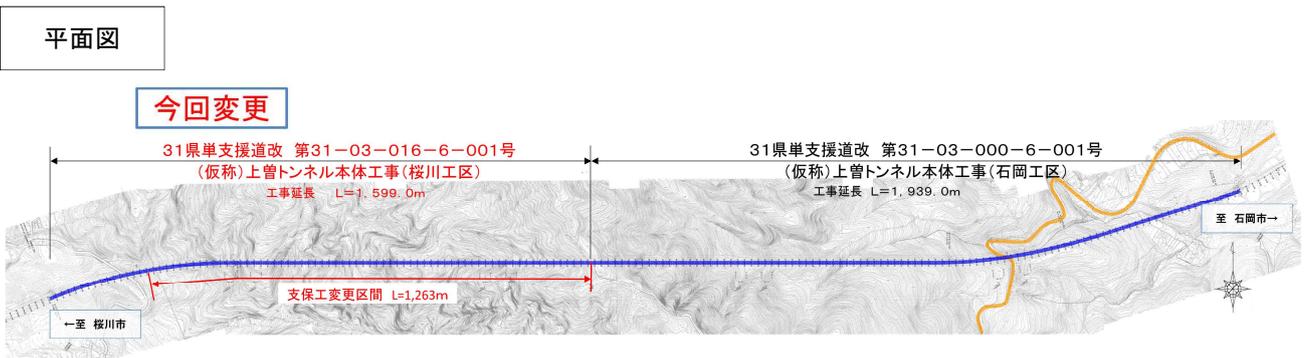
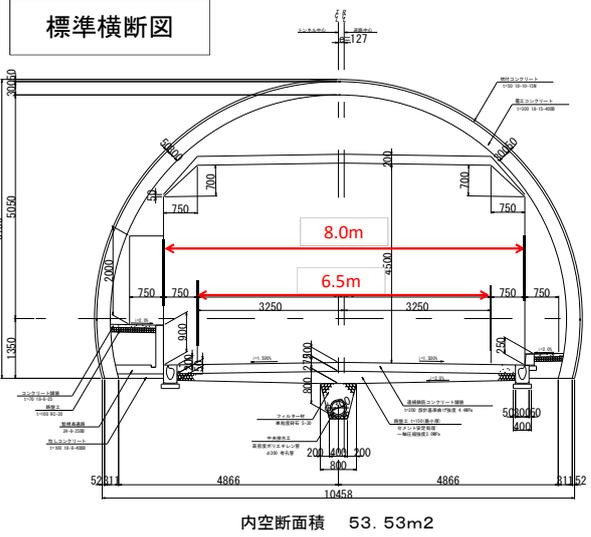
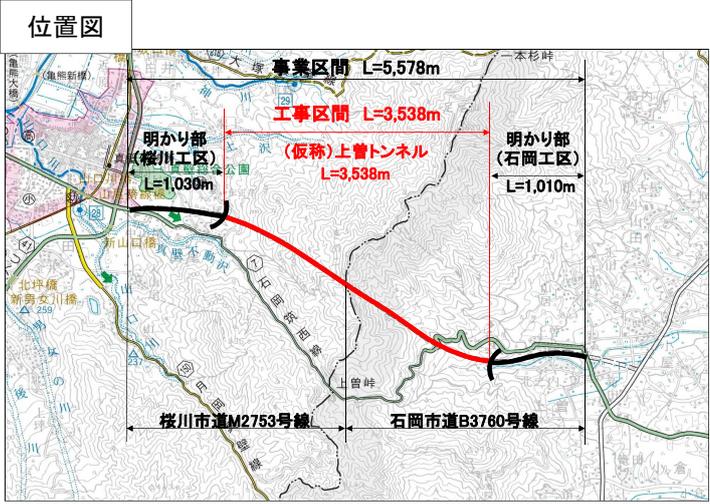
5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

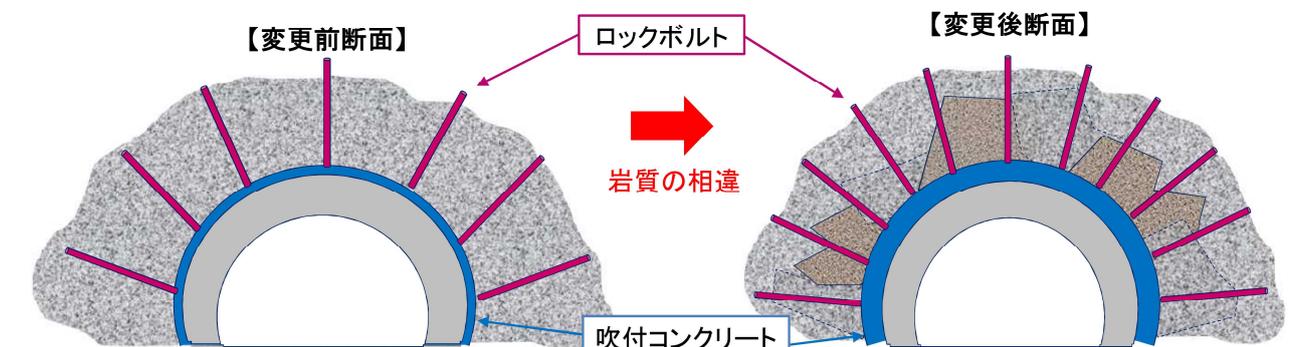
路線名: 桜川市道M2753号線
 箇所名: 桜川市真壁町山尾地内

31県単支援道改 第31-03-016-6-001号
 (仮称)上管トンネル本体工事(桜川工区)



主な変更内容

想定した岩質と相違が生じたため、支保工(支保パターン)を変更



支保工	支保パターン	
	当初	変更
吹付コンクリート厚	5cm	10cm
ロックボルト本数	7本	11本
施工間隔(ピッチ)	2m	1.5m

第78号議案 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）

住宅課

1 議案の内容

時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするもの。

- (1) 放棄する権利 県営住宅の使用料(家賃)及び駐車場使用料に係る債権
- (2) 放棄する金額 4,540,860 円
- (3) 債務者 水戸市若宮1丁目7番24棟401号 県営若宮アパート
笹沼 純子 外3名
- (4) 放棄の理由 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあることにより、債権回収が不能であるため。
(県の債権(私債権)に係る権利の放棄の基準の2(1)に該当)

2 未収債権の状況

(R4年9月末時点、単位：千円)

未収債権金額			
		うち、時効期間 を経過したもの	議決(50万円超)による 権利の放棄
現年分	(728) 66,348	(-) -	(-) -
過年分	(1,262) 280,701	(238) 28,639	(4) 4,541
合計	(1,990) 347,049	(238) 28,639	(4) 4,541

※ () 内は、債務者の延べ人数を示す。

3 主な未収債権対策

○入居滞納者

- ・面談を通じて、収入状況等を勘案しながら滞納家賃等の分割納付を約束させ、簡易裁判所において、確定判決と同一の効力を持つ即決和解を行う。
- ・即決和解に応じない者に対しては、地元弁護士チーム7名に委託して、建物明渡訴訟等の法的措置を視野に入れた債権回収を行う。

○退去滞納者

- ・総務部行政経営課を通じて、民間弁護士法人(東京都)に債権回収を委託する。
- ・時効期間を経過した家賃等債権は、適宜、権利を放棄し不納欠損処理を行う。

**報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記1 損害賠償の額の決定について)**

道路維持課

1 報告提出の理由

県道瓜連馬渡線で発生した車両破損事故について、令和5年1月24日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和4年9月22日(木)午後7時3分頃

(2) 事故発生場所

ひたちなか市大字高野3304番地5地先県道上

(3) 事故概要

県道瓜連馬渡線を普通乗用自動車で行中、破損していた道路のエキスパ
ンションジョイントに接触し、普通乗用自動車を破損した。

(4) 損害賠償の額

541,596円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

**報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記2 損害賠償の額の決定について)**

道路維持課

1 報告提出の理由

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車等破損・負傷事故にかかる損害賠償の額について、令和5年1月25日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和2年11月3日(火)午前9時50分頃

(2) 事故発生場所

土浦市上坂田610番地地先県道上

(3) 事故概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(4) 損害賠償の額

9,174,182円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

令和 5 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会

令和 4 年度県出資法人等経営評価結果報告

・ 経営評価結果の概要	2
・ 一般財団法人茨城県建設技術公社	3
・ 一般財団法人茨城県建設技術管理センター	3
・ 茨城県道路公社	4
・ 鹿島埠頭株式会社	5
・ 株式会社茨城ポートオーソリティ	6
・ 茨城県土地開発公社	7

令和 5 年 3 月 1 4 日

土 木 部

○経営評価結果の概要

令和4年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和3年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	24 (73%)	4	14	4	2	+2
改善の余地あり	5 (15%)	0	2	2	1	▲1
改善措置が必要	3 (9%)	0	0	1	2	▲1
大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	—
合 計	33	4	16	8	5	—

- (注) 1 法人数の増減
- ・対象外となった法人 ▲1法人
(株)茨城放送 (R3評価：改善の余地あり)
 - ・新たに対象となった法人 +1法人
(公社)茨城県森林・林業協会 (R4評価：概ね良好)
※同法人は令和4年4月1日付けで合併により発足したことから、令和3年度決算がないため、今回の経営評価は、合併前の法人のうち援助法人に該当する旧(公社)茨城県林業協会の決算を対象として実施。
- 2 評価区分に変更があった法人 1法人
(株)ひたちなかテクノセンター 「改善措置が必要」→「概ね良好」

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(一財)茨城県建設技術公社	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和3年度は、偕楽園の料金徴収業務の受託が終了となった一方、電子入札システム更新業務等の経費の減により、当期経常増減額は413百万円(前期比15.7パーセント増)となった。安定的に黒字を計上し、財務の健全性は維持されている。</p> <p>法人の主な収益は、県及び市町村等からの受託事業によるものであるため、公益目的支出計画に基づく公益目的事業の着実な実施により、県及び市町村等に技術力向上のための知識及び経験を教授するとともに、社会貢献事業にもより一層積極的に取り組まれない。</p> <p>(県所管課は、法人と随意契約する事由の妥当性の精査及び法人との随意契約による業務委託に係る積算基準の見直しに関する検討について、引き続き進められたい。)</p>	<p>これまで、市町村橋梁の長寿命化のための点検・診断・修繕等をはじめ積算・施工管理業務等の受託事業により継続的に黒字を続けている。</p> <p>今後も、公益目的支出計画に基づく事業実施を着実に進めるとともに、多様化する行政ニーズに的確に対応できるよう指導していく。</p> <p>また、引き続き経営の安定化・合理化に努め財務の健全性を維持しつつ、これまで蓄積した高い技術の知識と経験を活用し県や市町村の技術力向上にも寄与できるよう指導していく。</p> <p>公社と随意契約する事由の妥当性及び業務委託に伴う積算基準の見直しについては、業務別に内容を精査するなど、継続して検討を行い適正な発注に努めていく。</p>
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
	資産	資産	負債	正味財産			
	検査指導課	4,660,027千円	1,252,020千円	3,408,007千円			
2	(一財)茨城県建設技術管理センター	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和3年度は、試験調査事業に係る試験手数料収益が減となった一方、建設副産物リサイクル事業に係るストックヤード使用料収益の増等から、当期経常増減額は66百万円(前期比8.8パーセント増)となった。毎年度継続的に黒字を計上しているが、今後も役員人件費等管理費の抑制に努め、財政の健全化を図られたい。</p> <p>経営目標は全て達成し、良好な法人運営がされているが、更に高い目標の設定についても検討し、本県における公共工事等の品質確保及び建設技術水準の向上に貢献されたい。</p> <p>引き続き、建設資材の材料試験等における高い信頼性の確保及びストックヤードの適正な管理に努められたい。</p> <p>また、公益目的支出計画に基づき実施している研修・広報事業については、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら研修内容の充実を図り、県等の建設工事の施工に係る技術力の向上に努められたい。</p>	<p>これまで、建設事業の材料試験や調査研究の適切な実施を図るとともに、建設副産物リサイクル事業に係るストックヤードの適切な管理運営等により継続的に黒字を続けている。</p> <p>今後も、公益目的支出計画に基づく研修・広報事業を着実に実施するとともに、公共工事の品質確保及び建設技術水準の向上など技術の研鑽に取り組むよう指導していく。</p> <p>また、引き続き経営の効率化・合理化に努め、財務の健全化を図りつつ、これまでに蓄積した高い技術力を広く社会に還元するため、研修・広報事業の充実にも努めるよう指導していく。</p>
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
	資産	資産	負債	正味財産			
	検査指導課	2,558,036千円	361,430千円	2,196,606千円			

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
3	茨城県道路公社	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和3年度は、有料道路料金収入について、4路線いずれも交通量が増えたことから、全体で591百万円(前期比7.1パーセント増)となった。また、駐車場料金収入については、筑波山つつじヶ丘駐車場のみ増収となり、ほか3箇所は減収であったものの、全体で55百万円(前期比3.9パーセント増)となった。</p> <p>有料道路及び有料駐車場事業については、引き続き、利用状況を踏まえながら増収方策に取り組むとともに、より一層の経費削減に努め、県からの長期借入金の計画的な返済が行われるよう経営基盤の強化を図られたい。併せて、更なるサービス向上に努め、住民等の福祉の増進に貢献されたい。</p> <p>また、道路の巡回調査は、県民の生活の安全・安心を守るため、今後とも効率的な実施に努められたい。</p> <p>現行の中期経営計画は令和元年10月に策定したもので、新型コロナウイルス感染症の影響を加味していないため、計画内容の一部に実績との乖離が見られることから、次期計画の策定に向けて、交通量や駐車場需要を適切に見積もり、実態に即した計画となるよう十分検討されたい。</p>	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、有料道路及び有料駐車場について増収であったことから、引き続き、利用状況を踏まえつつ、増収方策に取り組むとともに経費の削減を図り、県の長期貸付金の返済が計画的に行われるよう指導していく。</p> <p>また、中期経営計画について、交通量や駐車場需要を適切に見積もり、実態に即した計画となるよう次期計画を検討していく。</p> <p>公社の解散時期については、財務内容や運営状況を注視し指導監督するとともに、県負担が最小となる適切な解散時期を判断していく。</p>
			決算	前期損益	当期損益		
			3,471千円	6,645千円	△2,709千円		
	<改善措置が必要>	資産	負債	資本			
	道路維持課	資産	21,767,651千円	11,730,560千円	10,037,091千円	<p>県所管課は、県からの新たな借入金が生じることがないように、また、県への借入金返済に支障が生じることがないように、法人の財務内容及び運営状況を注視し、指導監督するとともに、適切な解散時期を判断されたい。</p>	

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
4	鹿島埠頭(株)	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和3年度は、主力事業である曳船事業において、鹿島港並びに茨城港常陸那珂港区及び大洗港区のいずれも曳船稼働回数が増加し、曳船料収入が増となった。また、通船事業における通船稼働回数も増加し通船料収入も増となったことから、法人の売上高は3,012百万円(前期比23.2パーセント増)となり、経営目標は大半の項目において達成した。</p> <p>さらに、法人の当期経常利益は637百万円(前期比161.4パーセント増)、当期純利益は431百万円(前期比82.8パーセント増)であり、高い収益性を確保し、財務の健全性は維持されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大のほか、燃料費の高騰など、法人の経営を取り巻く環境には不確定要素が多数存在することから、今後も経営の安定に資するよう、経営状況を慎重に見極められたい。特に、令和4年4月に曳船1隻の更新を行ったところであるが、老朽化した船舶の更新については、今後の需要動向を的確に把握し、計画的に対応されたい。</p> <p>また、顧客の求めるサービスを安定的に提供できるよう、曳船船員等の確保及び育成により一層努め、組織運営の更なる活性化に取り組まれたい。</p>	引き続き、財務・組織の健全性を維持しながら、計画的な曳船の更新や曳船船員等の人材育成・確保に努め、安全で質の高い港湾サービスの提供が行われるよう指導していく。
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金		
		235,794千円	430,952千円	3,783,415千円			
	<概ね良好>	資産	負債	純資産			
	港湾課	資産	5,689,054千円	1,605,639千円	4,083,415千円		

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
5	(株)茨城ポート オーソリティ	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和3年度は、茨城港常陸那珂港区において入出港隻数及び取扱貨物量が増加したこと等により、法人全体の売上高は3,709百万円(前期比11.5パーセント増)、当期純利益は220百万円(前期比22.7パーセント増)となった。世界的なコンテナ不足や原材料価格高騰等の影響下にあっても収益の伸びは堅調であり、経営状況は安定している。また、経営目標も全て達成されている。</p> <p>令和2年度に若干の経常損失を計上していた港湾業務事業が令和3年度は黒字に転じるなど、法人の財務内容は良好であるが、引き続き効率的な管理運営及び経費の削減に努め、財務の健全性を維持されたい。</p> <p>また、適正な施設管理や役員報酬の根拠を明確にするため、関係規程の整備を検討するとともに、ホームページの公表についても、事業報告等の掲載項目が少ないことから、積極的な情報公開に努められたい。</p> <p>茨城港の更なる利用促進のため、利用者のニーズに的確かつ迅速に対応するよう、県等と連携し、各種サービスのより一層の向上に努め、県内産業の発展に資する港湾運営を継続されたい。</p>	<p>引き続き効率的な管理運営及び経費の削減に努めるとともに、適正な施設管理や役員報酬の根拠を明確にするための関係規程の整備や、ホームページにおいて事業報告等の積極的な情報公開に努めるよう指導していく。</p> <p>今後も、茨城港の利用促進に向け、港湾利用者のニーズに的確に対応したサービス提供に努めるとともに、関係機関等と連携し、港湾運営に努めるよう指導していく。</p>
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金		
		2,947,800千円	1,561,326千円	53.0%			
		179,373千円	220,057千円	2,539,915千円			
	<概ね良好>	資産	負債	純資産			
	港湾課	資産	6,508,856千円	1,025,043千円	5,483,813千円		

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
6	茨城県土地開発公社	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和3年度の経常損益は253百万円(前期比0.7パーセント増)を確保するなど、経営状況は安定しているものの、県からの長期借入金の残高が7,807百万円となっている。</p> <p>ひたちなか地区の完成土地のうち未利用地7ヘクタールについて、土地利用に関する地元市等の要望の把握と併せて、県関係各課との連携をより一層進め、事業計画に基づき処分に努めることにより、県からの長期借入金を早期償還し、財務内容の健全化を図られたい。</p> <p>公有地取得事業については、令和3年度は国直轄事業に係る用地1.0ヘクタールを先行取得するとともに、2.4ヘクタールを国へ処分しており、久慈川緊急治水対策プロジェクト事業用地事務等のあっせん等事業と併せて、国直轄事業の推進に資するよう、着実な実施に努められたい。</p>	<p>ひたちなか地区の未利用地については、「ひたちなか地区留保地利用計画」に基づき、法人が県関係各課等と連携し、地元との調整を図りながら幅広いPR・営業活動を行い、処分に努めるよう指導していく。</p> <p>また、引き続き、貸付地の賃料等により県貸付金の償還を確実にを行うよう指導していく。</p> <p>なお、久慈川緊急治水対策プロジェクト事業用地事務をはじめ、国道6号及び国道50号の直轄国道事業に係る用地取得を支援しているところであり、今後も、国等が行う事業用地の確保において法人の役割が十分に果たせるよう指導していく。</p>
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金		
	<改善措置が必要>	資産	負債	資本			
	都市計画課	資産					
			30,000千円	30,000千円	100.0%		
			250,942千円	253,014千円	4,611,845千円		
			14,790,419千円	10,148,574千円	4,641,845千円		

令和 5 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】（令和 5 年度分）

1 令和 5 年度 国予算案（国土交通省関係）

○ 国土交通省公共事業関係費（国費）

5兆2,502億円

・ 施策の柱

① 国民の安全・安心の確保

② 経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大

③ 豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり

・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（R3～R7、総額15兆円）を計画的に実施。

2 令和 5 年度 県予算案（土木部関係）

○ 土木部関係予算案・・・1,436億8,500万円（対前年度 +7.3%）

○ 土木部公共事業費（企業会計含む）

（単位：百万円）

区 分	R 4	R 5	増 減	増減率
国補公共	63,161	68,167	5,006	7.9%
国補事業	47,396	52,641	5,245	11.1%
直轄事業	15,765	15,526	△ 239	△ 1.5%
県単公共	23,730	23,740	10	0.0%
当初予算額合計	86,891	91,907	5,016	5.8%

令和5年第1回定例会 土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

(令和5年度関係)

令和5年3月14日

土 木 部

目 次

【予算】第5号議案、第17号議案、第23号議案、第24号議案

○令和5年度予算課別一覧（当初予算）	3
○令和5年度予算公共事業費一覧（当初予算）	4
○令和5年度債務負担行為一覧	6
○令和5年度地方債一覧（当初予算）	8

【条例・その他議案】

○第37号議案 茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	9
○第43号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸 さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に 要する費用に係る関係市町村の負担額について	19

令和5年度予算 課別一覽(当初予算)

(一般会計)

土木部

第5号議案 令和5年度茨城県一般会計予算

(単位:千円)

区 分	4年度 A	5年度 B	増減額 C=B-A
監 理 課	3,128,020	2,898,305	△ 229,715
用 地 課	63,311	61,296	△ 2,015
検 査 指 導 課	41,003	39,221	△ 1,782
道 路 建 設 課	29,934,663	30,959,330	1,024,667
道 路 維 持 課	29,220,904	30,453,470	1,232,566
河 川 課	20,171,002	21,107,809	936,807
港 湾 課	3,838,997	5,106,226	1,267,229
営 繕 課	237,763	241,277	3,514
都 市 計 画 課	109,781	142,591	32,810
都 市 整 備 課	2,486,182	2,676,398	190,216
下 水 道 課	2,694,979	2,623,666	△ 71,313
建 築 指 導 課	329,069	447,067	117,998
住 宅 課	4,066,997	4,627,796	560,799
計	96,322,671	101,384,452	5,061,781

(特別会計)

第17号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計予算

港 湾 事 業	8,719,248	10,965,139	2,245,891
計	8,719,248	10,965,139	2,245,891

(企業会計)

第23号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

第24号議案 令和5年度茨城県流域下水道事業会計予算

鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	5,590,487	6,262,508	672,021
流域下水道事業	23,282,741	25,072,842	1,790,101
計	28,873,228	31,335,350	2,462,122

土 木 部 計	133,915,147	143,684,941	9,769,794
---------	-------------	-------------	-----------

令和5年度予算 公共事業費一覧(当初予算)

土木部

(一般会計)

(単位:千円)

区 分		4年度 A	5年度 B	増減額 C=B-A	
道 路 事 業	道路建設課	補助	23,724,653	24,749,340	1,024,687
		県単	4,819,710	4,819,710	-
		計	28,544,363	29,569,050	1,024,687
	道路維持課	補助	9,010,017	10,487,000	1,476,983
		直轄負担金	8,308,000	7,767,165	△ 540,835
		県単	11,177,217	11,187,217	10,000
		計	28,495,234	29,441,382	946,148
	計	補助	32,734,670	35,236,340	2,501,670
		直轄負担金	8,308,000	7,767,165	△ 540,835
		県単	15,996,927	16,006,927	10,000
		計	57,039,597	59,010,432	1,970,835
	河川事業				
河川課		補助	6,743,887	7,380,253	636,366
		直轄負担金	6,327,797	6,628,885	301,088
		県単	6,023,530	6,023,530	-
		計	19,095,214	20,032,668	937,454
港湾事業					
港湾課		補助	547,377	1,888,126	1,340,749
		直轄負担金	940,500	940,500	-
		県単	374,051	374,051	-
		計	1,861,928	3,202,677	1,340,749
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補助	5,675	5,675	-
		計	5,675	5,675	-
	都市整備課	補助	689,871	963,171	273,300
		直轄負担金	188,987	188,987	-
		県単	1,281,374	1,281,374	-
		計	2,160,232	2,433,532	273,300
	計	補助	695,546	968,846	273,300
		直轄負担金	188,987	188,987	-
		県単	1,281,374	1,281,374	-
		計	2,165,907	2,439,207	273,300
下水道事業					
下水道課		補助	891,887	925,887	34,000
		県単	23,700	23,700	-
		計	915,587	949,587	34,000
住宅事業					
住宅課		補助	1,595,146	2,041,221	446,075
		計	1,595,146	2,041,221	446,075
計		補助	43,208,513	48,440,673	5,232,160
		直轄負担金	15,765,284	15,525,537	△ 239,747
		県単	23,699,582	23,709,582	10,000
		計	82,673,379	87,675,792	5,002,413

令和5年度予算 公共事業費一覧(当初予算)

(企業会計)

(単位:千円)

区 分		4年度 A	5年度 B	増減額 C=B-A
流域下水道事業 下水道課	補助	4,186,925	4,200,500	13,575
	県単	30,931	30,931	-
	計	4,217,856	4,231,431	13,575
計	補助	4,186,925	4,200,500	13,575
	県単	30,931	30,931	-
	計	4,217,856	4,231,431	13,575

土木部計	補助	47,395,438	52,641,173	5,245,735
	直轄負担金	15,765,284	15,525,537	△ 239,747
	県単	23,730,513	23,740,513	10,000
	計	86,891,235	91,907,223	5,015,988

令和5年度債務負担行為一覧

土木部

第5号議案 令和5年度茨城県一般会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
地方道路整備 工事請負契約	一般国道355号、石岡市東成井地内の東成井跨線橋外1箇所 [※] の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	2,000,000千円	道路建設課
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先外6箇所 [※] の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	700,000千円	河川課
県営住宅建設 工事請負契約	都和アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	385,000千円	住宅課

【費用負担契約に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、那珂市額田南郷地内の額田こ道橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和6年度	90,000千円	道路建設課
地方道路整備 費用負担契約	一般県道日立港線、日立市久慈町地内の甕の橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	300,000千円	道路維持課
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道北茨城大子線、北茨城市磯原地内の磯原跨線橋の橋梁耐震に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和8年度	1,100,000千円	道路維持課
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道筑西つくば線、筑西市成田地内の成田陸橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和6年度	60,000千円	道路維持課
国補河川改修 費用負担契約	一級河川沢渡川、水戸市見和地先の捷水路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	1,400,000千円	河川課

第23号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
鹿島臨海都市計画 下水道工事請負契約	鹿島臨海都市計画下水道の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	130,000千円	下水道課

第24号議案 令和5年度茨城県流域下水道事業会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
霞ヶ浦常南流域 下水道工事請負契約	霞ヶ浦常南流域下水道の処理場及びポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	622,654千円	下水道課
霞ヶ浦湖北流域 下水道工事請負契約	霞ヶ浦湖北流域下水道の処理場整備に係る工事請負契約を締結する	自 令和6年度 至 令和7年度	2,165,800千円	
那珂久慈流域 下水道工事請負契約	那珂久慈流域下水道のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	105,520千円	
鬼怒小貝流域 下水道工事請負契約	鬼怒小貝流域下水道の処理場及びポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	125,776千円	
小貝川東部流域 下水道工事請負契約	小貝川東部流域下水道のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	70,980千円	

令和5年度地方債一覧(当初予算)

土木部

第5号議案 令和5年度茨城県一般会計予算

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	12,640,000	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
海岸整備事業	223,700			
砂防事業	51,900			
急傾斜地崩壊対策事業	165,200			
港湾整備事業	1,600,600			
道路橋梁整備事業	23,612,800			
街路事業	81,000			
公営住宅建設事業	986,100			
過年補助災害復旧事業	14,400			
現年補助災害復旧事業	164,600			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	21,800			
単独災害復旧事業	173,300			
公園事業	621,400			
防災対策事業	430,500			
合併特例事業	1,409,500			
地方道路等整備事業	741,800			
緊急防災・減災事業	281,600			
計	43,301,200			

第17号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	6,967,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内(据置期間を含む。)

第23号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算(企業債)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鹿島臨海都市計画下水道事業	1,176,000	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内(据置期間を含む。)

第24号議案 令和5年度茨城県流域下水道事業会計予算(企業債)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	1,194,300	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内(据置期間を含む。)

第 37 号議案 茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

港湾課

1 改正の理由・根拠

鹿島港北海浜地区新浜緑地及び大洗マリーナを譲渡することに伴い、所要の改正をしようとするもの。

2 改正の目的

鹿島港北海浜地区新浜緑地を鹿嶋市へ、大洗マリーナを民間企業へ譲渡することに伴い、これらの施設に係る規定を削除しようとするもの。

3 背景・必要性

鹿島港北海浜地区新浜緑地については、鹿嶋市が当該施設を継続して利活用することにより、地域のニーズに対応したきめ細やかなサービスが提供されるとともに、当該エリアのより一層の地域振興に寄与するため、市へ譲与するもの。

大洗マリーナについては、マリーナ機能を維持しつつ、民間のノウハウを活かした機能拡充や新たな事業展開による施設の魅力向上を推進し、当該地域の活性化及び一層の観光誘客を図るため、民間企業へ譲渡するもの。

4 内容

茨城県港湾施設管理条例において、「鹿島港北海浜地区新浜緑地」及び「大洗マリーナ」に関する規定を削除する。

- (1) 第 3 条に定める使用の許可に関する規定の改正
- (2) 第 12 条に定める使用の期間に関する規定の改正
- (3) 第 12 条の 2 に定める供用日等に関する規定の改正
- (4) 第 18 条に定める指定管理者による管理に関する規定の改正
- (5) 第 18 条の 2 に定める指定管理者が行う業務に関する規定の改正
- (6) 第 18 条の 7 に定める利用料金の納付等に関する規定の改正

5 効果・影響

鹿島港北海浜地区新浜緑地を鹿嶋市へ、大洗マリーナを民間企業へ譲渡することに併せて、条例の整合を図る。

6 施行日

- ・鹿島港北海浜地区新浜緑地に係る規定：令和 5 年 4 月 1 日
- ・大洗マリーナに係る規定：規則で定める日

(参考) 鹿島港北海浜地区新浜緑地の鹿嶋市への譲与について

1 譲与する土地及び施設

土 地：鹿嶋市大字新浜 12 番 (89,014 m²)

施 設：新浜緑地の建物等一式 (多目的球技場、テニスコート、駐車場、管理棟 等)

2 譲与先等

相 手 方：鹿嶋市

譲与予定日：令和5年4月1日

3 譲与する理由

鹿嶋市が当該施設を継続して利活用することにより、地域のニーズに対応したきめ細やかなサービスが提供されるとともに、当該エリアのより一層の地域振興に寄与するため。



(参考) 大洗マリーナ及び拡張地の売却について

1 売却する土地及び施設

土地：東茨城郡大洗町港中央 12-5 ほか 2 筆 (計 49,273.02 m²)

施設：大洗マリーナの建物等一式

(クラブハウス、休憩所、倉庫、護岸、上下架施設、浮棧橋 等)

2 売却先等

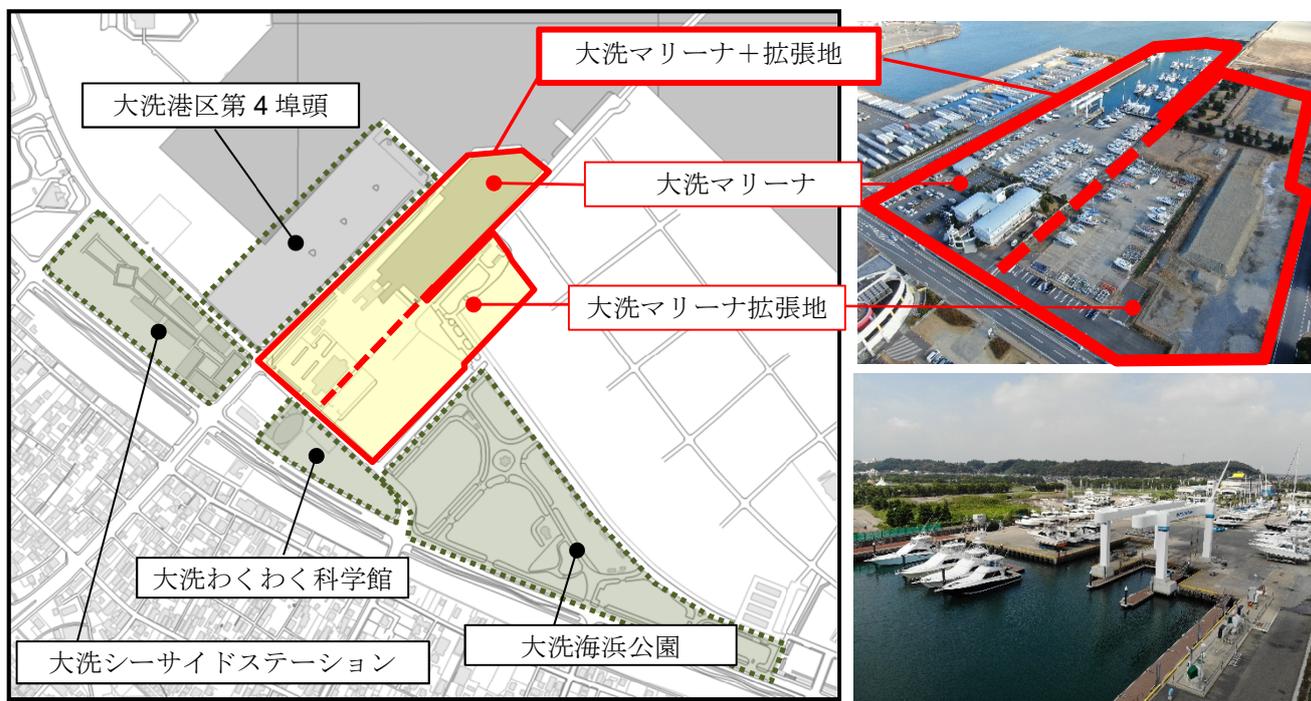
相手方：東京都港区南青山二丁目12番14号

株式会社ユニマットプレシヤス 代表取締役 高橋 洋二

引渡予定日：令和5年度上半期

3 売却する理由

大洗マリーナ及び拡張地を民間企業に売却し、マリーナ機能を維持しつつ、民間のノウハウを活かした機能拡充や新たな事業展開による施設の魅力向上を推進し、当該地域の活性化及び一層の観光誘客を図るため。



改正案	現行																								
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 別表第2の種別の欄並びに別表第3 <u>その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表</u>の種別の欄に掲げる港湾施設(以下「許可港湾施設」という。)を使用しようとする者(旅客待合所、船員待合所及び管理棟(会議室を除く。))にあつては、その使用目的以外の目的に使用しようとする者に限る。)は、知事の許可を受けなければならない。許可港湾施設の使用に当たつて、その使用の場所に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときも同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>魚釣園</u>等の供用日等)</p> <p>第12条の2 _____</p> <p>_____ 茨城港大洗港区の区域内において魚釣りのための港湾施設として整備するもの(以下「魚釣園」という。))及び茨城港大洗港区の区域内においてプレジャーボートによる海洋性レクリエーションのための港湾施設として一体的に整備するもの(以下「大洗マリーナ」という。))の供用日及び供用時間は、次の表に定めるとおりとする。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 別表第2の種別の欄並びに別表第3 <u>その1 鹿島港の運動施設の利用料金の表、その3 大洗マリーナの利用料金の表及びその5 土浦港の港湾施設の利用料金の表</u>の種別の欄に掲げる港湾施設(以下「許可港湾施設」という。)を使用しようとする者(旅客待合所、船員待合所及び管理棟(会議室を除く。))にあつては、その使用目的以外の目的に使用しようとする者に限る。)は、知事の許可を受けなければならない。許可港湾施設の使用に当たつて、その使用の場所に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときも同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>鹿島港の運動施設</u>等の供用日等)</p> <p>第12条の2 <u>鹿島港の区域内において運動のための港湾施設として整備するもの(以下「鹿島港の運動施設」という。))</u>、茨城港大洗港区の区域内において魚釣りのための港湾施設として整備するもの(以下「魚釣園」という。))及び茨城港大洗港区の区域内においてプレジャーボートによる海洋性レクリエーションのための港湾施設として一体的に整備するもの(以下「大洗マリーナ」という。))の供用日及び供用時間は、次の表に定めるとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>魚釣園</td> <td>毎週火曜日(その日が<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。))</u>に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日</td> <td>5月1日から10月31日までの間 午前7時から午後7時まで 11月1日から翌年の4月30日までの間 午前8時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>大洗マリーナ</td> <td>上記に同じ</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	供用日	供用時間	<u>(削除)</u>			魚釣園	毎週火曜日(その日が <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。))</u> に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	5月1日から10月31日までの間 午前7時から午後7時まで 11月1日から翌年の4月30日までの間 午前8時から午後5時まで	大洗マリーナ	上記に同じ	午前9時から午後5時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>鹿島港の運動施設</u></td> <td>毎週月曜日(その日が<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。以下「休日」という。))</u>に当たるときは、その翌々日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>魚釣園</td> <td>毎週火曜日(その日が<u>休日</u>に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日</td> <td>5月1日から10月31日までの間 午前7時から午後7時まで 11月1日から翌年の4月30日までの間 午前8時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>大洗マリーナ</td> <td>上記に同じ</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	供用日	供用時間	<u>鹿島港の運動施設</u>	毎週月曜日(その日が <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。以下「休日」という。))</u> に当たるときは、その翌々日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後9時まで	魚釣園	毎週火曜日(その日が <u>休日</u> に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	5月1日から10月31日までの間 午前7時から午後7時まで 11月1日から翌年の4月30日までの間 午前8時から午後5時まで	大洗マリーナ	上記に同じ	午前9時から午後5時まで
種別	供用日	供用時間																							
<u>(削除)</u>																									
魚釣園	毎週火曜日(その日が <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。))</u> に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	5月1日から10月31日までの間 午前7時から午後7時まで 11月1日から翌年の4月30日までの間 午前8時から午後5時まで																							
大洗マリーナ	上記に同じ	午前9時から午後5時まで																							
種別	供用日	供用時間																							
<u>鹿島港の運動施設</u>	毎週月曜日(その日が <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。以下「休日」という。))</u> に当たるときは、その翌々日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後9時まで																							
魚釣園	毎週火曜日(その日が <u>休日</u> に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	5月1日から10月31日までの間 午前7時から午後7時まで 11月1日から翌年の4月30日までの間 午前8時から午後5時まで																							
大洗マリーナ	上記に同じ	午前9時から午後5時まで																							

2 (略)

(指定管理者による管理)

第 18 条 次に掲げる港湾施設(以下「指定管理港湾施設」という。)の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(削除)

(1) 茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設
(港中央公園に限る。)

(2) 魚釣園

(3) 大洗マリーナ

(4) 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設

(5) 土浦港の港湾施設

(指定管理者が行う業務)

第 18 条の 2 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第 12 条の 2 第 2 項の規定による 魚釣園及び大洗マリーナの供用日及び供用時間の臨時の変更に関する業務

(4)~(6) (略)

(利用料金の納付等)

第 18 条の 7 使用者(別表第 3 その 2 大洗マリーナの利用料金の表及びその 4 土浦港の港湾施設の利用料金の表の種別の欄に掲げる港湾施設に係る許可を受けた者に限る。), 魚釣園に入園する者及び茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設のうち大洗海浜公園の駐車場を利用する者(知事が定める期間において知事が定める時間に利用する者に限る。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2・3 (略)

別表第 3(第 3 条, 第 18 条の 7, 第 18 条の 11 関係)

(削除)

2 (略)

(指定管理者による管理)

第 18 条 次に掲げる港湾施設(以下「指定管理港湾施設」という。)の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1) 鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北海浜地区の港湾環境整備施設

(2) 茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園に限る。)

(3) 魚釣園

(4) 大洗マリーナ

(5) 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設

(6) 土浦港の港湾施設

(指定管理者が行う業務)

第 18 条の 2 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第 12 条の 2 第 2 項の規定による 鹿島港の運動施設, 魚釣園及び大洗マリーナの供用日及び供用時間の臨時の変更に関する業務

(4)~(6) (略)

(利用料金の納付等)

第 18 条の 7 使用者(別表第 3 その 1 鹿島港の運動施設の利用料金の表, その 3 大洗マリーナの利用料金の表及びその 5 土浦港の港湾施設の利用料金の表の種別の欄に掲げる港湾施設に係る許可を受けた者に限る。), 魚釣園に入園する者及び茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設のうち大洗海浜公園の駐車場を利用する者(知事が定める期間において知事が定める時間に利用する者に限る。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2・3 (略)

別表第 3(第 3 条, 第 18 条の 7, 第 18 条の 11 関係)

その 1 鹿島港の運動施設の利用料金

種別	単位		利用料金
テニスコート	午前(午前9時から正午まで)	1面につき	1,600円
	午後(正午から午後5時まで)		2,600円
	午前・午後(午前9時から午後5時まで)		3,700円
	夜間(午後5時から午後9時まで)		2,100円
	上の時間の区分によらないときは、1時間までごとに		500円
多目的球技場	午前(午前9時から正午まで)		2,600円
	午後(正午から午後5時まで)		4,300円
	午前・午後(午前9時から午後5時まで)		6,100円
	夜間(午後5時から午後9時まで)		3,500円
	上の時間の区分によらないときは、1時間までごとに		900円
照明電力	テニスコート	1時間までごとに	300円
	多目的球技場		1,800円

その1 魚釣園の利用料金

その2 大洗マリーナの利用料金

その3 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金

その4 土浦港の港湾施設の利用料金

その2 魚釣園の利用料金

その3 大洗マリーナの利用料金

その4 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金

その5 土浦港の港湾施設の利用料金

改正案	現行
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 別表第2の種別の欄及び別表第3 <u>その3 土浦港の港湾施設の利用料金の表</u>の種別の欄に掲げる港湾施設(以下「許可港湾施設」という。)を使用しようとする者(旅客待合所、船員待合所及び管理棟_____にあつては、その使用目的以外の目的に使用しようとする者に限る。)は、知事の許可を受けなければならない。許可港湾施設の使用に当たつて、その使用の場所に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときも同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用の期間)</p> <p>第12条 第3条の規定による許可に係る使用期間は、プレジャーボート用泊地、旅客待合所、野積場、船員待合所、港湾施設の用地_____又は管理棟_____については1年以内とし、それ以外の施設については15日以内とする。ただし、知事が特別事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(魚釣園_の供用日等)</p> <p>第12条の2 茨城港大洗港区の区域内において魚釣りのための港湾施設として整備するもの(以下「魚釣園」という。) _____の供用日及び供用時間は、次の表に定めるとおりとする。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 別表第2の種別の欄並びに別表第3 <u>その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表</u>の種別の欄に掲げる港湾施設(以下「許可港湾施設」という。)を使用しようとする者(旅客待合所、船員待合所及び管理棟(<u>会議室を除く。</u>))にあつては、その使用目的以外の目的に使用しようとする者に限る。)は、知事の許可を受けなければならない。許可港湾施設の使用に当たつて、その使用の場所に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときも同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用の期間)</p> <p>第12条 第3条の規定による許可に係る使用期間は、プレジャーボート用泊地、旅客待合所、野積場、船員待合所、港湾施設の用地、<u>艇置場、浮棧橋</u>又は管理棟(<u>会議室を除く。</u>)については1年以内とし、それ以外の施設については15日以内とする。ただし、知事が特別事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(魚釣園<u>等</u>の供用日等)</p> <p>第12条の2 茨城港大洗港区の区域内において魚釣りのための港湾施設として整備するもの(以下「魚釣園」という。)<u>及び茨城港大洗港区の区域内においてプレジャーボートによる海洋性レクリエーションのための港湾施設として一体的に整備するもの(以下「大洗マリーナ」という。)</u>の供用日及び供用時間は、次の表に定めるとおりとする。</p>

種別	供用日	供用時間
魚釣園	毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。以下「休日」という。))に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	5月1日から10月31日までの間 午前7時から午後7時まで 11月1日から翌年の4月30日までの間 午前8時から午後5時まで
<u>(削除)</u>		

2 (略)

(指定管理者による管理)

第18条 次に掲げる港湾施設(以下「指定管理港湾施設」という。)の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)・(2) (略)

(削除)

(3) 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設

(4) 土浦港の港湾施設

(指定管理者が行う業務)

第18条の2 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第12条の2第2項の規定による魚釣園 _____ の供用日及び供用時間の臨時の変更に関する業務

(4)~(6) (略)

(利用料金の納付等)

第18条の7 使用者(別表第3 その3 土浦港の港湾施設の利用料金の表の種別の欄に掲げる港湾施設に係る許可を受けた者に限る。), 魚釣園に入園する者及び茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設のうち大洗海浜公園の駐車場を利用する者(知事が定める期間において知事が定める時間に利用する者に限る。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2・3 (略)

種別	供用日	供用時間
魚釣園	毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月1日を除く。以下「休日」という。))に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	5月1日から10月31日までの間 午前7時から午後7時まで 11月1日から翌年の4月30日までの間 午前8時から午後5時まで
<u>大洗マリーナ</u>	<u>上記に同じ</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>

2 (略)

(指定管理者による管理)

第18条 次に掲げる港湾施設(以下「指定管理港湾施設」という。)の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 大洗マリーナ

(4) 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設

(5) 土浦港の港湾施設

(指定管理者が行う業務)

第18条の2 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第12条の2第2項の規定による魚釣園 及び大洗マリーナの供用日及び供用時間の臨時の変更に関する業務

(4)~(6) (略)

(利用料金の納付等)

第18条の7 使用者(別表第3 その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表の種別の欄に掲げる港湾施設に係る許可を受けた者に限る。), 魚釣園に入園する者及び茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設のうち大洗海浜公園の駐車場を利用する者(知事が定める期間において知事が定める時間に利用する者に限る。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2・3 (略)

別表第3(第3条, 第18条の7, 第18条の11関係)

その1 魚釣園の利用料金

(略)

(削除)

別表第3(第3条, 第18条の7, 第18条の11関係)

その1 魚釣園の利用料金

(略)

その2 大洗マリーナの利用料金

種別		単位	利用料金
栈橋・物揚場		1隻1日につき	4,300円
艇置場	艇長が5メートル以下のもの	1隻1年につき	160,200円
	艇長が5メートルを超え7メートル以下のもの		160,200円に艇長が5メートルを超える部分について1メートルまでごとに53,500円を加算した額
	艇長が7メートルを超えるもの		267,200円に艇長が7メートルを超える部分について1メートルまでごとに106,700円を加算した額
浮栈橋	艇長が10メートル以下のもの	1隻1年につき	603,300円
	艇長が10メートルを超えるもの		603,300円に艇長が10メートルを超える部分について1メートルまでごとに106,700円を加算した額
上下架施設	艇長が6メートル以下のもの	1隻1回につき	3,200円
	艇長が6メートルを超え10.5メートル以下のもの		3,200円に艇長が6メートルを超える部分について1.5メートルまでごとに1,000円を加算した額
	艇長が10.5メートルを超えるもの		7,200円
管理棟	会議室	午前(午前9時から正午まで)	6,400円
		午後(午後1時から午後5時まで)	8,600円
		午前・午後(午前9時から午後5時まで)	12,700円

		夜間(午後5時から翌日の午前9時までの1時間につき)	3,200円
	会議室以外の部分	1平方メートル1月につき	5,100円

備考

- 1 艇長とは、艇体の全長をいう。ただし、船台を使用する場合において、船台の長さが艇体の全長を超えるときは、当該船台の長さをいう。
- 2 使用期間が1年を単位とする場合において、その使用期間に1年未満の端数月数があるときは、月割りとする。この場合において、1月未満の日数は、1月とする。
- 3 使用期間が1月を単位とする場合において、その使用期間に1月未満の端数日数があるときは、15日までは半月分とし、16日以上は1月分とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、使用時間が単位に満たないときは、その単位まで切り上げる。

その2 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金

その3 土浦港の港湾施設の利用料金

その3 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金

その4 土浦港の港湾施設の利用料金

第43号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道課

1 提出理由

令和5年度において、県が行う流域下水道の維持管理に要する費用の関係市町村の負担額について、定めようとするものである。

2 根拠法令

- ・下水道法第31条の2

(要旨)

流域下水道を管理する都道府県は、下水道法第31条の2第1項に基づき、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用について負担させることができる。

負担額は、同条第2項の規定により市町村の意見をきいたうえ、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

3 議案の概要

(負担額等一覧)

流域下水道名	負担額 (千円)	関係市町村
霞ヶ浦常南	2,432,274	龍ヶ崎市外5市町
霞ヶ浦湖北	2,091,765	土浦市外4市町
霞ヶ浦水郷	331,617	潮来市外1市
那珂久慈	2,262,950	水戸市外8市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合
利根左岸さしま	394,537	古河市外2市町
鬼怒小貝	437,395	下妻市外3市町
小貝川東部	354,421	下妻市外3市
計	8,304,959	

4 参考事項

関係市町村には、下水道法に基づいて意見を聞き、同意する旨の回答を得ている。

令和 5 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会

令和 5 年度土木部主要事業等

令和 5 年 3 月 1 4 日

土 木 部

目 次

● 令和5年度建設業関連施策（監理課）	3
● 用地取得体制の整備（用地課）	4
● 公共用地の取得推進（用地課）	5
● 茨城県土木部における「建設業の担い手の中長期的な育成・確保」に向けた主な取組（監理課・検査指導課）	6
● 高規格幹線道路の整備状況（道路建設課）	7
● 国補道路整備事業（道路建設課）	8
● 国補道路維持事業（道路維持課）	9
● 流域治水に基づく防災・減災事業（河川課）	10
● 令和5年度港湾課の主要事業について（港湾課）	11
● 令和5年度営繕課の主要事業等について（営繕課）	12
● 都市計画の定期見直し（都市計画課）	13
● 偕楽園魅力向上等推進事業（都市整備課）	14
● 令和5年度下水道課の主要事業（下水道課）	15
● 建築物等震災対策事業・大規模建築物等耐震化支援事業（建築指導課）	16
● 県営住宅の整備について（住宅課）	17

令和5年度建設業関連施策（建設業法等施行関連）

建設業許可・経営事項審査の実施

■ 建設業の許可

- ・建設業法に基づき、建設業を営もうとする者に対し、建設工事の種類ごとに建設業の許可を行う。

■ 経営事項審査

- ・建設業法に基づき、公共工事の入札に参加しようとする建設業者に対し経営等に関する審査を行う。

建設業者の法令遵守への取組

■ 建設業経営者研修会の開催

- ・法令等の遵守事項や制度改正等について周知を図るため、県内建設業者を対象に（一社）茨城県建設業協会との共催により研修会を開催する。

■ 監督処分の実施

- ・建設業法に基づき、法令違反などを行った建設業者に対し、営業の停止等の監督処分を行う。

入札・契約制度の適正な運用

■ 入札・契約制度

- ・公正、透明な入札・契約制度の推進や工事品質の確保、地域のインフラ維持、災害対応の担い手たる県内建設業者の育成等を図るため、入札・契約制度の適正な運用に努める。

■ 入札参加資格審査（格付）

- ・建設業者の規模や施工能力等に応じた入札が行われるよう、入札参加資格の審査において、経営力、技術力及び社会貢献等を評価し、格付を行う。

■ ダンピング対策

- ・最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を活用し、ダンピング受注の防止を図る。

■ 入札監視委員会による審議

- ・外部有識者で構成する入札監視委員会を設置し、入札・契約の過程や契約内容等を審議することにより、透明性の確保に努める。

県内建設業の振興

■ 県内建設業者の受注機会の確保

- ・県内建設業者が施工可能な工事は、県内建設業者への発注を原則とするとともに、技術的難易度の高い工事等についても、JV制度を活用し、県内建設業者の参画機会の確保に努める。

■ 建設業者の経営支援

- ・担い手の確保・育成や働き方改革など、建設業者の経営を支援するため、建設業の課題をテーマとしたセミナー（建設業活性化フォーラム）を開催する。

建設工事に係る紛争処理

■ 建設工事に係る紛争解決の支援

- ・建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、茨城県建設工事紛争審査会においてその処理に当たる。

用地取得体制の整備

用地課

1. 目的

用地取得体制を整備することにより用地取得における各種課題を解決し、公共用地の適正かつ迅速な取得の推進を図る。

2. 課題

① 社会状況の変化による地権者の権利意識の高揚等に伴う用地交渉の複雑化・困難化への対応

② 通常事業に加え、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化事業等への対応

3. 具体的な取組

① 用地職員の資質の向上
○実務的かつ専門的内容の研修会等の実施
・基礎研修(初任者研修)
・実務研修(用地補償研修会等)
・専門研修(補償問題研究会)
○事務所等へ用地補償の指導助言

② 用地業務の外部委託の推進
○補償コンサルタントの活用
○地元市町村との連携
○公共嘱託登記司法書士等協会の活用

公共用地の取得推進

用地課

用地取得の進捗管理の徹底

【土木部用地取得推進調整会議】

部内関係各課・事務所等を招集・開催（年2回）

- 1 「用地事務状況調査」の報告
- 2 「用地取得強化路線」の指定・解除
- 3 「用地取得困難路線」の指定・解除
- 4 指定された路線等の
 - ① 継続的な進捗管理
 - ② 対応策
 - ③ 収用手続きへの移行等を協議

具体的な取組

【用地事務状況調査】

土木事務所等からの聞き取り調査を実施（年3回）

- 1 用地取得の執行状況の確認
- 2 用地取得強化路線
- 3 用地取得困難路線
- 4 多数共有地の処理の状況等を把握

報告

各路線の
執行管理

路線等の指定管理

【用地取得強化路線】

防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策事業などのプロジェクト事業及び市町村から整備促進要望のある幹線道路等のうち、収用を視野に入れ集中的かつ重点的に用地取得を推進すべき路線

指定・解除

困難案件への対応

土地収用制度の活用

【土地収用法に基づく収用手続き】

- 1 事業認定申請
- 2 収用裁決申請

収用手続き

【用地取得困難路線】

事業反対、権利輻輳及び高額補償要求等への対応として、土地収用制度の活用へ移行する路線

茨城県土木部における「建設業の担い手の中長期的な育成・確保」に向けた主な取組 ～働き方改革等の促進による建設業の魅力向上～

背景

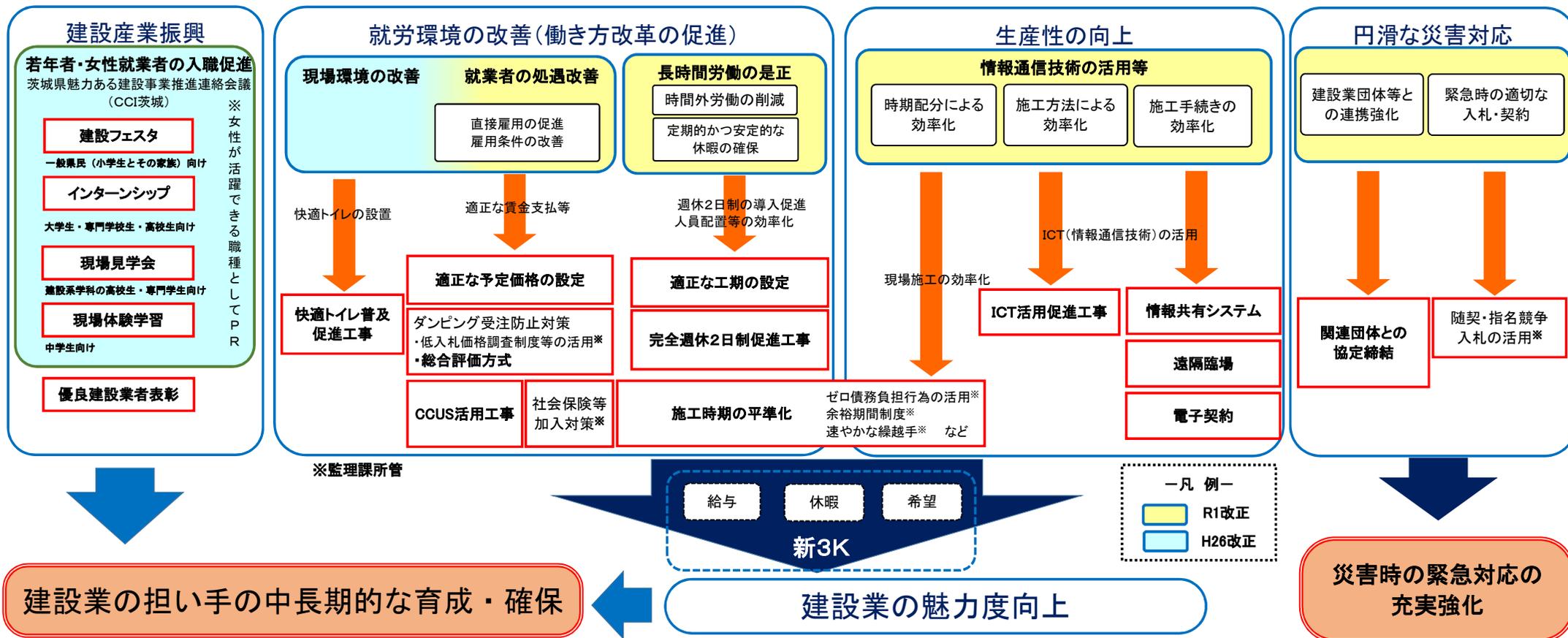
建設業就業者の高齢化に伴う大量離職等により、就業者不足が見込まれていることから、将来に亘ってインフラの整備・維持管理とその品質確保や、災害対応など地域の安全・安心を継続的に確保するため、建設業の担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

取組内容

人材の確保、働き方改革の推進に向けた取組み

省人化・省力化に向けた取組み

災害への対応



高規格幹線道路の整備状況

(圏央道・東関道水戸線・スマートIC)



国補道路整備事業 (地方道路整備費)

道路建設課

R5当初予算額 24,510,686千円

「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための道路整備を重点的に推進し、住みよくて、魅力あふれる茨城を目指します。

「新しい安心安全」

災害・危機に強い県づくり

国土強靱化に資する緊急輸送道路等のネットワークの整備

- ・ 国道118号那珂大宮バイパス
- ・ 国道125号美浦阿見拡幅
- ・ 常陸那珂港山方線
(水戸外環状道路) ほか

国道118号那珂大宮バイパス



緊急輸送道路等のネットワーク機能を確保するため、老朽化した橋梁の計画的な更新

- ・ 国道123号那珂川大橋
- ・ 国道461号上岡橋
- ・ 筑西つくば線(養蚕橋) ほか

筑西つくば線(養蚕橋)



「新しい夢・希望」

活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

企業立地の促進を図る高速道路 I Cアクセス道路整備

- ・ 国道354号境岩井・古河境バイパス
- ・ 土浦竜ヶ崎線
- ・ 結城坂東線 ほか

土浦竜ヶ崎線



陸・海・空の交通拠点をネットワーク化する広域的な幹線道路の整備

- ・ 国道245号日立港区北拡幅
- ・ 国道294号常総立体 ほか

国道245号日立港区北拡幅



都市地域間の連携を強化する広域的な幹線道路整備

- ・ 国道354号谷田部バイパス
- ・ 国道355号石岡岩間拡幅
- ・ 筑西三和線(筑西幹線道路) ほか

筑西三和線(筑西幹線道路)



国補道路維持事業 (地方道路整備費)

道路維持課

R5当初予算額 10,487,000千円

通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策や、橋梁の耐震化や道路法面・冠水対策、無電柱化などの防災・減災対策、長寿命化計画に基づく道路の老朽化対策を実施する。

交通安全対策

【交通安全】 常陸那珂港山方線（那珂市）外



【交通安全】常陸那珂港山方線



対策イメージ

道路の防災・減災対策

【橋梁耐震化】 国道408号 長豊橋（河内町）外

【無電柱化】 平友部停車場線（笠間市）外

【法面・冠水】 国道124号（神栖市）外



【橋梁耐震化】国道408号長豊橋



対策イメージ

道路の老朽化対策

【橋梁修繕】 水戸神栖線 梅香高架橋（水戸市）外

【路面再生】 国道349号（常陸太田市）外



塗装塗り替え

【橋梁修繕】水戸神栖線 梅香高架橋



全景

【路面再生】国道349号



【無電柱化】平友部停車場線



対策イメージ

流域治水に基づく防災・減災事業（公共事業）

R5当初予算額 13,404 百万円

【事業目的】

頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえ、河川・海岸等において、重点的・集中的に対策を講じるとともに、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」に基づき、ハード・ソフトの両面から住民の安全・安心の確保に努める。

国補公共(R5当初予算額:7,380百万円)

区分	主な事業内容	主な事業箇所
河川事業	河道掘削、護岸整備、調節池整備	桜川(土浦等)、恋瀬川(石岡等)、中通川(つくばみらい)、八間掘川(常総)、田川(結城)、中丸川(ひたちなか)
海岸事業	養浜	鹿嶋海岸(鹿嶋)
ダム事業	設備更新	花貫ダム(高萩)
急傾斜・砂防事業	法面保護工、砂防改築工	弁才天2地区(小美玉)、秋田川(常陸大宮)

県単公共(R5当初予算額:6,024百万円)

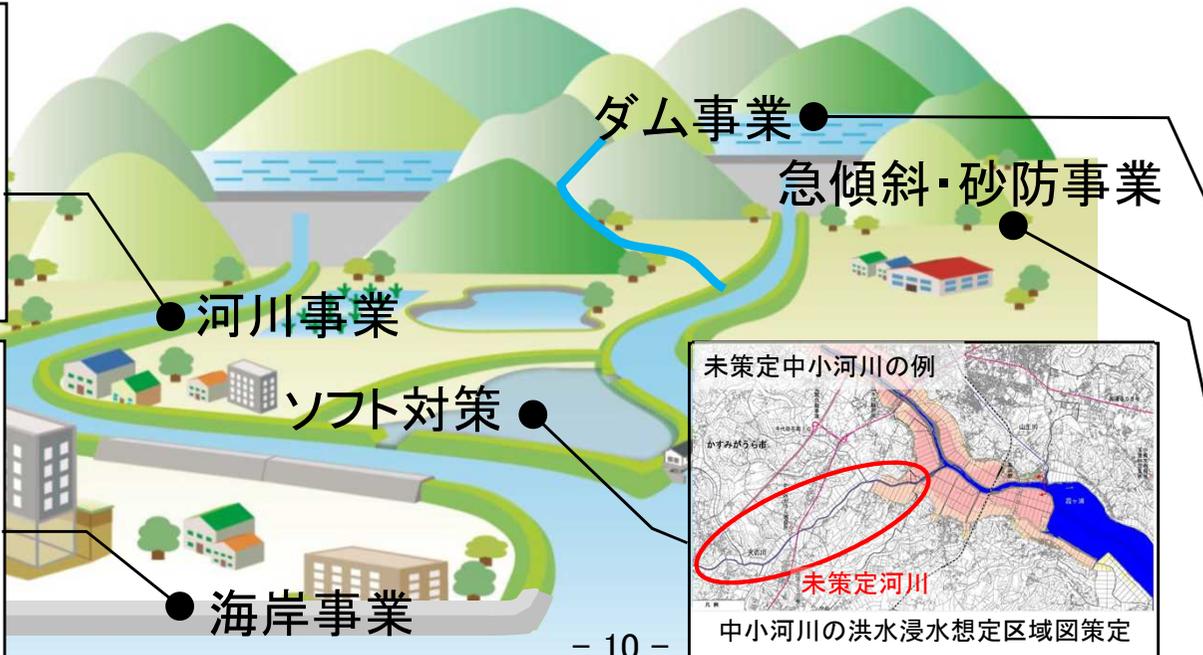
区分	主な事業内容	主な事業箇所
河川事業	護岸修繕、土砂浚渫、河道整備	花室川(阿見)、西仁連川(結城・坂東)、境川(水戸)
海岸事業	維持修繕	磯原海岸(北茨城)
急傾斜・砂防事業	法面保護工	西の前-2地区(石岡)、木田余地区(土浦)



河道掘削: 桜川(土浦市)



養浜: 鹿嶋海岸(鹿嶋市)



設備更新: 花貫ダム(高萩市)



法面対策: 弁才天2地区(小美玉市)

令和5年度 港湾課の主要事業について

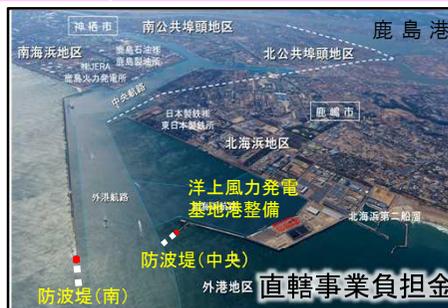
R5当初予算額 8,777百万円

【事業目的】

- ・大規模災害に対する港湾施設、港湾海岸の防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図る。
- ・定期点検等により劣化が著しいと診断され、早期修繕が必要な港湾施設の老朽化対策を集中的に実施する。
- ・地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備を推進する。

主な事業内容

区 分	整備内容	R5年度		
		箇所数	事業費(百万円)	主な事業箇所
国補統合補助事業費	埋没浚渫、老朽化対策など	4箇所	959	茨城港各港区、鹿島港
津波・高潮対策事業費	防潮堤整備、水門整備	1箇所	889	大洗港区海岸
県単港湾維持改良費	維持浚渫、日常管理	4箇所	353	茨城港各港区、鹿島港
港湾直轄事業負担金	常陸那珂:防波堤(東)、岸壁 鹿島:防波堤(南・中央)、岸壁	2箇所	941	茨城港常陸那珂港区、鹿島港
災害港湾施設復旧費	災害対応		61	
公共事業費計			3,203	
特会港湾建設費	ふ頭用地整備、荷役機械更新など	3箇所	5,574	茨城港(日立港区、常陸那珂港区)、鹿島港
特会事業費計			5,574	
港湾建設費計			8,777	



令和5年度 営繕課の主要事業等について

営繕課

1 工事件数及び工事額等の推移(直近5ヶ年)

	工事						設計等	
	件数			工事額(百万円)			件数	委託額(百万円)
	一般	学校	計	一般	学校	計		
R 1	86	114	200	3,993	1,750	5,743	186	219
R 2	86	96	182	2,450	2,178	4,628	251	240
R 3	101	111	212	3,562	3,445	7,007	283	558
R 4	81	103	184	3,143	5,460	8,603	209	658
R 5 計	65	58	123	8,079	6,895	14,974	164	691
R 4繰	20	18	38	944	1,770	2,714	26	64
R 5	45	40	85	7,135	5,125	12,260	138	627

注) 「一般」は知事部局等所管分、「学校」は教育庁所管分
 R1～R3は決算額、R4は決算見込額(R5.2末時点)、R5は予算(依頼)額
 繰越・債務工事の件数は複数年度に重複計上、工事額は年度所属金を振り分けて計上

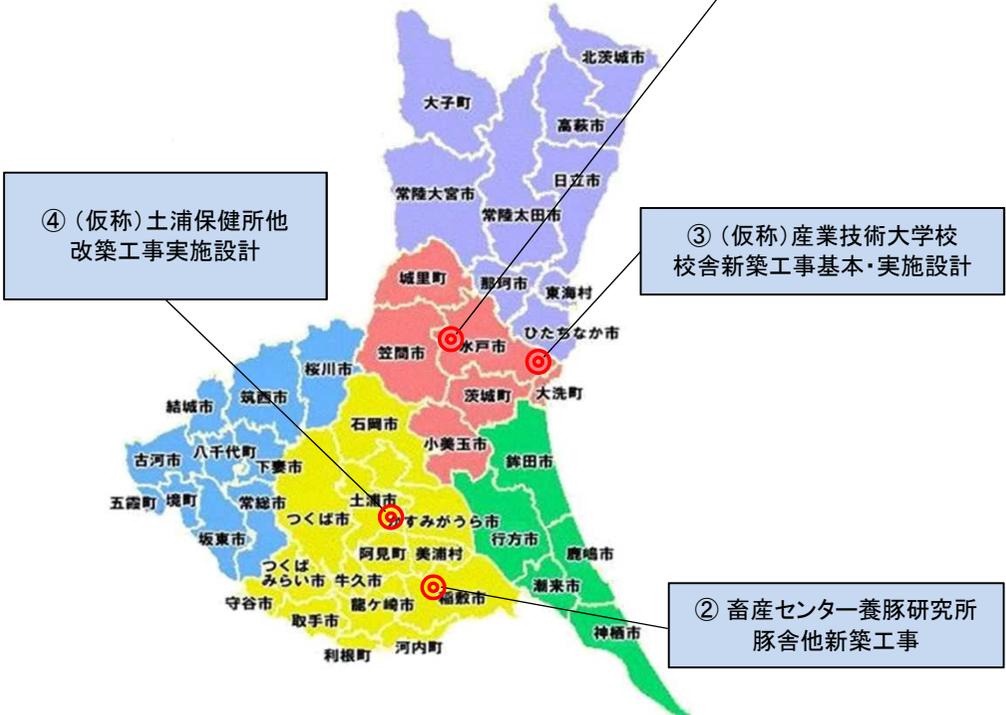
⑤ 県立高校等長寿命化改修工事

水戸第二高	(屋内運動場)
水戸第三高	(管理・特別教室棟)
友部特別支援学校	(小学部B棟・職業棟・寄宿舎棟厨房)
鉾田第二高	(屋内運動場)
鹿島高	(管理教室棟)
取手第一高	(実習棟)
取手第二高	(屋内運動場)
下妻第一高	(管理教室棟)
古河第一高	(屋内運動場)
古河第二高	(管理教室棟)



2 主な工事等の内容

区分	工事等名	工事場所	工事概要	予算
一般	① 県立あすなろの郷建替工事 ・セーフティネット棟本棟 ・セーフティネット棟寮棟	水戸市	施設の老朽化に伴う建替え工事	R5-6 債務
	② 畜産センター養豚研究所 豚舎他新築工事	稲敷市	銘柄豚「常陸の輝き」の高品質安定生産を実現するため飼養施設を整備	R5当初
	③ (仮称)産業技術大学校 校舎新築工事基本・実施設計	水戸市	IT短大の大学校化に伴う施設整備の基本・実施設計業務	R5当初
	④ (仮称)土浦保健所他 改築工事実施設計	土浦市	施設の建替えに伴う実施設計業務	R5当初
学校等	⑤ 県立高校等 長寿命化改修工事(10校)	水戸市 他	校舎、屋内運動場等の大規模改修(予防保全、機能改善)	R5当初



都市計画の定期見直し

都市をめぐる社会経済情勢の変化などを踏まえ、概ね5年ごとに実施している都市計画基礎調査の結果等をもとに、都市計画区域の将来像とその実現に向けた都市計画の方針を示す都市計画区域マスタープラン（区域マス）と市街化区域の見直しを行う。

＜第9回定期見直し＞

- ・ R2～4年度 都市計画基礎調査の実施（県及び44市町村）
- ・ R5～6 調査結果の集計・解析、区域マス等の見直し案検討
- ・ R7 都市計画変更手続き（区域マス及び市街化区域の見直し）

※定期見直し以外でも、市街化区域については、随時、関係機関との協議が整った地区について手続きを進め、編入を行う

【参考】第8回定期見直し（R3年9月2日都市計画変更告示）

- ・ 区域マスの見直し（県内の全29都市計画区域）
- ・ 市街化区域への編入（計6地区（約41ha））

＜目指すべき将来都市構造＞

【集約と連携のまちづくり】（コンパクト+ネットワーク）

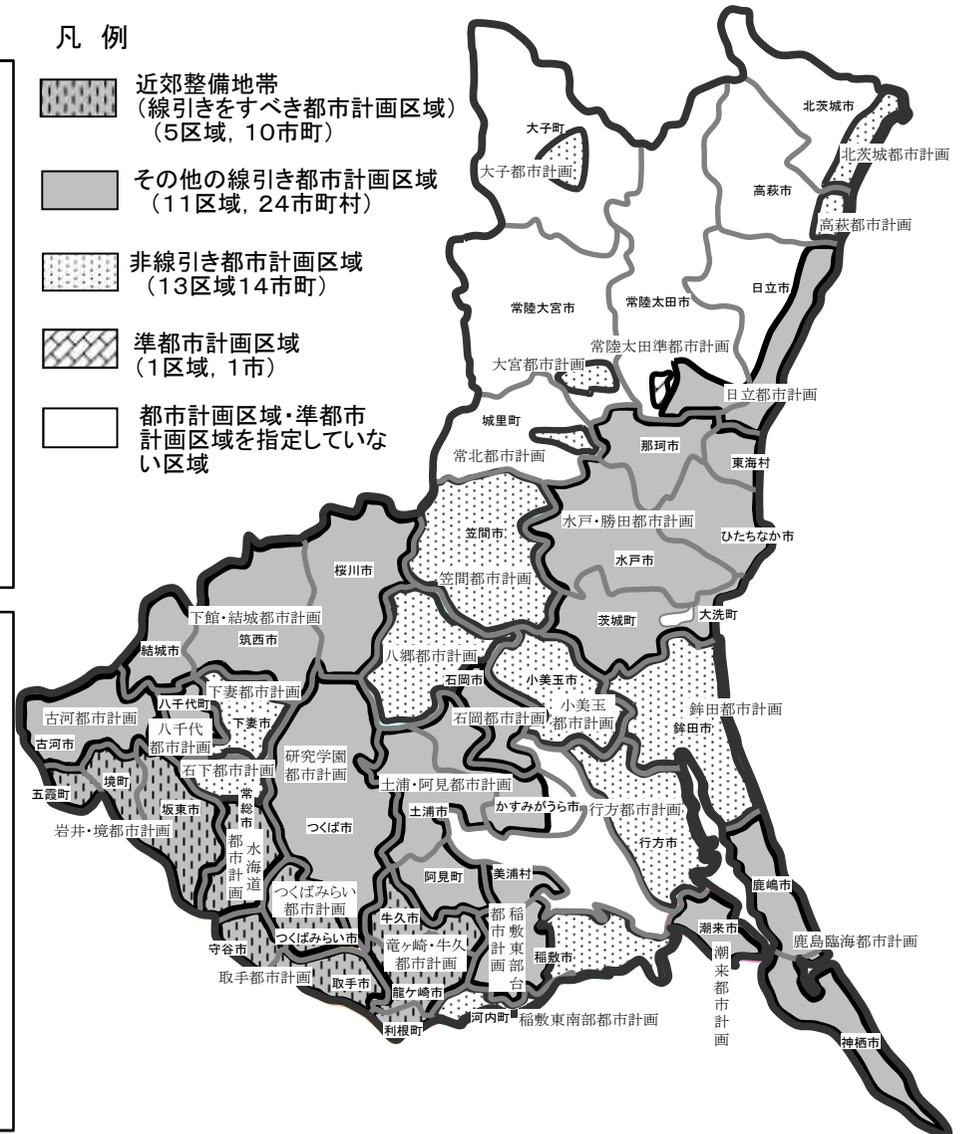
将来都市構造の実現に向けて、市町村が進める「コンパクトシティ」形成に向けた施策を支援。

- ・ 立地適正化計画（コンパクトシティ実現に向けた計画）
取組市町村：32市町村（作成済30市町村、作成中2市町）
【R5.3.1現在】
- ・ 都市構造再編集中支援事業（市町村事業に係る国庫補助）
R5補助要望市町村：21市町村（25地区）

【県内の都市計画区域 指定状況】計29区域

凡例

- 近郊整備地帯
（線引きをすべき都市計画区域）
（5区域, 10市町）
- その他の線引き都市計画区域
（11区域, 24市町村）
- 非線引き都市計画区域
（13区域, 14市町）
- 準都市計画区域
（1区域, 1市）
- 都市計画区域・準都市計画区域を指定していない区域



偕楽園魅力向上等推進事業

R5 当初予算額 130,000 千円

1 目的

偕楽園が日本を代表する観光拠点となるよう、公園利用者のニーズを踏まえ、歴史的景観の復元など更なる魅力向上と誘客促進に取り組んでいく。

2 事業の内容

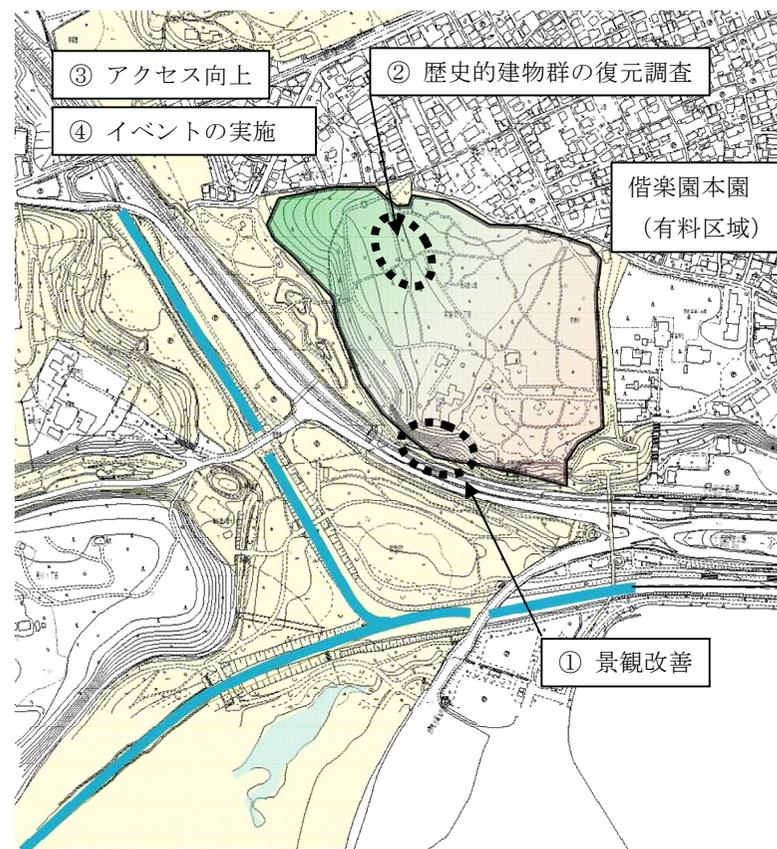
偕楽園魅力向上等推進事業（県単公共）

- ① 景観改善
（好文亭周辺の高木等処理、案内サイン整備を実施）
- ② 歴史的建物群の復元調査
（発掘等の基礎調査を実施）
- ③ アクセス向上
（表門誘導）
- ④ イベントの実施
（コト消費の充実など誘客につながるイベントの実施）

（参考）国補公園事業（国補公共）

○老朽化した文化財などの修繕、トイレ改修 など

3 平面図



令和5年度 下水道課の主要事業（老朽化対策・防災対策等）

R5当初予算額 6,704 百万円

【事業目的】

- ・老朽化施設の増大に伴う事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設の老朽化対策を実施する。
- ・大規模地震等による下水道施設の被害の発生に備え、老朽化対策と併せて防災対策も計画的に進める。

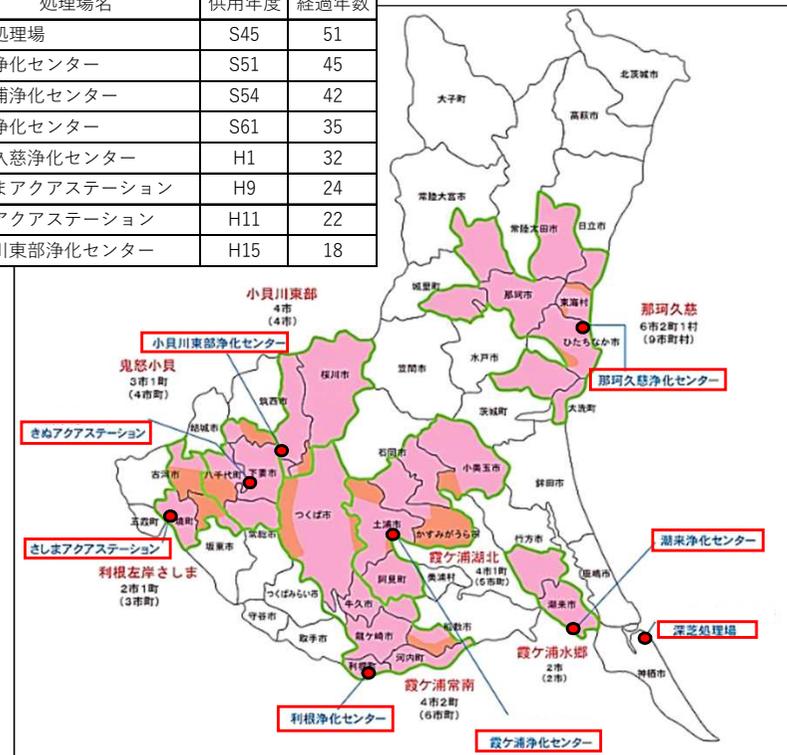
国補事業(R5当初予算額：6,573百万円)

	区分	主な事業内容
流域下水道事業 (霞ヶ浦湖北流域 ほか6箇所)	老朽化対策	水処理施設設備改築工事(霞ヶ浦浄化センター:土浦市) 汚泥脱水機設備改築工事 (那珂久慈浄化センター:ひたちなか市) 水処理施設設備改築工事(さしまアクアステーション:境町)
	防災対策	ポンプ場耐震補強工事(石岡市)
	増設	水処理施設増設工事(きぬアクアステーション:下妻市)
鹿島臨海都市計画 下水道事業	老朽化対策	焼却炉設備改築工事、汚泥脱水機設備改築工事 (深芝処理場:神栖市)
	防災対策	管路施設耐震補強工事(神栖市)

県単事業(R5当初予算額：131百万円)

	区分	主な事業内容
流域下水道事業	老朽化対策	管路施設改築工事(土浦市)
鹿島臨海都市計画 下水道事業	老朽化対策	管路施設改築工事(神栖市)

	処理場名	供用年度	経過年数
1	深芝処理場	S45	51
2	利根浄化センター	S51	45
3	霞ヶ浦浄化センター	S54	42
4	潮来浄化センター	S61	35
5	那珂久慈浄化センター	H1	32
6	さしまアクアステーション	H9	24
7	きぬアクアステーション	H11	22
8	小貝川東部浄化センター	H15	18



処理場位置図



建築物等震災対策事業

R5当初予算額 13,588千円

木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進するため、耐震診断・耐震改修、ブロック塀等の安全対策(除却・建替)を行う場合、その費用の一部を支援します。

事業内容

■事業主体
市町村

■補助対象
昭和56年5月以前に建築された住宅やブロック塀等

■補助率等
[例]・木造住宅の耐震診断の負担割合
国1/2、県1/4、市町村1/4
・木造住宅の総合支援(耐震設計+耐震改修)の負担割合
国2/5、県1/5、市町村1/5、事業者1/5

【地震による被害例】



平成30年大阪北部地震による被害

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害が発生。



事業効果

木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進し、大地震発生時の人命等に関わるような重大な被害を低減する。

大規模建築物等耐震化支援事業

建築指導課

R5当初予算額 74,086千円

民間の大規模建築物等の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修を行う場合、その費用の一部を支援します。

事業内容

■事業主体
市町村

■補助対象
以下に該当する昭和56年5月以前に建築された民間建築物

- ① 耐震改修促進法で耐震診断が義務付けされた建築物(②③を除く)
- ② 県が指定する避難所等の防災拠点施設
- ③ 県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ④ 耐震改修促進法による特定建築物

■補助率等
[例]・①の耐震診断の負担割合
国1/3、県1/6、市町村1/6、事業者1/3
・①の耐震改修の負担割合
国33.3%、県5.75%、市町村5.75%、事業者55.2%
・③の耐震診断の負担割合
国1/2、県1/3、市町村1/6

【耐震改修工事例】



事業効果

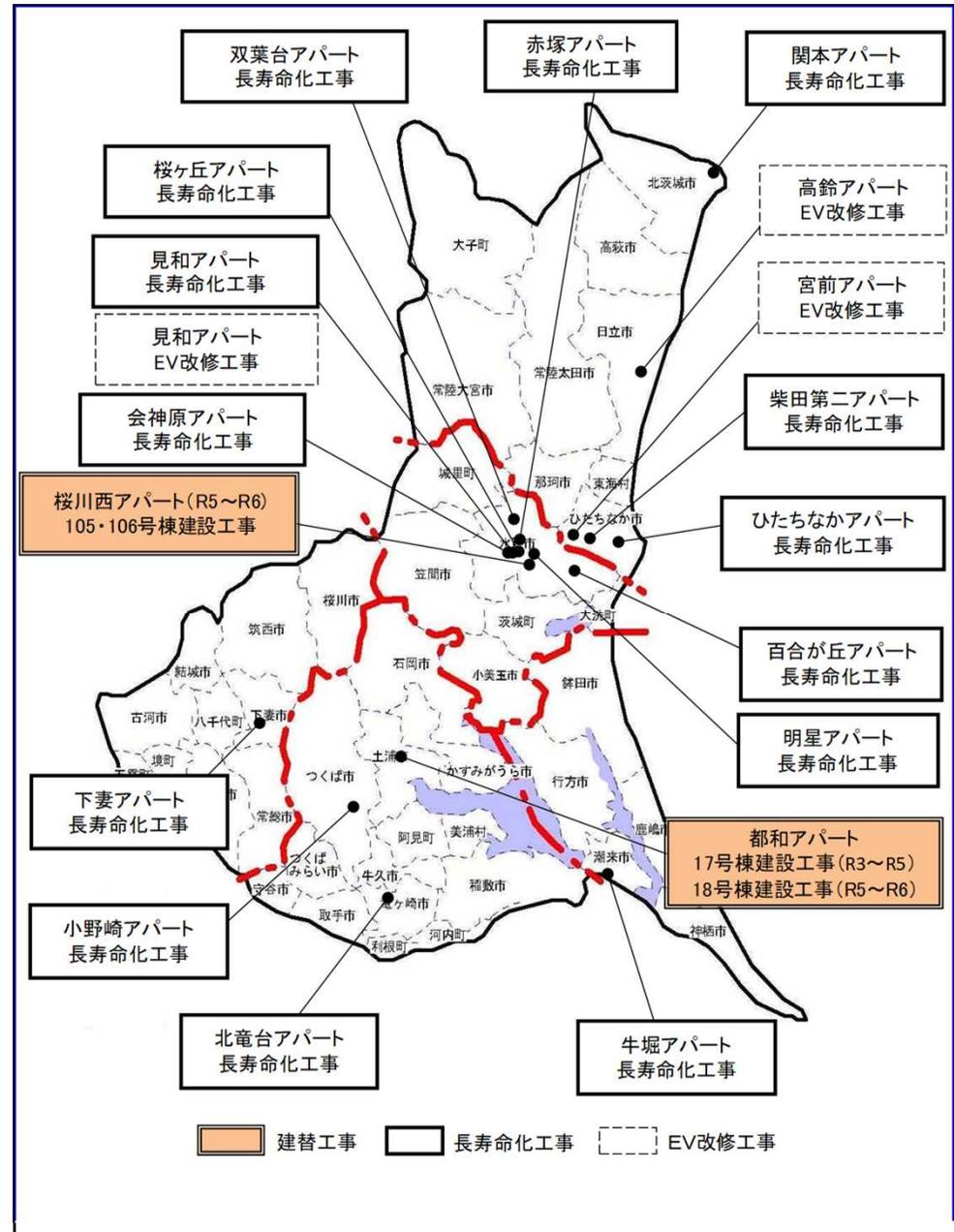
緊急輸送道路沿道で道路の過半を閉塞する恐れのある建築物等に対して、重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図り、今後予想される首都直下地震等における被害を軽減する。

県営住宅の整備について

住宅課

区分	団地名		概要	計	事業年度		
					R4	R5	R6
建替工事	都和アパート (土浦市)	17号棟	鉄筋コンクリート造 4階建て	20戸			
		18号棟	鉄筋コンクリート造 4階建て	16戸			
	桜川西 アパート (水戸市)	105・106 号棟	鉄筋コンクリート造 4階建て	32戸			
長寿命化工事	小野崎アパート (つくば市) 他13団地		外壁改修 屋根改修等	594戸			
EV改修工事	宮前アパート (ひたちなか市) 他2団地		エレベーター改修	4基			

建替工事	長寿命化工事 (例: 屋根葺き替えによる耐久性等の向上)
 <p>建替前</p>	 <p>実施前</p>
 <p>建替後</p>	 <p>実施後</p>
桜川西アパート	



令和5年2月28日開会

④

令和5年第1回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和5年第1回茨城県議会定例会議案（第2綴）目次

	頁
第44号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第9号）	1
第45号議案 令和4年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）	22
第46号議案 令和4年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）	24
第47号議案 令和4年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）	26
第48号議案 令和4年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第1号）	28
第49号議案 令和4年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第2号）	31
第50号議案 令和4年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	33
第51号議案 令和4年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	35
第52号議案 令和4年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）	37
第53号議案 令和4年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	39
第54号議案 令和4年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）	41
第55号議案 令和4年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	43
第56号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）	45
第57号議案 令和4年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	48
第58号議案 令和4年度茨城県病院事業会計補正予算（第1号）	51
第59号議案 令和4年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）	53
第60号議案 令和4年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	55
第61号議案 令和4年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）	57
第62号議案 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）	58
第63号議案 令和4年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	60
第64号議案 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例	63
第65号議案 県有財産の売却処分について（北海浜第二期埋立地）	64
第66号議案 県有財産の売却処分について（伊奈・谷和原丘陵部地区商業施設用地）	65
第67号議案 県有財産の売却処分について（大洗マリーナ）	66
第68号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について	67
第69号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について	68
第70号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	70
第71号議案 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について	72
第72号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	73
第73号議案 工事請負契約の変更について	75
第74号議案 訴えの提起について	76
第75号議案 権利の放棄について（放置廃棄物検査事務管理経費）	77
第76号議案 権利の放棄について（中小企業事業継続応援貸付金）	78
第77号議案 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）	79
第78号議案 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）	80
第79号議案 権利の放棄について（県立中央病院の診療料等）	81

予 算

第44号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第9号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,828,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,393,214,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		398,113,404 ^{千円}	24,673,634 ^{千円}	422,787,038 ^{千円}
	1 県 民 税	122,483,282	1,586,107	124,069,389
	2 事 業 税	95,100,540	12,763,963	107,864,503
	3 地 方 消 費 税	82,533,705	9,640,416	92,174,121
	4 不 動 産 取 得 税	5,074,050	606,056	5,680,106
	5 県 た ば こ 税	3,476,643	247,642	3,724,285
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,634,858	77,609	2,712,467
	7 軽 油 引 取 税	32,052,325	651,549	32,703,874
	8 自 動 車 税	53,453,126	△ 881,034	52,572,092
	9 鉱 区 税	4,060	△ 560	3,500
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,265,971	△ 38,717	1,227,254
	11 狩 猟 税	34,844	△ 336	34,508
	12 旧 法 に よ る 税	-	20,939	20,939
2 地 方 消 費 税 金 清 算		130,320,333	9,334,674	139,655,007
	1 地 方 消 費 税 金 清 算	130,320,333	9,334,674	139,655,007
3 地 方 譲 与 税		53,161,609	4,869,948	58,031,557
	1 特 別 法 人 事 業 税 譲 与	48,860,878	5,015,278	53,876,156
	2 地 方 揮 発 油 税 譲 与	3,714,000	△ 263,365	3,450,635
	3 石 油 ガ ス 税 譲 与	111,000	△ 5,483	105,517
	4 自 動 車 重 量 税 譲 与	328,731	180,032	508,763
	5 森 林 環 境 税 譲 与	146,000	△ 55,982	90,018
	6 航 空 機 燃 料 税 譲 与	1,000	△ 532	468

4 地方特例交付金		2,100,000	△	74,425	2,025,575
	1 地方特例交付金	2,100,000	△	74,425	2,025,575
5 地方交付税		197,265,037		7,487,530	204,752,567
	1 地方交付税	197,265,037		7,487,530	204,752,567
6 交通安全対策特別交付金		754,000	△	2,960	751,040
	1 交通安全対策特別交付金	754,000	△	2,960	751,040
7 分担金及び負担金		8,839,961	△	493,001	8,346,960
	1 分担金	961,255	△	77,488	883,767
	2 負担金	7,878,706	△	415,513	7,463,193
8 使用料及び手数料		16,180,656	△	468,816	15,711,840
	1 使用料	11,691,890	△	259,561	11,432,329
	2 手数料	765,357	△	233,351	532,006
	3 証紙収入	3,723,409		24,096	3,747,505
9 国庫支出金		251,030,928		354,700	251,385,628
	1 国庫負担金	55,857,959		2,340,880	58,198,839
	2 国庫補助金	192,208,602	△	1,645,352	190,563,250
	3 委託金	2,964,367	△	340,828	2,623,539
10 財産収入		2,337,665		1,486,665	3,824,330
	1 財産運用収入	1,016,533	△	161,493	855,040
	2 財産売却収入	1,321,132		1,648,158	2,969,290
11 寄附金		114,388		47,045	161,433
	1 寄附金	114,388		47,045	161,433
12 繰入金		23,185,192	△	13,092,535	10,092,657
	1 特別会計繰入金	886,565	△	561,770	324,795
	2 基金繰入金	22,298,627	△	12,530,765	9,767,862

13 繰越金		9,215,415	12,382,754	21,598,169
1 繰越金		9,215,415	12,382,754	21,598,169
14 諸収入		155,290,771	△ 19,463,270	135,827,501
1 延滞金、加算金及び過料		503,148	△ 106,956	396,192
2 県預金利子		1,517	△ 795	722
3 公営企業貸付金元利収		56,503	1,808	58,311
4 貸付金元利収入		131,096,652	△ 21,015,287	110,081,365
5 受託事業収入		4,974,722	2,096,009	7,070,731
6 収益事業収入		7,767,453	133,033	7,900,486
8 雑収入		10,890,775	△ 571,082	10,319,693
15 県債		115,476,700	2,786,533	118,263,233
1 県債		115,476,700	2,786,533	118,263,233
歳入合計		1,363,386,059	29,828,476	1,393,214,535

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,704,318 ^{千円}	△ 77,837 ^{千円}	1,626,481 ^{千円}
	1 議会費	1,704,318	△ 77,837	1,626,481
2 総務費		38,791,768	37,329,107	76,120,875
	1 総務管理費	21,288,803	36,855,695	58,144,498
	2 徴税費	12,244,166	△ 1,088	12,243,078
	3 市町村振興費	1,856,621	△ 32,514	1,824,107
	4 選挙費	2,796,265	△ 313,041	2,483,224
	5 人事委員会費	141,370	△ 6,110	135,260
	6 監査委員費	164,543	△ 520	164,023
	7 諸費	300,000	826,685	1,126,685
3 企画開発費		11,275,949	1,656,973	12,932,922
	1 企画費	8,382,762	1,984,102	10,366,864
	2 開発費	2,500,701	△ 305,285	2,195,416
	3 統計調査費	392,486	△ 21,844	370,642
4 生活環境費		18,011,857	△ 2,633,476	15,378,381
	1 生活文化費	2,551,178	△ 198,268	2,352,910
	2 防災費	1,873,059	△ 118,354	1,754,705
	3 環境保全費	13,549,456	△ 2,293,292	11,256,164
	4 災害救助費	38,164	△ 23,562	14,602
5 保健福祉費		313,391,157	12,430,206	325,821,363
	1 厚生総務費	115,884,212	9,007,644	124,891,856
	2 生活保護費	5,665,989	166,434	5,832,423
	3 児童福祉費	46,266,951	△ 1,615,460	44,651,491

	4 障 害 福 祉 費	31,334,853	△	430,628	30,904,225
	5 保 健 所 費	2,031,789		80,078	2,111,867
	6 医 藥 費	13,262,182	△	1,678,503	11,583,679
	7 環 境 衛 生 費	1,249,821	△	33,233	1,216,588
	8 公 衆 衛 生 費	97,695,360		6,933,874	104,629,234
6 勞 働 費		2,645,931	△	343,293	2,302,638
	1 勞 働 政 策 費	741,345	△	31,244	710,101
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,773,637	△	305,778	1,467,859
	3 勞 働 委 員 会 費	130,949	△	6,271	124,678
7 農 林 水 産 業 費		52,057,151	△	4,072,525	47,984,626
	1 農 業 費	14,267,914	△	3,245,827	11,022,087
	2 畜 産 業 費	6,802,899		1,447,908	8,250,807
	3 林 業 費	5,734,503	△	331,104	5,403,399
	4 水 産 業 費	4,707,499	△	403,983	4,303,516
	5 農 地 費	20,544,336	△	1,539,519	19,004,817
8 商 工 費		166,173,412	△	30,230,933	135,942,479
	1 産 業 政 策 費	133,035,361	△	19,565,418	113,469,943
	2 技 術 革 新 費	1,354,419	△	45,058	1,309,361
	3 中 小 企 業 費	5,454,126	△	1,311,328	4,142,798
	4 観 光 物 産 費	5,157,934	△	725,066	4,432,868
	5 立 地 推 進 費	21,171,572	△	8,584,063	12,587,509
9 土 木 費		125,368,675		2,267,984	127,636,659
	1 土 木 管 理 費	3,799,166	△	78,442	3,720,724
	2 道 路 橋 梁 費	67,488,310		3,585,247	71,073,557
	3 河 川 海 岸 費	35,109,601	△	1,256,657	33,852,944

	4 港 湾 費	8,656,205	296,873	8,953,078
	5 都 市 計 画 費	5,802,321	△ 359,475	5,442,846
	6 住 宅 費	4,513,072	80,438	4,593,510
10 警 察 費		62,358,524	△ 124,376	62,234,148
	1 警 察 管 理 費	56,363,233	17,138	56,380,371
	2 警 察 活 動 費	5,995,291	△ 141,514	5,853,777
11 教 育 費		263,317,275	3,306,671	266,623,946
	1 教 育 総 務 費	54,261,183	△ 603,845	53,657,338
	2 小 学 校 費	77,280,750	3,010,881	80,291,631
	3 中 学 校 費	43,905,811	420,237	44,326,048
	4 高 等 学 校 費	57,800,089	712,679	58,512,768
	5 特 別 支 援 学 校 費	24,665,650	△ 12,046	24,653,604
	6 社 会 教 育 費	3,543,112	△ 61,779	3,481,333
	7 保 健 体 育 費	1,860,680	△ 159,456	1,701,224
12 災 害 復 旧 費		831,450	△ 660,969	170,481
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	163,523	△ 78,523	85,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882	△ 582,446	67,436
13 公 債 費		146,026,478	△ 1,560,196	144,466,282
	1 公 債 費	146,026,478	△ 1,560,196	144,466,282
14 諸 支 出 金		159,432,114	12,541,140	171,973,254
	1 ゴルフ場利用税 交 付 金	1,844,683	143,038	1,987,721
	2 利子割交付金	196,301	△ 46,497	149,804
	4 地方消費税清算金	78,924,973	6,992,122	85,917,095
	5 地方消費税交付金	66,081,479	4,732,360	70,813,839
	6 配当割交付金	1,431,453	587,985	2,019,438

	7 株式等譲渡所得割 交付金	2,311,579	△	713,102	1,598,477
	8 環境性能割交付金	1,386,963	△	154,162	1,232,801
	9 法人事業税交付金	7,170,090		985,310	8,155,400
	10 公営企業貸付金	84,592		162	84,754
	11 自動車取得税交付金	-		13,924	13,924
歳	出	合	計		
		1,363,386,059		29,828,476	1,393,214,535

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
2 総務費			千円 -	千円 125,469	千円 125,469
	1 総務管理費		-	125,469	125,469
		維持修繕費	-	109,954	109,954
		電気保安管理費	-	4,218	4,218
		県庁舎維持管理費	-	11,297	11,297
3 企画開発費			-	83,084	83,084
2 開発費			-	83,084	83,084
	つくば国際会議場費	-	45,100	45,100	
	地域鉄道設備等整備促進費	-	4,650	4,650	
	湊鉄道線支援事業費	-	33,334	33,334	
	4 生活環境費			595,859	4,445,568
2 防災費	LPガス料金負担軽減支援事業費	-	376,500	376,500	
	3 環境保全費		595,859	4,069,068	4,664,927
	工業用水水源確保費	-	12,866	12,866	
	工業用水道事業推進費	-	18,786	18,786	
	生活基盤施設耐震化等交付金	-	327,222	327,222	
	水道事業出資金	-	719,000	719,000	
	二酸化炭素削減拡大プロジェクト事業費	-	2,307,715	2,307,715	
	有害廃棄物等撤去事業費	-	14,119	14,119	
	産業廃棄物処理施設確保対策費	-	669,360	669,360	
	5 保健福祉費			-	8,949,765
1 厚生総務費			-	2,606,235	2,606,235
	老人福祉施設整備費	-	563,268	563,268	

		ロボット介護機器普及支援事業費	-	38,433	38,433
		老人福祉施設整備推進事業費	-	430,819	430,819
		介護施設等感染拡大防止事業費	-	735,533	735,533
		介護施設等物価高騰対策支援事業費	-	838,182	838,182
3	児童福祉費		-	844,695	844,695
		県立児童センター管理事業費	-	94,742	94,742
		出産・子育て応援事業費	-	531,392	531,392
		保育事業対策費	-	142,978	142,978
		安心こども支援事業費	-	15,345	15,345
		地域児童虐待対策推進事業費	-	23,745	23,745
		民間児童福祉施設整備費	-	36,493	36,493
4	障害福祉費		-	695,397	695,397
		障害福祉施設整備事業費	-	22,644	22,644
		県立施設整備費	-	6,834	6,834
		あすなろの郷再編整備関連事業費	-	203,823	203,823
		障害者施設物価高騰対策支援事業費	-	198,837	198,837
		障害児通所施設等安全対策支援事業費	-	262,260	262,260
		新型コロナウイルス感染症関連国庫支出金返還金	-	999	999
5	保健所費	保健所施設等整備費	-	85,465	85,465
6	医薬費		-	1,537,406	1,537,406
		医療救護対策費	-	1,421,981	1,421,981
		へき地医療拠点病院施設整備等促進費	-	3,657	3,657
		いばらき安心医療体制整備推進事業費	-	14,100	14,100
		救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策費	-	1,500	1,500
		産科医療機関院内感染防止対策事業費	-	16,267	16,267

		国庫支出返還金	-	79,901	79,901
	7 環境衛生費	食肉衛生検査所 施設整備費	-	25,784	25,784
	8 公衆衛生費	防疫事業費	-	3,154,783	3,154,783
6 労働費			-	58,953	58,953
	1 労働政策費	いばらき就職支援センター 事業費	-	47,689	47,689
	2 職業能力 開発費	茨城県職業人材育成センター 運営事業費	-	11,264	11,264
7 農林水産業費			3,962,710	10,234,323	14,197,033
	1 農業費		289,295	1,720,302	2,009,597
		食品産業の輸出向けHACCP等 対応施設整備事業費	-	1,000,000	1,000,000
		肥料価格高騰 緊急支援事業費	-	295,648	295,648
		原種苗センター 運営管理事業費	-	49,500	49,500
		農産園芸共同利用施設 整備事業費	-	69,900	69,900
		農業用プラスチック適正処理 対策事業費	-	5,230	5,230
		儲かる産地支援事業費	-	93,733	93,733
		農業経営対策事業費	247,995	18,838	266,833
		いばらきオーガニック 生産拡大加速化事業費	-	800	800
		資源循環型農業構造転換 緊急対策事業費	-	142,604	142,604
		普及センター施設整備費	-	962	962
		後継者活動費	-	10,943	10,943
		農業大学校施設整備費	-	15,116	15,116
		鳥獣被害防止総合 対策事業費	-	17,028	17,028
	2 畜産業費		-	2,781,385	2,781,385
		家畜伝染病予防事業費	-	1,976,180	1,976,180
		良質堆肥広域流通 促進事業費	-	27,775	27,775
		飼料価格高騰 緊急対策事業費	-	777,430	777,430

3 林 業 費		80,880	1,060,238	1,141,118
	緑の循環システム 整備事業費	-	139,459	139,459
	特用林産施設等体制 整備事業費	-	70,690	70,690
	国補造林事業費	50,000	219,700	269,700
	県単造林事業費	-	224,000	224,000
	国補林道開設事業費	-	14,750	14,750
	奥久慈グリーンライン 林道整備事業費	-	147,670	147,670
	県単林道改良舗装事業費	-	1,580	1,580
	山地治山事業費	30,880	143,613	174,493
	県単治山事業費	-	34,830	34,830
	海岸防災林造成事業費	-	63,946	63,946
	4 水 産 業 費		95,700	1,450,542
コイ養殖餌料価格高騰 緊急対策事業費		-	19,000	19,000
水産加工業 緊急支援対策事業費		-	153,000	153,000
栽培漁業センター 施設整備事業費		-	41,833	41,833
浜の活力再生・成長促進事業費		-	379,955	379,955
広域漁港整備事業費		-	285,202	285,202
漁港施設整備事業費		-	34,360	34,360
広域漁場整備事業費		-	75,300	75,300
漁場環境保全創造事業費		-	110,000	110,000
水産基盤ストック マネジメント事業費		95,700	225,436	321,136
波崎漁港外港拡張部 開港対策事業費		-	126,456	126,456
5 農 地 費		3,496,835	3,221,856	6,718,691
	県単土地改良事業費	-	88,705	88,705
	農村地域防災減災事業費	-	250,500	250,500

		耕作条件改善事業費	-	113,930	113,930
		基幹水利施設管理事業費	48,000	9,035	57,035
		基幹農道整備事業費	-	30,100	30,100
		ふるさと農道整備事業費	-	71,500	71,500
		高収益畑作モデル 基盤整備事業費	-	10,000	10,000
		県営かんがい排水事業費	248,015	794,016	1,042,031
		県営畑地帯総合 整備事業費	792,722	443,050	1,235,772
		経営体育成基盤 整備事業費	2,235,840	1,327,462	3,563,302
		水田畑地化推進事業費	-	8,750	8,750
		団体営農業集落 排水事業費	-	30,858	30,858
		県営中山間地域 総合整備事業費	-	28,200	28,200
		国土調査事業費補助	-	15,750	15,750
8	商工費		173,550	3,949,422	4,122,972
	1	産業政策費			
		施設整備費	-	3,432	3,432
	2	技術革新費			
		維持運営費	-	10,768	10,768
	4	観光物産費			
		観光施設管理費	-	58,170	58,170
		いば旅あんしん割事業費	-	2,337,824	2,337,824
	5	立地推進費	173,550	1,539,228	1,712,778
		工業団地整備推進費	-	1,365,327	1,365,327
		工業団地整備調整 推進事業費	-	60,000	60,000
		都市計画事業土地区画整理事業 特別会計へ繰出	173,550	77,201	250,751
		T X沿線緑地保全事業費	-	36,700	36,700
9	土木費		47,057,095	23,525,533	70,582,628
	1	土木管理費			
		土木事務所等整備費	-	62,692	62,692

	2 道路橋梁費		29,239,380	9,734,534	38,973,914
	道路工事調査費		-	148,970	148,970
	地方道路整備費		15,680,936	3,283,583	18,964,519
	県単道路改良費		632,256	252,947	885,203
	県単自転車道整備費		-	56,750	56,750
	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費		-	3,584,283	3,584,283
	道路台帳調整費		-	20,972	20,972
	道路計画調査費		-	20,000	20,000
	地方道路整備費		7,408,889	637,683	8,046,572
	移管道路整備費		-	54,346	54,346
	道路直轄事業負担金		-	1,675,000	1,675,000
	3 河川海岸費		13,304,682	10,823,176	24,127,858
	河川改良計画基礎調査費		-	35,550	35,550
	海岸調査費		-	9,957	9,957
	ダム管理費		-	12,815	12,815
	ダム管理事業費		-	297,298	297,298
	ダム調査費		-	2,000	2,000
	砂防調査費		-	1,082	1,082
	砂防管理費		-	14,189	14,189
	国補河川改修事業費		10,384,758	2,480,365	12,865,123
	都市基盤河川改修事業費		-	40,000	40,000
	ダム堰堤改良事業費		222,350	19,330	241,680
河川補修費		-	108,876	108,876	
河川防災費		1,462,945	1,352,120	2,815,065	
通常砂防費		145,605	146,002	291,607	

	国補急傾斜地崩壊対策事業費	511,623	52,426	564,049
	地すべり対策事業費	12,400	4,200	16,600
	県単急傾斜地崩壊対策事業費	69,111	185,889	255,000
	砂防施設補修費	-	76,670	76,670
	県単砂防費	28,800	17,600	46,400
	海岸防災費	125,336	127,965	253,301
	海岸保全施設整備事業費	341,754	2,160	343,914
	治水直轄事業負担金	-	5,836,682	5,836,682
4 港湾費		3,804,062	793,783	4,597,845
	港湾計画調査費	-	30,423	30,423
	港湾海岸管理費	-	37,945	37,945
	国補統合補助事業費	1,214,812	90,915	1,305,727
	港湾直轄事業負担金	-	634,500	634,500
5 都市計画費		682,949	1,024,691	1,707,640
	街路事業基礎調査費	-	8,210	8,210
	県単街路改良費	-	65,990	65,990
	市町村等土地区画整理県道支援事業費	-	32,645	32,645
	国補公園事業費	135,000	321,221	456,221
	公園施設費	-	280,968	280,968
	利根流域下水道事務所職員公舎解体事業費	-	17,270	17,270
	市町村下水道整備支援事業費	-	4,500	4,500
	湖沼水質浄化下水道接続支援事業費	-	96,103	96,103
	市町村公共下水道受託事業費	547,949	159,592	707,541
	下水道事業調査費	-	38,192	38,192
6 住宅費	公営住宅建設費	26,022	1,086,657	1,112,679

10 警 察 費			42,816	395,472	438,288
	1 警察管理費		-	394,908	394,908
		警察署等建設整備費	-	190,232	190,232
		警察施設改修費	-	101,855	101,855
		自動車運転免許事務費	-	102,821	102,821
	2 警察活動費		42,816	564	43,380
		一般警察活動費	-	564	564
11 教 育 費			140,000	3,265,666	3,405,666
	1 教育総務費		-	79,600	79,600
		私学振興費	-	11,400	11,400
		私学振興費	-	68,200	68,200
	4 高等学校費		140,000	2,600,835	2,740,835
		校舎等整備費	-	724,985	724,985
		県立高等学校改革プラン 推進事業費	-	67,650	67,650
		校地等整備費	-	158,871	158,871
		県立高等学校再編整備費	-	54,386	54,386
		県立学校施設長寿命化 推進事業費	-	1,594,943	1,594,943
	5 特別支援 学校費		-	436,473	436,473
		特別支援学校スクールバス 安全装置設置事業費	-	23,760	23,760
		校舎等整備費	-	209,786	209,786
		校地等整備費	-	71,952	71,952
		県立学校施設長寿命化 推進事業費	-	130,975	130,975
	6 社会教育費	社会教育施設整備費	-	31,296	31,296
	7 保健体育費		-	117,462	117,462
		県営体育施設設備整備費	-	83,282	83,282

		市町村立学校等安全対策 支 援 事 業 費	-	34,180	34,180	
12 災害復旧費			-	132,523	132,523	
	1	農林水産施設 災害復旧費	令和4年県単水産施設 災 害 復 旧 費	-	85,000	85,000
	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	令和4年河川災害復旧費	-	30,000	30,000
	3	公 共 施 設 等 災 害 復 旧 費	畜産施設災害復旧費	-	17,523	17,523
合	計		51,972,030	55,165,778	107,137,808	

第3表 債務負担行為補正

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策利子補給	変更前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和5年度	2,309,080千円
	変更後	同 上	自 令和3年度 至 令和6年度	2,609,672千円
新型コロナウイルス感染症対策利子補給	変更前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和7年度	390,672千円
	変更後	同 上	同 上	448,718千円
国 営 那 珂 川 沿 岸 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変更前	土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 令和4年度 至 令和15年度	3,061,154千円
	変更後	同 上	自 令和5年度 至 令和16年度	3,540,041千円
茨 城 県 道 路 公 社 事 業 資 金 借 入 金 債 務 保 証	変更前	国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運営資金及び建設事業資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	350,000千円
	変更後	同 上	同 上	180,000千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 341,400	△ 千円 45,000	千円 296,400	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	478,600	7,400	486,000			
土地改良事業	4,236,600	△ 132,600	4,104,000			
河 川 事 業	23,280,800	△ 1,054,700	22,226,100			
海岸整備事業	328,900	-	328,900			
砂 防 事 業	158,400	-	158,400			
急傾斜地崩壊対策事業	239,400	4,900	244,300			
港湾整備事業	3,924,600	578,600	4,503,200			
道路橋梁整備事業	30,814,200	2,560,900	33,375,100			
街 路 事 業	1,065,900	△ 334,000	731,900			
放課後児童クラブ整備事業	289,300	△ 208,000	81,300			
産業技術専門学院整備事業	39,800	△ 9,500	30,300			
いばらき就職支援センター整備事業	51,900	△ 3,200	48,700			
茨城県職業人材育成センター整備事業	29,400	△ 7,200	22,200			
体育施設整備事業	141,300	△ 7,900	133,400			
公営住宅建設事業	1,002,400	-	1,002,400			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	20,700	△ 20,700	-			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	191,800	△ 109,000	82,800			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	90,000	△ 63,700	26,300			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	149,700	△ 14,700	135,000			
単独災害復旧事業	190,900	△ 10,700	180,200			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	311,000	△ 89,300	221,700			

老人福祉施設整備事業	1,021,000	△	188,800	832,200			
障害福祉施設整備事業	818,000	△	305,800	512,200			
青少年会館整備事業	5,500		-	5,500			
県庁舎等整備事業	947,200	△	132,700	814,500			
交通安全施設整備事業	782,900		293,700	1,076,600			
警察施設整備事業	2,347,100	△	174,500	2,172,600			
公園事業	750,800	△	162,000	588,800			
高校整備事業	4,567,700	△	29,000	4,538,700			
文化施設整備事業	254,400		66,300	320,700			
社会教育施設整備事業	95,200	△	2,300	92,900			
特別支援学校整備事業	972,100	△	51,100	921,000			
空港周辺整備事業	10,300	△	10,300	-			
地域鉄道設備等整備事業	60,500		32,700	93,200			
災害救助対策事業	4,800	△	4,300	500			
アクアワールド茨城県大洗水族館整備事業	53,100	△	3,000	50,100			
消防施設整備事業	32,000	△	3,100	28,900			
県立医療大学設備整備事業	167,600	△	48,700	118,900			
農業大学校施設整備事業	79,900	△	10,300	69,600			
農業総合センター施設整備事業	72,100	△	1,300	70,800			
農業改良普及センター施設整備事業	56,500	△	4,800	51,700			
原種苗センター整備事業	52,800	△	3,300	49,500			
産業技術イノベーションセンター施設整備事業	-		16,600	16,600			
繊維高分子研究所整備事業	-		18,700	18,700			

県民文化センター 施設整備事業	104,400	△	1,700	102,700			
畜産センター施設 整備事業	61,300	△	12,100	49,200			
養豚研究所施設 整備事業	21,000	△	5,200	15,800			
家畜保健衛生所 施設整備事業	16,300		6,400	22,700			
水産試験場施設 整備事業	120,500	△	35,500	85,000			
保健所施設 整備事業	87,900	△	1,600	86,300			
いばらき予防医学プラザ 整備事業	33,800	△	4,400	29,400			
地域活性化事業	726,800	△	382,500	344,300			
防災対策事業	491,600	△	6,400	485,200			
合併特例事業	1,324,600		4,700	1,329,300			
地方道路等 整備事業	1,867,400	△	332,400	1,535,000			
緊急防災・減災事業	361,000	△	16,700	344,300			
上水道事業出資金	1,222,000		183,000	1,405,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	26,500,000		3,065,100	29,565,100			} 30年以内 (据置期間を 含む。)
退職手当債	2,000,000		-	2,000,000			
災害援護資金 貸付金	9,600	△	8,467	1,133	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	115,476,700		2,786,533	118,263,233			

第56号議案

令和4年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ530,658千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,188,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
港湾整備事業	4,242,000 ^{千円}	△ 491,600 ^{千円}	3,750,400 ^{千円}
計	4,242,000	△ 491,600	3,750,400

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業収入		8,719,248 ^{千円}	△ 530,658 ^{千円}	8,188,590 ^{千円}
	1 使用料	1,595,159	53,972	1,649,131
	2 財産収入	684,029	△ 256,557	427,472
	3 繰入金	1,899,093	△ 216,362	1,682,731
	4 繰越金	269,201	203,054	472,255
	5 諸収入	29,766	176,835	206,601
	6 県債	4,242,000	△ 491,600	3,750,400
歳入合計		8,719,248	△ 530,658	8,188,590

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		8,719,248 ^{千円}	△ 530,658 ^{千円}	8,188,590 ^{千円}
	1 港湾総務費	136,316	△ 4,656	131,660
	2 港湾管理費	1,718,660	101,882	1,820,542
	3 港湾振興費	48,520	△ 7,469	41,051
	4 港湾建設費	2,438,700	△ 487,533	1,951,167
	5 公債費	4,375,052	△ 130,882	4,244,170
	6 予備費	2,000	△ 2,000	-
歳出合計		8,719,248	△ 530,658	8,188,590

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費			千円 1,457,100	千円 197,775	千円 1,654,875
	2 港湾管理費	港湾管理費	-	197,775	197,775
合	計		1,457,100	197,775	1,654,875

第62号議案

令和4年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「43,904,656㎡」を「43,820,034㎡」に、同条第2号中「120,287㎡」を「120,055㎡」に、同条第4号中「2,204,405千円」を「1,999,200千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）		（計）
	収	入			
第1款 事業収益	3,525,064千円		△	96,180千円	3,428,884千円
第1項 営業収益	2,954,322千円		△	36,123千円	2,918,199千円
第2項 営業外収益	549,034千円		△	59,377千円	489,657千円
第3項 特別利益	21,708千円		△	680千円	21,028千円
第1款 事業費用	3,199,460千円		△	15,402千円	3,184,058千円
第1項 営業費用	3,149,843千円		△	11,737千円	3,138,106千円
第2項 営業外費用	48,557千円		△	6,260千円	42,297千円
第3項 特別損失	60千円			2,595千円	2,655千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,033,459千円」を「970,159千円」に、「846,883千円」を「543,822千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額186,576千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額126,051千円及び建設改良積立金300,286千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）		（計）
	収	入			
第1款 資本的収入	1,602,568千円		△	146,732千円	1,455,836千円
第1項 国庫補助金	529,700千円		△	50,800千円	478,900千円
第2項 企業債	1,062,000千円		△	121,100千円	940,900千円
第3項 負担金	10,868千円			10,168千円	21,036千円
第4項 固定資産売却代金	-千円			15,000千円	15,000千円
第1款 資本的支出	2,636,027千円		△	210,032千円	2,425,995千円
第1項 建設改良費	2,204,405千円		△	205,205千円	1,999,200千円
第2項 資産購入費	79,585千円		△	5,195千円	74,390千円
第3項 償還金	352,037千円			368千円	352,405千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「1,062,000千円」を「940,900千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「180,823千円」を「180,804千円」に改める。

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第63号議案

令和4年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「127,807,000㎡」を「126,037,000㎡」に、同条第2号中「350,156㎡」を「345,307㎡」に、同条第4号中「4,777,356千円」を「4,123,270千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 事業収益	17,110,663千円		341,884千円	17,452,547千円
第1項 営業収益	9,259,472千円		△ 142,981千円	9,116,491千円
第2項 営業外収益	7,786,990千円		239,802千円	8,026,792千円
第3項 特別利益	64,201千円		245,063千円	309,264千円
			支 出	
第1款 事業費用	16,817,072千円		737,665千円	17,554,737千円
第1項 営業費用	16,327,105千円		539,081千円	16,866,186千円
第2項 営業外費用	435,898千円		△ 22,882千円	413,016千円
第3項 特別損失	50,069千円		221,466千円	271,535千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,976,590千円」を「1,964,008千円」に、「1,251,499千円」を「689,787千円」に、「640,135千円」を「395,252千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額84,956千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額87,052千円及び減債積立金791,917千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 資本的収入	5,048,579千円		△ 641,636千円	4,406,943千円
第1項 国庫補助金	2,769,299千円		△ 319,974千円	2,449,325千円
第2項 企業債	1,321,800千円		△ 157,100千円	1,164,700千円
第3項 負担金	957,338千円		△ 164,552千円	792,786千円
第5項 関連事業収入	62千円		△ 10千円	52千円
			支 出	
第1款 資本的支出	7,025,169千円		△ 654,218千円	6,370,951千円
第1項 建設改良費	4,777,356千円		△ 654,086千円	4,123,270千円
第2項 資産購入費	17,839千円		△ 1,907千円	15,932千円
第3項 償還金	2,219,590千円		1,782千円	2,221,372千円

第4項 基金積立金	10,384千円	△	7千円	10,377千円
-----------	----------	---	-----	----------

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「1,321,800千円」を「1,164,700千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「528,603千円」を「524,042千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,575,508千円」を「1,566,476千円」に改める。

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例 ・ その他

第67号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

(1) 土地

東茨城郡大洗町港中央12番5ほか2筆

面積 49,273.02平方メートル

(2) 建物

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建ほか3棟

延床面積 1,489.49平方メートル

(3) 工作物

護岸、浮棧橋、上下架施設等一式

2 売却予定価格

金 381,000,000円

3 売却処分先

東京都港区南青山二丁目12番14号

株式会社ユニマットプレシヤス

代表取締役 高橋 洋二

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第70号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和4年第3回茨城県議会定例会において、第110号議案として提出し、議決を受けた市町村が負担する金額について、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
河川事業	日立市	96,500 ^{千円}	206,500 ^{千円}	9,650 ^{千円}	20,650 ^{千円}	
	土浦市	130,000	200,000	13,000	20,000	
	鹿嶋市	39,000	100,000	3,900	10,000	
	行方市	97,800	128,800	9,780	12,880	
	鉾田市	65,000	93,000	6,500	9,300	
	小美玉市	30,000	140,000	3,000	14,000	
港湾事業	日立市	-	201,000	-	26,800	
	ひたちなか市	1,100,000	1,315,033	69,750	82,695	
	大洗町	-	240,000	-	32,000	
	東海村	1,050,000	1,264,436	31,500	37,931	
下水道事業	水戸市	129,310	207,450	24,753	39,572	
	日立市	63,254	105,126	11,974	20,054	
	土浦市	296,191	390,298	55,756	75,109	
	古河市	33,057	33,705	7,133	7,297	
	石岡市	97,754	128,813	18,401	24,789	
	龍ヶ崎市	128,397	141,693	23,527	26,724	
	下妻市	361,625	355,733	64,747	64,383	
	常総市	266,084	259,942	47,207	46,457	
	常陸太田市	28,454	47,290	5,386	9,021	
	牛久市	109,264	120,578	20,021	22,741	
	つくば市	291,225	319,897	56,847	63,789	

ひたちなか市	139,348	231,591	26,381	44,178	
潮来市	268,946	237,923	50,605	41,242	
常陸大宮市	15,615	25,952	2,956	4,950	
那珂市	47,986	79,751	9,084	15,212	
筑西市	175,248	176,992	32,020	32,942	
坂東市	23,219	22,965	5,047	4,983	
稲敷市	18,140	20,843	3,963	4,631	
かすみがうら市	68,663	90,478	12,925	17,412	
桜川市	44,296	50,262	8,915	10,406	
行方市	142,287	125,874	26,772	21,819	
小美玉市	107,387	141,505	20,215	27,233	
大洗町	30,735	51,080	5,818	9,744	
城里町	12,825	17,302	2,574	3,301	
東海村	35,098	58,330	6,644	11,127	
阿見町	80,833	106,515	15,216	20,498	
河内町	19,987	22,955	4,358	5,090	
八千代町	158,779	157,186	28,790	28,918	
境町	29,427	34,029	6,145	7,297	
利根町	21,651	23,893	3,967	4,506	

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第71号議案

茨城県道路公社の有料道路事業の変更について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、供用中の日立有料道路事業に係る一部変更について、茨城県道路公社に対し、下記のとおり同意するものとする。

記

有料道路名 日立有料道路（県道日立中央インター線）

3 工事予算

（旧） 5,050,000,000円

（新） 5,450,000,000円

6 料金の徴収期間

（旧） 供用開始の日から30年間

（新） 供用開始の日から40年間

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第72号議案

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

令和4年第1回茨城県議会定例会において、第42号議案として提出し、議決を受けた関係市町村に負担させる金額について、下記のとおり変更するものとする。

	記	
	(変更前)	(変更後)
龍ヶ崎市	455,463千円	420,277千円
牛久崎市	396,242千円	383,345千円
つくば市	1,498,307千円	1,557,552千円
稲敷市	12,485千円	17,008千円
河内町	14,393千円	16,078千円
利根町	73,897千円	66,936千円
土浦市	1,057,606千円	1,040,430千円
石岡市	288,948千円	220,407千円
小美玉市	124,740千円	130,126千円
阿見町	450,054千円	421,564千円
潮来市	279,279千円	300,300千円
行方市	41,756千円	44,112千円
水戸市	601,595千円	599,421千円
日立市	364,653千円	399,333千円
常陸太田市	147,162千円	131,138千円
ひたちなか市	381,711千円	361,836千円
常陸大宮市	72,483千円	72,080千円
那珂市	249,367千円	220,739千円
大洗町	80,209千円	65,533千円
城里町	42,926千円	41,266千円
東海村	269,232千円	253,455千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	22,351千円	25,959千円
古河市	124,410千円	108,394千円
坂東市	60,060千円	64,023千円
境町	208,494千円	223,628千円
下妻市	203,706千円	209,167千円
常総市	93,106千円	79,631千円
筑西市	228,381千円	236,932千円
八千代町	51,807千円	52,357千円
桜川市	122,534千円	119,622千円

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第73号議案

工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県単支援道改 第31-03-016-6-001号 合併支援道路 (仮称)上曾トンネル 本体工事(桜川工区)	随意契約	既請負 契約金額	千円 3,194,290	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社 代表取締役社長 相川 善郎 代理人 東京支店常務執行役員支店長 奥畑 浩一郎
		今回増減 (△)額	441,100	
		計	3,635,390	

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第78号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
県営住宅使用料	平成10年度、 平成13年度、 平成14年度、 平成15年度、 平成16年度、 平成17年度、 平成18年度及び 平成19年度	1,072,400円	水戸市若宮1丁目 7番24棟401号 県営若宮アパート 笹沼 純子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成20年度、 平成21年度、 平成22年度及び 平成23年度	1,209,600円	日立市田尻町2丁 目45番19-105号 坂本 隆幸	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成22年度、 平成23年度及び 平成24年度	1,549,300円	水戸市石川1丁目 3953番地の1 サ ングレイス石川 102号 王 騰	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成26年度及び 平成27年度	709,560円	稲敷郡阿見町大字 曙434番地1 県 営阿見アパート 2-1-1 桜井 京子	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第2号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記8件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

別記 1

損害賠償の額の決定について

県道瓜連馬渡線で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 541,596円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和4年9月22日（木）午後7時3分頃

ひたちなか市大字高野3304番地5地先県道上

4 事故の概要

県道瓜連馬渡線を普通乗用自動車で行中、破損していた道路のエキスパンションジョイントに接触し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年1月24日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

損害賠償の額の決定について

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車等破損・負傷事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 9,174,182円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和2年11月3日（火）午前9時50分頃

土浦市上坂田610番地地先県道上

4 事故の概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年1月25日

茨城県知事 大井川 和彦

令和5年2月28日開会

令和5年第1回茨城県議会定例会議案概要説明書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

	頁
1. 令和4年度一般会計予算各部局別一覧	1
2. 令和4年度一般会計補正予算各部局別一覧	3
3. 令和4年度一般会計予算款別財源別一覧	5
4. 令和4年度一般会計補正予算款別財源別一覧	7
5. 令和4年度特別会計予算一覧	9
6. 令和4年度一般会計補正予算概要	11
7. 令和4年度一般会計予算繰越明許費概要	305
8. 令和4年度特別会計補正予算概要	367
9. 令和4年度特別会計予算繰越明許費概要	387
10. 令和4年度病院事業会計補正予算概要	393
11. 令和4年度水道事業会計補正予算概要	397
12. 令和4年度工業用水道事業会計補正予算概要	401
13. 令和4年度地域振興事業会計補正予算概要	405
14. 令和4年度鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算概要	407
15. 令和4年度流域下水道事業会計補正予算概要	409
16. 条例その他の概要	411
17. 専決処分概要	415

1. 令和4年度 一般会計予算各部局別一覧（今回補正を含む）

（単位 千円）

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	1,626,481	266	1,626,215	0.12 %	0.18 %
監 査 委 員 事 務 局	164,023	9	164,014	0.01	0.02
人 事 委 員 会 事 務 局	135,260	8	135,252	0.01	0.02
労 働 委 員 会 事 務 局	124,678	8	124,670	0.01	0.01
会 計 事 務 局	952,593	82,301	870,292	0.07	0.10
総 務 部	410,620,950	14,623,432	395,997,518	29.47	44.55
政 策 企 画 部	15,182,451	10,527,657	4,654,794	1.09	0.52
県 民 生 活 環 境 部	7,684,826	4,867,190	2,817,636	0.55	0.32
防 災 ・ 危 機 管 理 部	3,834,983	2,467,609	1,367,374	0.27	0.15
保 健 医 療 部	191,995,072	100,322,582	91,672,490	13.78	10.31
福 祉 部	135,373,998	36,249,817	99,124,181	9.72	11.15
営 業 戦 略 部	8,225,870	4,720,801	3,505,069	0.59	0.40

(1)

(2)

立地推進部	12,587,509	8,780,930	3,806,579	0.90	0.43
産業戦略部	121,339,676	115,665,539	5,674,137	8.71	0.64
農林水産部	46,625,275	29,053,694	17,571,581	3.35	1.98
土木部	128,185,069	107,940,646	20,244,423	9.20	2.28
教育庁	246,321,673	60,923,523	185,398,150	17.68	20.86
警察本部	62,234,148	8,187,322	54,046,826	4.47	6.08
合計	1,393,214,535	504,413,334	888,801,201	一般財源内訳 県税 422,787,038 地方消費税清算金 139,655,007 地方譲与税 58,031,557 地方特例交付金 2,025,575 地方交付税 204,752,567 交通安全対策特別交付金 751,040 寄附金 42,464 繰入金 62,196 繰越金 21,598,169 諸収入 9,530,488 県債 29,565,100	

2. 令和4年度 一般会計補正予算各部署別一覧（今回分）

（単位 千円）

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	△77,837	17	△77,854	△0.26 %	△0.14 %
監 査 委 員 事 務 局	△520	—	△520	0.00	0.00
人 事 委 員 会 事 務 局	△6,110	2	△6,112	△0.02	△0.01
労 働 委 員 会 事 務 局	△6,271	2	△6,273	△0.02	△0.01
会 計 事 務 局	△73,282	△4,973	△68,309	△0.24	△0.12
総 務 部	48,209,526	504,639	47,704,887	161.62	83.40
政 策 企 画 部	746,039	920,633	△174,594	2.50	△0.30
県 民 生 活 環 境 部	△790,194	△556,211	△233,983	△2.65	△0.41
防 災 ・ 危 機 管 理 部	△617,842	△482,620	△135,222	△2.07	△0.24
保 健 医 療 部	9,809,663	2,698,649	7,111,014	32.89	12.43
福 祉 部	2,443,445	1,909,027	534,418	8.19	0.94
営 業 戦 略 部	△1,082,072	△802,186	△279,886	△3.63	△0.49

(3)

(4)

立地推進部	△8,584,063	△7,636,196	△947,867	△28.78	△1.66
産業戦略部	△21,361,484	△21,608,041	246,557	△71.61	0.43
農林水産部	△4,079,564	△3,756,110	△323,454	△13.68	△0.56
土木部	1,685,538	2,487,969	△802,431	5.65	△1.40
教育庁	3,737,880	△570,037	4,307,917	12.53	7.53
警察本部	△124,376	△474,501	350,125	△0.42	0.61
合計	29,828,476	△27,369,937	57,198,413	一般財源内訳 県税 24,673,634 地方消費税清算金 9,334,674 地方譲与税 4,869,948 地方特例交付金 △74,425 地方交付税 7,487,530 交通安全対策特別交付金 △2,960 寄附金 8,865 繰入金 △4,683,082 繰越金 12,382,754 諸収入 136,375 県債 3,065,100	

5. 令和4年度 特別会計予算一覧

(単位 千円)

会 計 名	前回までの累計	今回補正額	計	備 考
競 輪 事 業	16,133,001	3,826,089	19,959,090	
公 債 管 理	174,577,400	△158,159	174,419,241	
市 町 村 振 興 資 金	860,000	211,273	1,071,273	
鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業	2,199,037	130,595	2,329,632	
県 立 医 療 大 学 付 属 病 院	3,229,641	△138,215	3,091,426	
国 民 健 康 保 険	236,694,712	19,238,252	255,932,964	
母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金	227,164	38,137	265,301	
中 小 企 業 事 業 資 金	2,297,785	△1,702,354	595,431	
農 業 改 良 資 金	69,821	349,344	419,165	
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	91,343	66,841	158,184	
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	71,383	275,915	347,298	
港 湾 事 業	8,719,248	△530,658	8,188,590	

(10)

都市計画事業土地区画整理事業	18,944,899	193,872	19,138,771	
計	464,115,434	21,800,932	485,916,366	

一 般 会 計 補 正 予 算 概 要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
監理課				
土木総務費	△624	負担金 10,723 使用料 △113 財産収入 △1,070 諸収入 5,547 計 15,087	△15,711	
土木総務費	27,765	負担金 10,723 諸収入 1,021 計 11,744	16,021	職員給与費等 (現計 2,771,904)
土木事務所等整備費	△22,998	使用料 △113 財産収入 △1,070 計 △1,183	△21,815	土木事務所等整備費 (現計 176,827)
諸費	△5,391	諸収入 4,526	△9,917	諸費 土木関係各種団体分担金 △1,031 (現計 8,304) 一般事務処理費 △3,773 (現計 17,347) 明日の茨城づくりPR推進費 13 (現計 2,314)

土木部

(237)

					地方団体関係団体職員共済組合負担金 △600 (現計 2,600) 建設業国庫支出金等返還金 歳入補正
建設指導監督費					
建設業法施行費	△3,249	手数料 △25,275		22,026	建設業者許可等事業費 (現計 45,098)
監理課計	△3,873	負担金 10,723 使用料 △113 手数料 △25,275 財産収入 △1,070 諸収入 5,547 計 △10,188		6,315	
用地課					
土木総務費	△25,085	使用料 1,776 手数料 △587 諸収入 155 計 1,344		△26,429	
国有財産取扱費	△1,456	使用料 1,776		△3,232	国有財産管理事務費 (現計 1,504)

登記事務等処理費	△22,213	諸収入 21	△22,234	登記事務等処理費 (現計 58,942)
用地諸費	△1,416	手数料 諸収入 計 △587 134 △453	△963	不動産鑑定業登録事務費 歳入補正 事業認定等事務処理費 (現計 1,354) △878 公共事業用地取得促進対策費 (現計 1,266) △538
検査指導課				
土木総務費	△1,128	手数料 1,429	△2,557	
土木職員研修費	△341	—	△341	土木職員研修費 (現計 5,404)
建設資源リサイクルシステム構築事業費	△787	手数料 1,429	△2,216	建設資源リサイクルシステム構築事業費 建設資源リサイクルシステム構築事業費 △397 (現計 823) 建設リサイクル法施行費 (現計 931) △390
建設指導監督費				
建設業振興対策費	△150	諸収入 1,062	△1,212	建設業振興対策費

(240)

				(現計 792)
検査指導課計	△1,278	手数料 1,429 諸収入 1,062 計 2,491	△3,769	
道路建設課				
道路橋梁総務費	△34,190	国庫支出金 △4,800	△29,390	
道路工事調査費	△4,800	国庫支出金 △4,800	—	道路工事基礎調査費 国補(1/3) 県単 (現計 160,000)
市町村道路整備促進費	△29,358	—	△29,358	合併市町村幹線道路緊急整備支援市町村補助 (現計 739,875)
高規格道路関連促進費	△32	—	△32	建設促進対策費 (現計 1,241)
道路橋梁改築費	1,062,752	国庫支出金 △26,165 負担金 △146,347 諸収入 1,262,404 県債 △27,200 計 1,062,692	60	

地方道路整備費	△209,174	国庫支出金 負担金 県債 計	△35,500 △146,347 △27,200 △209,047	△127	道路改良費 工事費 国補（5.5／10）等 原因者負担（10／10） （現計 26,341,684） 事務費 原因者負担（10／10） うち人件費 83,520 （現計 1,140,869） 過疎対策道路改良費 工事費 国補（5.5／10）等 内容及び歳入補正 （現計 222,788） 事務費 内容及び歳入補正 うち人件費 408 （現計 10,495）
市町村道路事業指導監督費	9,335	国庫支出金	9,335	—	市町村施行道路工事指導監督費 国補（10／10） うち人件費 7,897 （現計 5,371）
県単道路改良費	—		—	—	道路改良費 工事費 内容補正

(242)

				(現計 1,211,293)
				事務費
				内容補正
				うち人件費 4,606
				(現計 81,118)
県単自転車道整備費	187	—	187	自転車道整備費
				工事費 187
				(現計 100,000)
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費	1,262,404	諸収入 1,262,404	—	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費
				工事費 1,284,167
				管理者負担 (10/10)
				(現計 3,307,600)
				事務費 △21,763
				管理者負担 (10/10)
				うち人件費 △11,574
				(現計 61,400)
街路事業費				
県単街路改良費	—	—	—	街路改良費
				事務費
				内容補正
				うち人件費 6,445
				(現計 9,927)
道路建設課計	1,028,562	国庫支出金 △30,965	△29,330	

		負担金	△146,347		
		諸収入	1,262,404		
		県債	△27,200		
		計	1,057,892		
道路維持課					
道路橋梁総務費	△174	財産収入	350	△527	
		諸収入	3		
		計	353		
道路調査費	419	財産収入	350	66	道路調査費
		諸収入	3		(現計 5,424)
		計	353		
道路台帳調製費	7,929		—	7,929	道路台帳調製費
					(現計 16,148)
道路橋梁総務諸費	△8,522		—	△8,522	道路橋梁総務諸費
					道路管理者損害賠償保険費 △7,213
					(現計 15,286)
					道路ボランティアサポート事業費
					△1,309
					(現計 19,042)
道路橋梁維持費	△38,132	負担金	△37,909	△67,518	
		使用料	69,395		
		県債	△2,100		

(244)

		計	29,386		
地方道路整備費	△40,784	負担金 県債 計	△38,684 △2,100 △40,784	—	地方道路整備費 工事費 △38,684 (現計 11,152,576) 事務費 △2,100 うち人件費 37,801 (現計 409,934)
道路補修費	—		—	—	路面再生事業費 事務費 内容補正 うち人件費 3,861 (現計 96,670) 道路防災維持費 事務費 内容補正 うち人件費 30,264 (現計 121,575)
交通安全施設費	—		—	—	自転車歩行者道等交通安全施設費 事務費 内容補正 うち人件費 7,224 (現計 65,100)
道路維持諸費	2,652	負担金 使用料	775 69,395	△67,518	道路維持諸費 道路管理事務費 △9

		計	70,170		(現計 717)
					道路照明等維持管理費 2,245
					(現計 692,994)
					学園共同溝維持管理費 416
					(現計 8,173)
道路直轄事業負担金	2,594,991	県債	2,594,900	91	道路直轄事業負担金
					新直轄費 1,490,500
					(現計 3,675,000)
					改築費 693,159
					(現計 5,720,500)
					交通安全第1種 39,332
					(現計 140,000)
					交通安全第2種 27,000
					(現計 170,000)
					電線共同溝 345,000
					(現計 277,500)
災害土木施設復旧費					
令和4年道路災害復旧費	—		—	—	道路災害復旧費
					事務費
					内容補正
					うち人件費 201
					(現計 733)
道路維持課計	2,556,685	負担金	△37,909	△67,954	
		使用料	69,395		

(246)

		財産収入	350		
		諸収入	3		
		県債	2,592,800		
		計	2,624,639		
河川課					
河川総務費	△18,283	負担金	△6,770	△1,543	
		使用料	△655		
		諸収入	△9,315		
		計	△16,740		
海岸管理費	△300	使用料	△655	355	海岸管理費 (現計 1,083)
水害統計調査費	—	—	—	—	水害統計調査費 国委 内容補正 (現計 261)
ダム管理費	△17,983	負担金	△6,770	△1,898	ダム管理費
		諸収入	△9,315		職員給与費等 △8,193
		計	△16,085		利水者負担 (12.6%~ 38.9%) (現計 90,130)
					管理費 △9,790
					利水者負担 (12.6%~ 38.9%)

				(現計 284,136) ダム管理事業費 利水者負担(12.6%~38.9%) 内容補正 (現計 386,845)
河川改良費	△187,996	国庫支出金 △16,290 負担金 △88,469 県債 △83,200 計 △187,959	△37	
国補河川改修事業費	△134,626	負担金 △78,275 県債 △56,300 計 △134,575	△51	国補河川改修事業費 工事費 △136,304 国補(1/2)等 原因者負担(10/10) (現計 13,608,599) 事務費 1,678 原因者負担(10/10) うち人件費 10,841 (現計 280,598)
市町村河川事業指導監督費	283	国庫支出金 283	—	市町村施行河川工事指導監督費 国補(10/10) うち人件費 △384 (現計 769)
ダム堰堤改良事業費	△53,653	国庫支出金 △16,573 負担金 △10,194	14	ダム堰堤改良事業費 工事費 △51,154

土木部

(247)

(248)

		県債 計	△26,900 △53,667		国補 (4 / 10) 利水者負担 (10 / 10) (現計 292,595) 事務費 △2,499 利水者負担 (10 / 10) うち人件費 1,320 (現計 5,713)
河川維持費	△11,289	国庫支出金 使用料 財産収入 諸収入 計	35,000 24,692 △1,543 △4,969 53,180	△64,469	
河川環境整備促進費	△2,590		—	△2,590	河川環境整備促進費 (現計 8,695)
河川防災費	14,300	国庫支出金	35,000	△20,700	河道浚渫、築堤及び護岸等整備費 工事費 14,300 国補 (10 / 10) (現計 3,859,363) 事務費 内容補正 うち人件費 17,524 (現計 193,193)
水辺空間づくり河川整備事業費	—		—	—	水辺空間づくり河川整備事業費 工事費

				内容補正 (現計 20,657) 事務費 内容補正 うち人件費 56 (現計 1,087)
河川管理費	△22,999	使用料 24,692 財産収入 △1,543 諸収入 △4,969 計 18,180	△41,179	河川管理費 河川管理施設管理費 内容及び歳入補正 (現計 101,494) 千波湖浄化対策事業費 △10,099 (現計 27,180) 利根川水系連合・総合水防演習負担金 △12,900 (現計 20,000)
砂防費	10,766	国庫支出金 4,872 負担金 1,100 県債 4,900 計 10,872	△106	
通常砂防費	—	—	—	砂防費 工事費 国補(1/2)等 内容及び歳入補正 (現計 297,000) 事務費

				内容補正 うち人件費 545 (現計 9,855)
国補急傾斜地崩壊対策事業費	10,766	国庫支出金 4,872 負担金 1,100 県債 4,900 計 10,872	△106	急傾斜地崩壊対策費 工事費 10,766 国補(国4.5/10県4.5/10 地元1/10)等 (現計 646,000) 事務費 内容補正 うち人件費 644 (現計 13,683)
地すべり対策事業費	—	—	—	地すべり対策費 工事費 国補(1/2) 内容補正 (現計 25,000) 事務費 内容補正 うち人件費 63 (現計 1,125)
県単急傾斜地崩壊対策事業費	—	—	—	県単急傾斜地崩壊対策事業費 工事費 地元(1/10) 内容補正

				事務費 内容補正 うち人件費 2,637 (現計 20,575)	(現計 407,500)
砂防施設補修費	—	—	—	砂防施設補修費 内容補正 (現計 151,900)	
県単砂防費	—	—	—	砂防関連護岸等整備費 工事費 内容補正 (現計 69,860) 事務費 内容補正 うち人件費 448 (現計 7,751)	
海岸保全費	—	—	—		
海岸防災費	—	—	—	海岸防災費 工事費 内容補正 (現計 325,340) 事務費 内容補正 うち人件費 8,326	

				(現計 37,816)
海岸保全施設整備事業費	—	—	—	海岸保全施設整備事業費 工事費 国補 (1 / 2) 内容補正 (現計 622,000) 事務費 内容補正 うち人件費 5,017 (現計 18,044)
水防費	—	—	—	水防費 内容補正 (現計 82,063)
治水直轄事業負担金	△1,049,855	県債 △1,049,900	45	治水直轄事業負担金 治水直轄事業費 △971,456 (現計 11,757,323) 河川等災害復旧事業費 △78,399 (現計 239,867)
災害土木施設復旧費	△521,169	国庫支出金 △269,677 県債 △251,300 計 △520,977	△192	
過年発生市町村災害復旧事業指導監督費	△1,000	国庫支出金 △1,000	—	指導監督事務費 国補 (10 / 10)

				(現計 1,000)
現年発生市町村災害復旧事業指導監督費	△1,000	国庫支出金 △1,000	—	指導監督事務費 国補(10/10) (現計 1,000)
令和3年国補災害復旧土木費	△42,418	国庫支出金 △27,444 県債 △14,900 計 △42,344	△74	過年発生災害復旧費 工事費 △41,146 国補(0.667) (現計 41,146) 事務費 △1,272 うち人件費 △923 (現計 1,272)
令和4年国補災害復旧土木費	△392,030	国庫支出金 △240,233 県債 △151,700 計 △391,933	△97	現年発生災害復旧費 工事費 △380,270 国補(0.667) (現計 380,270) 事務費 △11,760 うち人件費 △8,535 (現計 11,760)
令和4年河川災害復旧費	△84,721	県債 △84,700	△21	河川災害復旧費 工事費 △82,531 (現計 112,531) 事務費 △2,190 うち人件費 △1,379 (現計 2,959)

土木部

(253)

河川課計	△1,777,826	国庫支出金 △246,095 負担金 △94,139 使用料 24,037 財産収入 △1,543 諸収入 △14,284 県債 △1,379,500 計 △1,711,524	△66,302	
港湾課				
港湾管理費	△218,553	国庫支出金 7,214	△225,767	
港湾審議会費	△905	—	△905	地方港湾審議会運営費 (現計 905)
港湾統計調査費	△1,286	国庫支出金 △1,286	—	指定港湾統計調査費 国委 (現計 1,451)
繰出金	△216,362	—	△216,362	港湾事業特別会計へ繰出 (現計 1,899,093)
港湾計画調査費	—	国庫支出金 8,500	△8,500	港湾計画調査費 国補(1/2) 歳入補正
港湾海岸管理費	—	—	—	港湾海岸管理費

				内容補正 (現計 44,748)
港湾建設費	△15,675	負担金 58,800 県債 83,700 計 142,500	△158,175	
国補統合補助事業費	△15,675	負担金 58,800 県債 83,700 計 142,500	△158,175	港湾統合補助事業費 工事費 △15,000 国補(国5/15県8/15 地元2/15)等 (現計 1,583,500) 事務費 △675 うち人件費 30,636 (現計 46,814)
津波・高潮対策事業費	—	—	—	津波・高潮対策事業費 工事費 内容補正 (現計 3,038,000) 事務費 内容補正 うち人件費 62,343 (現計 83,160)
港湾維持改良費	—	—	—	港湾維持改良費 工事費 内容補正

					(現計 342,000) 事務費 内容補正 うち人件費 5,312 (現計 10,662)
港湾直轄事業負担金	531,101	負担金 35,576 県債 494,900 計 530,476	625		直轄港湾改修事業負担金 鹿島港建設費 414,751 (現計 1,066,500) 茨城港常陸那珂港区建設費 116,350 (現計 508,500)
災害港湾施設復旧費	△61,277	国庫支出金 △25,807 県債 △35,300 計 △61,107	△170		
令和4年港湾施設災害復旧費	△36,738	国庫支出金 △23,769 県債 △12,900 計 △36,669	△69		現年発生災害復旧費 工事費 △35,636 国補(0.667) (現計 35,636) 事務費 △1,102 うち人件費 △835 (現計 1,102)
令和3年港湾施設災害復旧費	△3,150	国庫支出金 △2,038 県債 △1,100 計 △3,138	△12		過年発生災害復旧費 工事費 △3,056 国補(0.667) (現計 3,056)

				事務費 (現計) △94 94)
令和4年県単港湾施設災害復旧費	△21,389	県債 △21,300	△89	県単港湾施設災害復旧費 工事費 △20,748 (現計 20,748) 事務費 △641 うち人件費 △486 (現計 641)
港湾課計	235,596	国庫支出金 △18,593 負担金 94,376 県債 543,300 計 619,083	△383,487	
営繕課				
営繕管理費	△13,340	手数料 △1 諸収入 52 計 51	△13,391	
建築総務費	△189	—	△189	職員給与費等 (現計 176,950)
営繕施行事務費	△13,151	手数料 △1 諸収入 52 計 51	△13,202	営繕施行事務費 営繕工事設計委託費 △10,683 (現計 45,129) 営繕工事事務費 △2,468

				(現計 15,684)
都市局都市計画課				
都市計画総務費	△11,546	手数料 749	△12,295	
都市計画審議会費	△541	—	△541	都市計画審議会運営費 (現計 2,037)
屋外広告物取扱事務費	△7,813	手数料 749	△8,562	屋外広告物取扱事務費 △767 (現計 1,651) 屋外広告物取扱事務処理特例交付金 △7,046 (現計 15,550)
都市行政費	△789	—	△789	都市行政事務推進指導費 (現計 1,252)
都市政策推進費	△2,403	—	△2,403	まちづくり推進費 △796 (現計 1,508) 都市景観形成推進事業費 △1,607 (現計 2,318)
都市計画調査指導費	△4,883	国庫支出金 4,630 諸収入 3 計 4,633	△9,516	
都市地域計画策定費	△6,189	諸収入 3	△6,192	線引き用途地域等設定費

				(現計 60,803)
街路交通調査費	△4,886	国庫支出金 △1,562	△3,324	街路交通調査費 国補(1/3) 県単 (現計 8,927)
都市計画指導監督費	6,192	国庫支出金 6,192	—	市町村施行都市計画事業指導監督費 国補(10/10) うち人件費 7,111 (現計 5,675)
都市局都市計画課計	△16,429	国庫支出金 4,630 手数料 749 諸収入 3 計 5,382	△21,811	
都市局都市整備課				
都市計画総務費	△4,457	財産収入 △50 繰入金 △3,625 計 △3,675	△782	
都市緑化推進費	△4,364	財産収入 △50 繰入金 △3,625 計 △3,675	△689	都市緑化推進費 緑化基金積立金 △50 (現計 130,052) 総合都市緑化推進事業費 △4,314 (現計 5,855)

区画整理事業関連市町村事務処理特例交付金	△93	—	△93	区画整理事業関連市町村事務処理特例交付金 (現計 1,315)
土地区画整理費	△103,631	県債 △101,600	△2,031	
土地区画整理事業関連道路費	△101,677	県債 △101,600	△77	市町村等土地区画整理県道支援事業費 (現計 185,589)
土地区画整理事業推進費	△1,954	—	△1,954	土地区画整理事業推進費 (現計 3,139)
公園事業費	△88,690	国庫支出金 △42,352 使用料 △13,142 財産収入 △77 寄附金 79 諸収入 △396 県債 △46,400 計 △102,288	13,598	
国補公園事業費	△88,690	国庫支出金 △42,352 県債 △46,400 計 △88,752	62	公園事業費 工事費 △84,704 国補(1/2)等 (現計 822,000) 事務費 △3,986 うち人件費 2,560 (現計 35,407)

公園施設費	—	使用料 △13,142 財産収入 △77 寄附金 79 諸収入 △396 計 △13,536	13,536	公園施設費 工事費 内容及び歳入補正 (現計 1,118,374) 事務費 内容補正 うち人件費 380 (現計 33,000) 偕楽園魅力向上等推進事業費 内容補正 (現計 130,000)
公園直轄事業負担金	△115,658	県債 △115,600	△58	公園直轄事業負担金 国営常陸海浜公園事業費 △115,658 (現計 296,321)
災害土木施設復旧費				
令和3年国補公園施設災害復旧費	—	国庫支出金 140,408 県債 82,800 計 223,208	△223,208	公園施設災害復旧費 国補(0.667) 歳入補正
都市局都市整備課計	△312,436	国庫支出金 98,056 使用料 △13,142 財産収入 △127 寄附金 79 繰入金 △3,625	△212,481	

(262)

		諸収入 県債 計	△396 △180,800 △99,955		
都市局下水道課					
都市計画総務費	△22,681	繰入金	△30,300	7,619	
諸費	7,619		—	7,619	利根流域下水道事務所職員公舎解体事業費 (現計 11,055)
市町村下水道支援事業費	△30,300	繰入金	△30,300	—	湖沼水質浄化下水道接続支援事業費 (現計 150,300)
市町村公共下水道受託事業費	—		—	—	市町村公共下水道受託事業費 工事費 地元負担(10/10) 内容補正 (現計 1,000,890) 事務費 地元負担(10/10) 内容補正 うち人件費 1,125 (現計 10,110)
下水道事業費					
流域下水道事業費	△9,032		—	△9,032	流域下水道事業補助金

				(現計 1,575,508)
都市計画調査指導費	1,103	国庫支出金 3,072	△1,969	
下水道事業調査費	△2,808	国庫支出金 △1,404	△1,404	下水道事業調査費 国補(1/2) (現計 41,000)
下水道事業広報啓発活動費	△565	—	△565	下水道事業広報啓発活動費 (現計 1,529)
下水道指導監督費	4,476	国庫支出金 4,476	—	市町村施行下水道事業指導監督費 国補(10/10) うち人件費 4,744 (現計 2,887)
都市局下水道課計	△30,610	国庫支出金 3,072 繰入金 △30,300 計 △27,228	△3,382	
都市局建築指導課				
建築管理費	△34,866	国庫支出金 627 負担金 △621 手数料 △1,416 計 △1,410	△33,456	
建築基準法施行費	△11,279	国庫支出金 627	△6,204	建築基準法施行費

		負担金 手数料 計	△621 △5,081 △5,075		職員給与費等 (現計) 建築基準法施行費 (現計) 建築審査会費 (現計) 建築物等整備指導監督費 国補(10/10) (現計) 建築確認支援システム運営費 (現計) 特定建築物建築促進指導費 (現計)	△3,515 212,525 △7,249 28,441 △958 1,272 627 273 △166 4,914 △18 116
建築士法施行費	△196	—	—	△196	建築士法施行費 (現計)	3,241
開発許可等施行費	△6,902	手数料	△6,542	△360	開発許可等施行費 (現計) 開発許可施行費 開発許可施行費 (現計) 宅地開発基準見直し策定費 (現計) 開発建築是正指導費 (現計)	△514 1,075 △2,847 4,852 △1,499 3,556 △2,042 26,308
宅地建物取引業法施行費	△2,089	手数料	10,207	△12,296	宅地建物取引業免許指導費	△907

				(現計 1,181)
				宅地建物取引士費 △473
				(現計 2,604)
				宅地建物取引業者指導・監督強化費
				△81
				(現計 121)
				宅地建物取引業免許登録オンライン化整備
				費 △628
				(現計 5,403)
建築防災事業費	△14,400	—	△14,400	建築物等震災対策事業費
				建築物等震災対策事業費 △4,119
				(現計 14,019)
				大規模建築物等耐震化支援事業費
				△10,281
				(現計 18,446)
都市局住宅課				
住宅管理費	81,255	国庫支出金 5,344	58,103	住宅管理費
		負担金 3		職員給与費等 20,666
		使用料 △40,873		(現計 118,749)
		手数料 △167		県営住宅維持管理費 62,988
		財産収入 660		国補(10/10)
		諸収入 58,185		県単
		計 23,152		(現計 331,767)
				県営住宅指定管理委託費

				国補（１／２） 歳入補正 県営住宅滞納家賃縮減事業費 △2,399 （現計 6,468）
国補住宅費	415	国庫支出金 2,130	△1,715	
公営住宅建設費	△1,658	国庫支出金 △1	△1,657	公営住宅建設費 工事費 国補（４．５／１０）等 内容及び歳入補正 （現計 2,007,662） 事務費 △1,658 （現計 31,232）
指導監督費	2,202	国庫支出金 2,202	—	市町村公営住宅建設等指導監督費 国補（１０／１０） うち人件費 2,627 （現計 2,327）
住宅新築資金等貸付助成事業費	△59	国庫支出金 △39	△20	住宅新築資金等貸付助成事業費 （国２／３県１／３） （現計 1,384）
住宅建設コスト低減対策推進事業費	△70	国庫支出金 △32	△38	住宅建設コスト低減対策推進事業費 国補（４．５／１０） （現計 4,580）

県単住宅費	△1,232	手数料 2,110	△3,342	
住宅確保要配慮者向け住宅供給促進事業費	△146	手数料 △240	94	住宅確保要配慮者向け住宅供給促進事業費 (現計 149)
被災住宅復興支援事業費	△836	—	△836	被災住宅復興支援事業費 (現計 4,592)
長期優良住宅建築等計画認定事業費	△250	手数料 2,350	△2,600	長期優良住宅建築等計画認定事業費 (現計 403)
都市局住宅課計	80,438	国庫支出金 7,474 負担金 3 使用料 △40,873 手数料 1,943 財産収入 660 諸収入 58,185 計 27,392	53,046	
土木部計	1,685,538	国庫支出金 △181,794 分担金及び負担金 △173,914 使用料及び手数料 17,922 財産収入 △1,730 寄附金 79 繰入金 △33,925 諸収入 1,312,731	△802,431	

(268)

		県債	1,548,600	
		計	2,487,969	

一般会計予算繰越明許費概要

7. 令和4年度 一般会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
総務課				
私学振興費	11,400	国庫支出金 11,400	—	私学振興費 予算計上額 18,708,303 本年度支出所要額 18,696,903 残 額 11,400 不 用 額 — 繰 越 額 11,400
管財課				
財産管理費				
庁舎等維持管理費	125,469	県債 107,300	18,169	維持修繕費 予算計上額 634,867 本年度支出所要額 524,913 残 額 109,954 不 用 額 — 繰 越 額 109,954 電気保安管理費 予算計上額 75,683 本年度支出所要額 71,465

一般会計 (305)

				残 額 28,200 不 用 額 — 繰 越 額 28,200
国土調査費	15,750	国庫支出金 10,500 5,250	国土調査事業費補助 予算計上額 300,188 本年度支出所要額 284,438 残 額 15,750 不 用 額 — 繰 越 額 15,750	
農地局農地整備課計	2,768,721	国庫支出金 1,385,724 分担金 204,605 負担金 389,426 県債 765,200 計 2,744,955	23,766	
農林水産部計	9,336,846	国庫支出金 5,143,637 分担金及び負担金 756,287 繰入金 498,934 諸収入 6,126 県債 1,660,700 計 8,065,684	1,271,162	
監理課				

土木総務費				
土木事務所等整備費	62,692	—	62,692	土木事務所等整備費 予算計上額 153,829 本年度支出所要額 91,137 残 額 62,692 不 用 額 — 繰 越 額 62,692
道路建設課				
道路橋梁総務費				
道路工事調査費	148,970	国庫支出金 4,225	144,745	道路工事基礎調査費 予算計上額 155,200 本年度支出所要額 6,230 残 額 148,970 不 用 額 — 繰 越 額 148,970
道路橋梁改築費	7,177,563	国庫支出金 1,654,283 負担金 46,733 諸収入 3,584,283 県債 1,780,000 計 7,065,299	112,264	
地方道路整備費	3,283,583	国庫支出金 1,654,283	67	久慈郡大子町北田気地区ほか

(344)

		負担金 46,733 県債 1,582,500 計 3,283,516		予算計上額 △209,174 本年度支出所要額 △3,492,757 残 額 3,283,583 不 用 額 — 繰 越 額 3,283,583 (現計 15,680,936)
県単道路改良費	252,947	県債 140,900	112,047	土浦市大畑地区ほか 予算計上額 — 本年度支出所要額 △252,947 残 額 252,947 不 用 額 — 繰 越 額 252,947 (現計 632,256)
県単自転車道整備費	56,750	県債 56,600	150	桜川市本木地区ほか 予算計上額 100,187 本年度支出所要額 43,437 残 額 56,750 不 用 額 — 繰 越 額 56,750
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費	3,584,283	諸収入 3,584,283	—	石岡市上曾地区ほか 予算計上額 4,631,404 本年度支出所要額 1,047,121 残 額 3,584,283 不 用 額 —

				繰越額	3,584,283
街路事業費					
県単街路改良費	65,990	県債 61,600	4,390	水戸市酒門町地区ほか 予算計上額	106,299
				本年度支出所要額	40,309
				残額	65,990
				不用額	—
				繰越額	65,990
都市計画調査指導費					
街路事業基礎調査費	8,210	—	8,210	街路事業基礎調査費 予算計上額	8,210
				本年度支出所要額	—
				残額	8,210
				不用額	—
				繰越額	8,210
道路建設課計	7,400,733	国庫支出金 1,658,508 負担金 46,733 諸収入 3,584,283 県債 1,841,600 計 7,131,124	269,609		
道路維持課					

道路橋梁総務費	40,972	国庫支出金	1,200	39,772	
道路台帳調製費	20,972		—	20,972	道路台帳調製費 予算計上額 24,077 本年度支出所要額 3,105 残 額 20,972 不 用 額 — 繰 越 額 20,972
道路計画調査費	20,000	国庫支出金	1,200	18,800	道路計画調査費 予算計上額 20,000 本年度支出所要額 — 残 額 20,000 不 用 額 — 繰 越 額 20,000
道路橋梁維持費	692,029	国庫支出金	367,679	102,091	
		負担金	△8,241		
		県債	230,500		
		計	589,938		
地方道路整備費	637,683	国庫支出金	367,679	47,745	坂東市蕨内地区ほか 予算計上額 △40,784 本年度支出所要額 △678,467 残 額 637,683 不 用 額 — 繰 越 額 637,683
		負担金	△8,241		
		県債	230,500		
		計	589,938		

				(現計 7,408,889)
移管道路整備費	54,346	—	54,346	つくば市花室地区ほか 予算計上額 81,481 本年度支出所要額 27,135 残 額 54,346 不 用 額 — 繰 越 額 54,346
道路直轄事業負担金	1,675,000	県債 1,675,000	—	行方市北高岡地区ほか 予算計上額 12,577,991 本年度支出所要額 10,902,991 残 額 1,675,000 不 用 額 — 繰 越 額 1,675,000
道路維持課計	2,408,001	国庫支出金 368,879 負担金 △8,241 県債 1,905,500 計 2,266,138	141,863	
河川課				
河川総務費	372,891	負担金 65,424 使用料 173 計 65,597	307,294	

河川改良工事調査費	35,550	—	35,550	河川改良計画基礎調査費 予算計上額 45,018 本年度支出所要額 9,468 残 額 35,550 不 用 額 — 繰 越 額 35,550
海岸調査費	9,957	—	9,957	海岸調査費 予算計上額 9,957 本年度支出所要額 — 残 額 9,957 不 用 額 — 繰 越 額 9,957
ダム管理費	310,113	負担金 65,424	244,689	ダム管理費 予算計上額 356,283 本年度支出所要額 343,468 残 額 12,815 不 用 額 — 繰 越 額 12,815 ダム管理事業費 予算計上額 386,845 本年度支出所要額 89,547 残 額 297,298 不 用 額 — 繰 越 額 297,298

ダム調査費	2,000	—	2,000	ダム調査費 予算計上額 3,639 本年度支出所要額 1,639 残 額 2,000 不 用 額 — 繰 越 額 2,000
砂防調査費	1,082	—	1,082	砂防調査費 予算計上額 3,700 本年度支出所要額 2,618 残 額 1,082 不 用 額 — 繰 越 額 1,082
砂防管理費	14,189	使用料 173	14,016	砂防管理費 予算計上額 14,189 本年度支出所要額 — 残 額 14,189 不 用 額 — 繰 越 額 14,189
河川改良費	2,539,695	国庫支出金 1,150,428 負担金 147,631 県債 1,241,700 計 2,539,759	△64	
国補河川改修事業費	2,480,365	国庫支出金 1,144,165	△58	土浦市田土部地区ほか

一般会計 (349)

(350)

		負担金 143,958 県債 1,192,300 計 2,480,423		予算計上額 △134,626 本年度支出所要額 △2,614,991 残 額 2,480,365 不 用 額 — 繰 越 額 2,480,365 (現計 10,384,758)
都市基盤河川改修事業費	40,000	県債 40,000	—	ひたちなか市中根地区 予算計上額 40,000 本年度支出所要額 — 残 額 40,000 不 用 額 — 繰 越 額 40,000
ダム堰堤改良事業費	19,330	国庫支出金 6,263 負担金 3,673 県債 9,400 計 19,336	△6	高萩市秋山地区 予算計上額 △53,653 本年度支出所要額 △72,983 残 額 19,330 不 用 額 — 繰 越 額 19,330 (現計 222,350)
河川維持費	1,460,996	国庫支出金 35,000 県債 1,302,700 計 1,337,700	123,296	
河川補修費	108,876	—	108,876	小美玉市中子地区ほか

				予算計上額 1,077,998 本年度支出所要額 969,122 残 額 108,876 不 用 額 — 繰 越 額 108,876
河川防災費	1,352,120	国庫支出金 35,000 県債 1,302,700 計 1,337,700	14,420	水戸市田谷町地区ほか 予算計上額 14,300 本年度支出所要額 △1,337,820 残 額 1,352,120 不 用 額 — 繰 越 額 1,352,120 (現計 1,462,945)
砂防費	482,787	国庫支出金 96,202 負担金 29,942 県債 267,500 計 393,644	89,143	
通常砂防費	146,002	国庫支出金 71,834 県債 69,100 計 140,934	5,068	常陸太田市鍬柄平地区ほか 予算計上額 — 本年度支出所要額 △146,002 残 額 146,002 不 用 額 — 繰 越 額 146,002 (現計 145,605)

国補急傾斜地崩壊対策事業費	52,426	国庫支出金	22,268	7,505	鹿嶋市武井1地区ほか	
		負担金	11,353		予算計上額	10,766
		県債	11,300		本年度支出所要額	△41,660
		計	44,921		残 額	52,426
					不 用 額	—
					繰 越 額	52,426
					(現計)	511,623)
地すべり対策事業費	4,200	国庫支出金	2,100	—	常陸大宮市大塚地区ほか	
		県債	2,100		予算計上額	—
		計	4,200		本年度支出所要額	△4,200
					残 額	4,200
					不 用 額	—
					繰 越 額	4,200
					(現計)	12,400)
県単急傾斜地崩壊対策事業費	185,889	負担金	18,589	△100	笠間市仁古田地区ほか	
		県債	167,400		予算計上額	—
		計	185,989		本年度支出所要額	△185,889
					残 額	185,889
					不 用 額	—
					繰 越 額	185,889
					(現計)	69,111)
砂防施設補修費	76,670		—	76,670	常陸大宮市仲島沢地区ほか	
					予算計上額	151,900
					本年度支出所要額	75,230

				残 額	76,670
				不 用 額	—
				繰 越 額	76,670
県単砂防費	17,600	県債 17,600	—	桜川市男女の川地区ほか	
				予算計上額	—
				本年度支出所要額	△17,600
				残 額	17,600
				不 用 額	—
				繰 越 額	17,600
				(現計	28,800)
海岸保全費	130,125	国庫支出金 1,080 県債 129,000 計 130,080	45		
海岸防災費	127,965	県債 128,000	△35	日立市十王町伊師地区ほか	
				予算計上額	—
				本年度支出所要額	△127,965
				残 額	127,965
				不 用 額	—
				繰 越 額	127,965
				(現計	125,336)
海岸保全施設整備事業費	2,160	国庫支出金 1,080 県債 1,000 計 2,080	80	東茨城郡大洗町磯浜地区ほか	
				予算計上額	—
				本年度支出所要額	△2,160

一般会計 (353)

				残 額 2,160 不 用 額 — 繰 越 額 2,160 (現計 341,754)
治水直轄事業負担金	5,836,682	県債 5,836,500	182	水戸市中大野地区ほか 予算計上額 10,947,335 本年度支出所要額 5,110,653 残 額 5,836,682 不 用 額 — 繰 越 額 5,836,682
災害土木施設復旧費				
令和4年河川災害復旧費	30,000	県債 30,000	—	河川災害復旧費 予算計上額 30,769 本年度支出所要額 769 残 額 30,000 不 用 額 — 繰 越 額 30,000
河川課計	10,853,176	国庫支出金 1,282,710 負担金 242,997 使用料 173 県債 8,807,400 計 10,333,280	519,896	

港湾課					
港湾管理費	68,368	国庫支出金 8,500	59,868		
港湾計画調査費	30,423	国庫支出金 8,500	21,923	港湾計画調査費	
				予算計上額	30,872
				本年度支出所要額	449
				残 額	30,423
				不 用 額	—
				繰 越 額	30,423
港湾海岸管理費	37,945	—	37,945	港湾海岸管理費	
				予算計上額	44,748
				本年度支出所要額	6,803
				残 額	37,945
				不 用 額	—
				繰 越 額	37,945
港湾建設費					
国補統合補助事業費	90,915	国庫支出金 32,522 負担金 58,800 県債 87,800 計 179,122	△88,207	茨城港常陸那珂港区ほか	
				予算計上額	△15,675
				本年度支出所要額	△106,590
				残 額	90,915
				不 用 額	—
				繰 越 額	90,915
				(現計	1,214,812)

(356)

港湾直轄事業負担金	634,500	負担金 県債 計	18,900 615,400 634,300	200	鹿島港ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	2,106,101 1,471,601 634,500 — 634,500
港湾課計	793,783	国庫支出金 負担金 県債 計	41,022 77,700 703,200 821,922	△28,139		
都市局都市整備課						
土地区画整理費						
土地区画整理事業関連道路費	32,645	県債	32,600	45	ひたちなか市佐和駅東地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	83,912 51,267 32,645 — 32,645
公園事業費	602,189	国庫支出金 繰入金 県債 計	125,989 31,800 156,800 314,589	287,600		

国補公園事業費	321,221	国庫支出金 125,989 県債 156,800 計 282,789	38,432	水戸市常磐町地区ほか 予算計上額 △88,690 本年度支出所要額 △409,911 残 額 321,221 不 用 額 — 繰 越 額 321,221 (現計 135,000)
公園施設費	280,968	繰入金 31,800	249,168	土浦市大岩田地区ほか 予算計上額 1,281,374 本年度支出所要額 1,000,406 残 額 280,968 不 用 額 — 繰 越 額 280,968
都市局都市整備課計	634,834	国庫支出金 125,989 繰入金 31,800 県債 189,400 計 347,189	287,645	
都市局下水道課				
都市計画総務費	277,465	繰入金 96,103 諸収入 159,592 計 255,695	21,770	
諸費	17,270	—	17,270	利根流域下水道事務所職員公舎解体事業費

一般会計 (357)

				予算計上額 18,674 本年度支出所要額 1,404 残 額 17,270 不 用 額 — 繰 越 額 17,270
市町村下水道支援事業費	100,603	繰入金 96,103	4,500	市町村下水道整備支援事業費 予算計上額 23,700 本年度支出所要額 19,200 残 額 4,500 不 用 額 — 繰 越 額 4,500 湖沼水質浄化下水道接続支援事業費 予算計上額 120,000 本年度支出所要額 23,897 残 額 96,103 不 用 額 — 繰 越 額 96,103
市町村公共下水道受託事業費	159,592	諸収入 159,592	—	市町村公共下水道受託事業費 予算計上額 — 本年度支出所要額 △159,592 残 額 159,592 不 用 額 — 繰 越 額 159,592 (現計 547,949)

都市計画調査指導費					
下水道事業調査費	38,192	国庫支出金 19,096	19,096	下水道事業調査費	
				予算計上額	38,192
				本年度支出所要額	—
				残 額	38,192
				不 用 額	—
				繰 越 額	38,192
都市局下水道課計	315,657	国庫支出金 19,096 繰入金 96,103 諸収入 159,592 計 274,791	40,866		
都市局住宅課					
国補住宅費					
公営住宅建設費	1,086,657	国庫支出金 504,452 県債 534,000 計 1,038,452	48,205	公営住宅建設費	
				予算計上額	△1,658
				本年度支出所要額	△1,088,315
				残 額	1,086,657
				不 用 額	—
				繰 越 額	1,086,657
				(現計	26,022)
土木部計	23,555,533	国庫支出金 4,000,656	1,342,637		

		分担金及び負担金 359,189 使用料及び手数料 173 繰入金 127,903 諸収入 3,743,875 県債 13,981,100 計 22,212,896		
総務企画部財務課				
高等学校建設費	2,600,835	財産収入 46,088 県債 2,238,200 計 2,284,288	316,547	
校舎等整備費	792,635	県債 593,300	199,335	校舎等整備費 予算計上額 1,828,804 本年度支出所要額 1,103,819 残 額 724,985 不 用 額 — 繰 越 額 724,985 県立高等学校改革プラン推進事業費 予算計上額 619,212 本年度支出所要額 551,562 残 額 67,650 不 用 額 — 繰 越 額 67,650

特別会計補正予算概要

8. 令和4年度 特別会計補正予算概要

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳入予算額 特定財源種目金額	備 考
総務課			
競輪事業特別会計			
競輪事業総務費	△5,179	競輪事業収入 △5,179	職員給与費等 (現計 109,744)
競輪場費	△10,188	競輪事業収入 123,121 繰入金 △133,309 計 △10,188	施設管理費 △4,084 (現計 251,951) 施設整備費 △6,104 (現計 53,110)
競輪開催費	3,598,403	競輪事業収入 3,598,403	競輪開催費 (現計 15,068,831)
積立金	148,554	競輪事業収入 44,900 繰越金 103,654 計 148,554	積立金 (現計 1,477)
繰入金	100,000	競輪事業収入 100,000	一般会計へ繰出 (現計 100,000)

事務取扱費	△1,004	繰入金	△1,004	取扱事務費 (現計 1,059)
予備費	345,719	繰越金 諸収入 計	338,250 7,469 345,719	予備費 (現計 4)
計	275,915	繰入金 繰越金 諸収入 計	△1,004 291,917 △14,998 275,915	
港湾課				
港湾事業特別会計				
港湾総務費	△4,656	使用料	△4,656	職員給与費等 (現計 136,316)
港湾管理費	101,882	使用料 財産収入 諸収入 計	5,431 5,107 91,344 101,882	港湾管理費 茨城港日立港区管理費 (現計 250,477) 茨城港常陸那珂港区管理費 (現計 665,759) 茨城港大洗港区管理費 (現計 191,112) 鹿島港管理費 61,322

特別会計 (379)

(380)

				川尻港管理費	(現計 590,346) △113
				土浦港管理費	(現計 5,914) △1,682
				軽野港管理費	(現計 7,873) △545
				河原子港管理費	(現計 2,394) △1,833
					(現計 4,785)
港湾振興費	△7,469	使用料	△7,469	港湾振興費	482
				港湾振興アドバイザー設置事業費	(現計 11,044) △134
				コンテナ貨物集荷促進事業費	(現計 2,881) △7,000
				クルーズ船誘致推進事業費	(現計 30,345) △817
					(現計 4,250)
港湾建設費	△487,533	諸収入	△4,933	茨城港常陸那珂港区機能施設整備事業費	△68,163
		県債	△482,600	工事費	(現計 1,800,000)
		計	△487,533	事務費	△26,337
					(現計 80,000)
				茨城港常陸那珂港区臨海部土地造成事業費	△380,677
				工事費	(現計 523,500)

			事務費	△12,256
			(現計)	14,200)
			鹿島港機能施設整備事業費	
			工事費	
			内容補正	
			(現計)	20,000)
			事務費	△100
			(現計)	1,000)
公債費	△130,882	使用料 60,666	償還金	
		財産収入 △261,664	元金	△101,438
		繰入金 △216,362	(現計)	4,220,835)
		繰越金 205,054	利子	△29,444
		諸収入 90,424	(現計)	154,217)
		県債 △9,000		
		計 △130,882		
予備費	△2,000	繰越金 △2,000	予備費	
			(現計)	2,000)
計	△530,658	使用料 53,972		
		財産収入 △256,557		
		繰入金 △216,362		
		繰越金 203,054		
		諸収入 176,835		
		県債 △491,600		
		計 △530,658		

特別会計予算繰越明許費概要

9. 令和4年度 特別会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳入予算額 特定財源種目金額	備 考
市町村課			
市町村振興資金特別会計			
市町村振興資金貸付費	181,400	諸収入 181,400	市町村振興資金貸付金 予算計上額 800,000 本年度支出所要額 618,600 残 額 181,400 不 用 額 — 繰 越 額 181,400
地域振興課			
鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計			
鹿島開発計画費	164,513	事業収入 41,213 県債 123,300 計 164,513	カシマサッカースタジアム管理運営費 予算計上額 588,027 本年度支出所要額 423,514 残 額 164,513 不 用 額 — 繰 越 額 164,513

立地整備課					
鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計					
鹿島開発用地取得費	140,030	財産収入	140,030	用地対策費	
				予算計上額	195,695
				本年度支出所要額	55,665
				残 額	140,030
				不 用 額	—
				繰 越 額	140,030
鹿島開発計画費	49,170	財産収入	49,170	開発財産管理費	
				予算計上額	169,705
				本年度支出所要額	120,535
				残 額	49,170
				不 用 額	—
				繰 越 額	49,170
計	189,200	財産収入	189,200		
港湾課					
港湾事業特別会計					
港湾管理費	197,775	使用料	197,775	港湾管理費	
				予算計上額	1,820,542
				本年度支出所要額	1,622,767

				残 額	197,775
				不 用 額	—
				繰 越 額	197,775
宅地整備販売課					
都市計画事業土地区画整理事業特別会計					
島名・福田坪開発事業費	453,383	負担金 8,000 財産収入 239,319 繰入金 18,584 繰越金 187,480 計 453,383	島名・福田坪地区 島名・福田坪整備事業費 予算計上額 △619,395 本年度支出所要額 △1,070,689 残 額 451,294 不 用 額 — 繰 越 額 451,294 (現計 173,500)		
			土地区画整理事業費 予算計上額 — 本年度支出所要額 △2,089 残 額 2,089 不 用 額 — 繰 越 額 2,089 (現計 7,900)		
上河原崎・中西開発事業費	516,846	国庫支出金 60,787 負担金 120,915	上河原崎・中西地区 上河原崎・中西整備事業費		

特別会計 (389)

企業会計補正予算概要

14. 令和4年度 鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算概要

(1) 収益的收入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引純損(△)益	備 考
事業費用	△15,402	営業収益 △36,123 営業外収益 △59,377 特別利益 △680 計 △96,180	△80,778 [利益剰余金]	営業費用 管渠ポンプ場処理場費 △77,350 (現計 803,821) 業務費 △25,770 (現計 57,189) 総係費 57,737 (現計 1,244,096) 減価償却費 30,981 (現計 1,040,214) 資産減耗費 2,665 (現計 4,523) 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費 △6,260 (現計 48,507) 特別損失 2,595 (現計 60)

(2) 資本の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引不足(△)額	備 考
資本の支出	△210,032	国庫補助金 △50,800 企業債 △121,100 負担金 10,168 固定資産売却代金 15,000 計 △146,732	63,300 〔 過年度分損益勘定留保 資金 △303,061 当年度分消費税等資本 の収支調整額 △60,525 建設改良積立金 300,286 〕	建設改良費 工事費 △203,200 (現計 2,185,000) 事務費 △2,005 (現計 19,405) 資産購入費 △5,195 (現計 79,585) 償還金 企業債償還金 368 (現計 352,037)

15. 令和4年度 流域下水道事業会計補正予算概要

(1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引純損(△)益	備 考
事業費用	737,665	営業収益 △142,981 営業外収益 239,802 特別利益 245,063 計 341,884	△395,781 [利益剰余金 293,591] [当年度分損益勘定留保] [資金 102,190]	営業費用 管渠ポンプ場処理場費 △449,199 (現計 3,424,548) 受託事業費 10,252 (現計 377,454) 業務費 △26,852 (現計 90,963) 総係費 802,589 (現計 4,795,193) 減価償却費 131,581 (現計 7,596,035) 資産減耗費 70,710 (現計 42,912) 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費 △10,810 (現計 322,773) 消費税及び地方消費税 △11,685 (現計 106,339) 発電費用 △417 (現計 6,706) 雑支出 30 (現計 80) 特別損失 221,466 (現計 50,069)

(2) 資本の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引不足(△)額	備 考
資本の支出	△654,218	国庫補助金 △319,974 企業債 △157,100 負担金 △164,552 関連事業収入 △10 計 △641,636	12,582 [当年度分損益勘定留保 資金 △244,883 過年度分損益勘定留保 資金 △561,712 当年度分消費税等資本 の収支調整額 2,096 減債積立金 791,917]	建設改良費 工事費 △648,610 (現計 4,606,160) 事務費 △5,476 (現計 171,196) 資産購入費 △1,907 (現計 17,839) 償還金 企業債償還金 1,782 (現計 2,219,590) 基金積立金 △7 (現計 10,384)

条 例 そ の 他 の 概 要

16. 条例その他の概要

(1) 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例

基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。

(2) 県有財産の売却処分について（北海浜第二期埋立地）

事業用地として、鹿嶋市大字平井字灘2288番1の土地67,374.93平方メートルを予定価格10億5,104万8,908円で中国木材株式会社代表取締役社長堀川保彦に売却しようとするものである。

(3) 県有財産の売却処分について（伊奈・谷和原丘陵部地区商業施設用地）

つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業地区内において、商業施設用地として、つくばみらい市陽光台一丁目14番1の土地20,261.86平方メートルを予定価格22億854万2千円で株式会社カスミ代表取締役山本慎一郎に売却しようとするものである。

(4) 県有財産の売却処分について（大洗マリーナ）

事業用地として、東茨城郡大洗町港中央12番5ほか2筆の土地49,273.02平方メートル、建物4棟及び工作物一式を予定価格3億8,100万円で株式会社ユニマツプレシヤス代表取締役高橋洋二に売却しようとするものである。

(5) 県が行う建設事業に対する市の負担額について

令和4年度において県が行う林道及び漁港事業に対する市の負担額を変更しようとするものである。

(6) 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

令和4年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。

(7) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和4年度において県が行う河川、港湾及び下水道事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。

(8) 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について

道路整備特別措置法の規定に基づき、茨城県道路公社の行う有料道路事業の事業内容の一部変更について、同意しようとするものである。

(9) 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

令和4年度において県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する市町村の負担額を変更しようとするものである。

(10) 工事請負契約の変更について

合併支援道路（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区）について、東京都新宿区西新宿六丁目8番1号大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体代表者大成建設株式会社代表取締役社長相川善郎代理人東京支店常務執行役員支店長奥畑浩一郎と31億9,429万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、支保工の変更等が生じたため、4億4,110万円を増額し、36億3,539万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(11) 訴えの提起について

新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金返還金の支払を求めため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。

(12) 権利の放棄について（放置廃棄物検査事務管理経費）

時効の到来した放置廃棄物検査事務管理経費のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

(13) 権利の放棄について（中小企業事業継続応援貸付金）

中小企業事業継続応援貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

(14) 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）

時効の到来した母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

(15) 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）

時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

(16) 権利の放棄について（県立中央病院の診療料等）

時効の到来した県立中央病院の診療料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

專 決 処 分 概 要

17. 専決処分概要

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

(1) 損害賠償の額の決定について（令和5年1月24日専決処分）

令和4年9月22日(木) ひたちなか市大字高野3304番地5地先県道上で発生した自動車破損事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(2) 損害賠償の額の決定について（令和5年1月25日専決処分）

令和2年11月3日(火) 土浦市上坂田610番地地先県道上で発生した自転車等破損・負傷事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(3) 和解について（令和5年1月27日専決処分）

令和3年12月3日(金) 取手市駒場一丁目5番23号地内で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(4) 和解について（令和5年1月31日専決処分）

平成30年10月5日(金) 高萩市大字赤浜830番地の6地先国道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(5) 和解について（令和5年2月2日専決処分）

平成30年11月5日(月) 稲敷郡阿見町中郷二丁目7番地24地先国道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(6) 和解について（令和5年2月9日専決処分）

令和3年1月21日(木) 古河市下山町7番7号地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(7) 和解について（令和5年2月9日専決処分）

令和4年10月15日(土) つくば市並木4丁目3番地2駐車場で発生した事故に対し、和解しようとするものである。

(8) 令和4年度一般会計補正予算概要(令和5年2月20日専決処分)

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
畜産課				
家畜保健衛生費				
家畜伝染病予防費	2,472,986	国庫支出金 1,204,971	1,268,015	家畜伝染病予防事業費 国補(10/10)等 県単 (現計 1,490,189)
合 計	2,472,986	国庫支出金 1,204,971	1,268,015	一般財源内訳 繰越金 1,268,015

令和5年2月28日開会

①

令和5年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和5年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第5号議案 令和5年度茨城県一般会計予算	1
第6号議案 令和5年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第7号議案 令和5年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第8号議案 令和5年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第9号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第10号議案 令和5年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第11号議案 令和5年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第12号議案 令和5年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第13号議案 令和5年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第14号議案 令和5年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第15号議案 令和5年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第16号議案 令和5年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第17号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第18号議案 令和5年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第19号議案 令和5年度茨城県病院事業会計予算	43
第20号議案 令和5年度茨城県水道事業会計予算	47
第21号議案 令和5年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第22号議案 令和5年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第23号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	54
第24号議案 令和5年度茨城県流域下水道事業会計予算	56
第25号議案 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例	59
第26号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	60
第27号議案 茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例	75
第28号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	76
第29号議案 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例及び茨城県少子化対策審議会条例の一部を改正する条例	77
第30号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	78
第31号議案 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	80
第32号議案 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	81
第33号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	82
第34号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	84
第35号議案 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	85
第36号議案 茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例	88
第37号議案 茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	91

第38号議案	茨城県証紙条例の一部を改正する条例	93
第39号議案	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	94
第40号議案	茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例	95
第41号議案	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	96
第42号議案	包括外部監査契約の締結について	97
第43号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	98

予 算

第5号議案

令和5年度 茨城県一般会計予算

令和5年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,292,193,509千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	426,830,705 <small>千円</small>
	1 県 民 税	125,272,536
	2 事 業 税	106,607,052
	3 地 方 消 費 税	95,888,729
	4 不 動 産 取 得 税	6,638,689
	5 県 た ば こ 税	3,657,993
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,702,988
	7 軽 油 引 取 税	32,679,840
	8 自 動 車 税	51,957,273
	9 鉱 区 税	3,500
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,274,066
	11 狩 猟 税	32,894
	12 旧 法 に よ る 税	115,145
2 地 方 消 費 税 清 算 金		143,781,768
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	143,781,768
3 地 方 譲 与 税		54,518,273
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	50,231,962
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,510,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	116,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	513,311
	5 森 林 環 境 譲 与 税	146,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地 方 特 例 交 付 金		2,000,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,000,000
5 地 方 交 付 税		196,368,000
	1 地 方 交 付 税	196,368,000
6 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		736,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	736,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		8,150,941
	1 分 担 金	663,569
	2 負 担 金	7,487,372
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,837,577
	1 使 用 料	11,474,516
	2 手 数 料	666,111
	3 証 紙 収 入	3,696,950
9 国 庫 支 出 金		164,712,119
	1 国 庫 負 担 金	52,994,897
	2 国 庫 補 助 金	109,933,696
	3 委 託 金	1,783,526
10 財 産 収 入		1,972,161
	1 財 産 運 用 収 入	1,020,049
	2 財 産 売 払 収 入	952,112
11 寄 附 金		132,218
	1 寄 附 金	132,218
12 繰 入 金		45,926,825
	1 特 别 会 計 繰 入 金	786,161
	2 基 金 繰 入 金	45,140,664

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		142,300,222
	1 延滞金、加算金及び過料	487,614
	2 県預金利子	723
	3 公営企業貸付金元利収入	3,854
	4 貸付金元利収入	121,686,401
	5 受託事業収入	4,885,816
	6 収益事業収入	7,797,814
	7 利子割精算金収入	1
	8 雑収入	7,437,999
15 県債		83,926,700
	1 県債	83,926,700
歳入合計		1,292,193,509

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,680,883
	1 議 会 費	1,680,883
2 総 務 費		41,276,043
	1 総 務 管 理 費	26,555,100
	2 徴 税 費	12,273,495
	3 市 町 村 振 興 費	1,820,325
	4 選 挙 費	17,580
	5 人 事 委 員 会 費	142,917
	6 監 査 委 員 費	166,626
	7 諸 費	300,000
3 企 画 開 発 費		14,144,883
	1 企 画 費	8,220,635
	2 開 発 費	5,385,256
	3 統 計 調 査 費	538,992
4 生 活 環 境 費		6,575,868
	1 生 活 文 化 費	1,821,705
	2 環 境 保 全 費	4,754,163
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		4,985,130
	1 防 災 費	4,951,435
	2 災 害 救 助 費	33,695
6 保 健 医 療 費		137,444,859
	1 保 健 医 療 費	70,054,427
	2 保 健 所 費	2,077,166

	3 医 薬 費	11,715,329
	4 環 境 衛 生 費	1,235,558
	5 公 衆 衛 生 費	52,362,379
7 福 祉 費		126,163,330
	1 福 祉 政 策 費	2,469,727
	2 生 活 保 護 費	4,982,841
	3 障 害 福 祉 費	35,941,345
	4 長 寿 福 祉 費	42,113,590
	5 児 童 福 祉 費	40,655,827
8 労 働 費		2,759,713
	1 労 働 政 策 費	747,122
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,881,249
	3 労 働 委 員 会 費	131,342
9 農 林 水 産 業 費		40,533,269
	1 農 業 費	11,251,059
	2 畜 産 業 費	3,306,236
	3 林 業 費	5,834,681
	4 水 産 業 費	3,804,553
	5 農 地 費	16,336,740
10 営 業 戦 略 費		6,328,080
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	983,150
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	3,506,526
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,838,404
11 立 地 推 進 費		19,754,879
	1 立 地 推 進 費	19,754,879

12 商 工 費		121,269,416
	1 産 業 政 策 費	115,974,874
	2 技 術 振 興 費	2,522,192
	3 中 小 企 業 費	2,772,350
13 土 木 費		100,253,596
	1 土 木 管 理 費	3,687,166
	2 道 路 橋 梁 費	60,780,650
	3 河 川 海 岸 費	20,555,871
	4 港 灣 費	5,044,949
	5 都 市 計 画 費	5,557,164
	6 住 宅 費	4,627,796
14 警 察 費		62,625,169
	1 警 察 管 理 費	56,536,390
	2 警 察 活 動 費	6,088,779
15 教 育 費		258,574,630
	1 教 育 総 務 費	43,615,505
	2 小 学 校 費	80,278,974
	3 中 学 校 費	45,589,933
	4 高 等 学 校 費	58,027,285
	5 特 別 支 援 学 校 費	25,313,184
	6 社 会 教 育 費	3,633,862
	7 保 健 体 育 費	2,115,887
16 災 害 復 旧 費		841,885
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	192,003
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		162,309,295
	1 公 債 費	162,309,295
18 諸 支 出 金		182,672,581
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,892,092
	2 利子割交付金	186,949
	3 利子割精算金	1
	4 地方消費税清算金	94,185,064
	5 地方消費税交付金	72,972,136
	6 配当割交付金	2,553,516
	7 株式等譲渡所得割交付金	1,680,237
	8 環境性能割交付金	1,108,138
	9 法人事業税交付金	7,944,820
	10 自動車取得税交付金	76,572
	11 公営企業貸付金	73,056
19 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		1,292,193,509

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和5年度 至 令和15年度	元金1,175,000,000千円及びこれに対する利子相当額
県 庁 舎 空 調 設 備 更 新 工 事 請 負 契 約	県庁舎の空調設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令 和 6 年 度	551,011千円
筑 西 合 同 庁 舎 受 変 電 設 備 更 新 工 事 請 負 契 約	筑西合同庁舎の受変電設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令 和 6 年 度	107,052千円
共 通 基 盤 シ ス テ ム 更 新 業 務 委 託 契 約	共通基盤システム更新業務に係る委託契約を締結する。	令 和 6 年 度	289,477千円
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関等に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額4億250万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和20年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額900万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	882,000千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額

医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	11,000千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	38,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	27,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	20,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	534,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和17年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	35,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	56,000千円

失業者等生活資金融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和11年度	1,250千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	15,554千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	3,410千円
野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和5年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和5年度 至 令和6年度	261,066千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和25年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和20年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和5年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和6年度 至 令和17年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和8年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和25年度	31,250千円

漁業近代化資金等 利 子 補 給	漁業近代化資金通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和28年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善 促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和8年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水 事業工事請負契約	長井戸沼湛水防除機場2期地区の除塵機設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	300,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、那珂市額田南郷地内の額田こ道橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和6年度	90,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道355号、石岡市東成井地内の東成井跨線橋外1箇所地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	2,000,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般県道日立港線、日立市久慈町地内の甕の橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	300,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道北茨城大子線、北茨城市磯原地内の磯原跨線橋の橋梁耐震に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和8年度	1,100,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道筑西つくば線、筑西市成田地内の成田陸橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和6年度	60,000千円
国補河川改修 費用負担契約	一級河川沢渡川、水戸市見和地先の捷水路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	1,400,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先外6箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	700,000千円

県営住宅建設 工事請負契約	都和アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	385,000千円
県立学校校舎 賃貸借契約	県立協和特別支援学校外2校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和16年度	2,134,550千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,100千円
近代美術館展覧会 開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,650千円
陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,760千円
教員選考試験問題 作成等業務委託契約	令和6年度に実施する茨城県公立学校教員選考試験の問題作成等業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	10,417千円
警察本部庁舎 窓際空調設備 更新工事請負契約	警察本部庁舎の窓際空調設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	197,230千円
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託業務を締結する。	令和6年度	45,680千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	316,400	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	392,200			
土地改良事業	2,712,200			
河川事業	12,737,000			
海岸整備事業	223,700			
砂防事業	51,900			
急傾斜地崩壊対策事業	165,200			
港湾整備事業	1,600,600			
道路橋梁整備事業	23,612,800			
街路事業	675,700			
空港整備事業	6,600			
放課後児童クラブ整備事業	304,500			
産業技術専門学院整備事業	10,800			
いばらき就職支援センター整備事業	60,300			
茨城県職業人材育成センター整備事業	56,300			
体育施設整備事業	131,100			
公営住宅建設事業	986,100			
過年補助災害復旧事業	21,300			
現年補助災害復旧事業	198,300			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	21,800			
単独災害復旧事業	173,300			
児童福祉施設整備事業	123,800			
老人福祉施設整備事業	390,300			

障害福祉施設整備事業	3,866,600			
総合福祉会館整備事業	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800			
交通安全施設整備事業	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600			
公園事業	621,400			
高校整備事業	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100			
社会教育施設整備事業	81,100			
特別支援学校整備事業	763,900			
空港周辺整備事業	7,700			
地域鉄道設備等整備事業	37,900			
災害救助対策事業	3,600			
アクアワールド 茨城県大洗水族館整備事業	206,100			
消防施設整備事業	15,000			
県立医療大学設備整備事業	158,900			
農業大学校施設整備事業	7,800			
農業総合センター 施設整備事業	75,400			
原種苗センター整備事業	28,800			
産業技術イノベーション センター施設整備事業	194,300			
繊維高分子研究所整備事業	26,400			
県民文化センター 施設整備事業	87,800			
畜産センター施設整備事業	21,700			
養豚研究所施設整備事業	419,600			
家畜保健衛生所 施設整備事業	50,400			
保健所施設整備事業	103,400			
いばらき予防医学プラザ 整備事業	75,400			

公共処分場整備事業	257,800			
地域活性化事業	506,100			
防災対策事業	430,500			
合併特例事業	1,409,500			
地方道路等整備事業	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,034,900			
上水道事業出資金	951,000			
臨時財政対策債	16,400,000			
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	83,926,700			

第17号議案

令和5年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和5年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,965,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 6,967,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	6,967,600			

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		10,965,139 ^{千円}
	1 使 用 料	1,656,078
	2 財 産 収 入	424,592
	3 繰 入 金	1,789,549
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	125,320
	6 県 債	6,967,600
歳 入 合 計		10,965,139

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		10,965,139 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	136,090
	2 港 湾 管 理 費	1,724,646
	3 港 湾 振 興 費	51,596
	4 港 湾 建 設 費	5,573,600
	5 公 債 費	3,477,207
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		10,965,139

第23号議案

令和5年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	44,857,895m ³
(2) 1日平均処理水量	122,563m ³
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	2,472,522千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,564,619千円
第1項 営業収益	2,990,657千円
第2項 営業外収益	571,711千円
第3項 特別利益	2,251千円
支 出	
第1款 事業費用	3,386,298千円
第1項 営業費用	3,335,832千円
第2項 営業外費用	49,405千円
第3項 特別損失	61千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,096,264千円は、過年度分損益勘定留保資金924,906千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額171,358千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,779,946千円
第1項 国庫補助金	593,529千円
第2項 企業債	1,176,000千円
第3項 負担金	10,417千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,876,210千円
第1項 建設改良費	2,472,522千円
第2項 資産購入費	44,581千円
第3項 償還金	359,107千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	令和6年度	130,000 <small>千円</small>

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鹿島臨海都市計画 下水道事業	1,176,000 <small>千円</small>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 179,470千円

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第24号議案

令和5年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	129,643,000m ³
(2) 1日平均処理水量	354,216m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	4,231,431千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,299,483千円
第1項 営業収益	9,469,126千円
第2項 営業外収益	7,756,219千円
第3項 特別利益	74,138千円
支 出	
第1款 事業費用	18,718,283千円
第1項 営業費用	18,341,344千円
第2項 営業外費用	322,331千円
第3項 特別損失	50,608千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,893,649千円は、過年度分損益勘定留保資金1,308,974千円、当年度分損益勘定留保資金496,245千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額88,430千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,460,910千円
第1項 国庫補助金	2,355,627千円
第2項 企業債	1,194,300千円
第3項 負担金	910,842千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	61千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,354,559千円
第1項 建設改良費	4,231,431千円
第2項 資産購入費	25,189千円

第3項 償 還 金 2,097,891千円

第4項 基 金 積 立 金 48千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	令和6年度	622,654 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和6年度 至 令和7年度	2,165,800
那珂久慈流域下水道工事請負契約	令和6年度	105,520
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令和6年度	125,776
小貝川東部流域下水道工事請負契約	令和6年度	70,980

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,194,300 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 514,371千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,477,250千円である。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例 ・ その他

第37号議案

茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「その1 鹿島港の運動施設の利用料金の表, その3 大洗マリーナの利用料金の表及びその5 土浦港の港湾施設の利用料金の表」を「その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表」に改める。

第12条の2の見出し中「鹿島港の運動施設」を「魚釣園」に改め、同条第1項中「鹿島港の区域内において運動のための港湾施設として整備するもの（以下「鹿島港の運動施設」という。）」を削り、同項の表鹿島港の運動施設の項を削り、同表魚釣園の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（1月1日を除く。）」に改める。

第18条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条の2第3号中「鹿島港の運動施設,」を削る。

第18条の7第1項中「その1 鹿島港の運動施設の利用料金の表, その3 大洗マリーナの利用料金の表及びその5 土浦港の港湾施設の利用料金の表」を「その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表」に改める。

別表第3中その1 鹿島港の運動施設の利用料金の表を削り、「その2 魚釣園の利用料金」を「その1 魚釣園の利用料金」に、「その3 大洗マリーナの利用料金」を「その2 大洗マリーナの利用料金」に、「その4 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金」を「その3 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金」に、「その5 土浦港の港湾施設の利用料金」を「その4 土浦港の港湾施設の利用料金」に改める。

第2条 茨城県港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「並びに別表第3 その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表」を「及び別表第3 その3 土浦港の港湾施設の利用料金の表」に改め、「(会議室を除く。）」を削る。

第12条第1項中「, 艇置場, 浮棧橋」及び「(会議室を除く。）」を削る。

第12条の2の見出し中「魚釣園等」を「魚釣園」に改め、同条第1項中「及び茨城港大洗港区の区域内においてプレジャーボートによる海洋性レクリエーションのための港湾施設として一体的に整備するもの（以下「大洗マリーナ」という。）」を削り、同項の表大洗マリーナの項を削る。

第18条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第18条の2第3号中「及び大洗マリーナ」を削る。

第18条の7第1項中「その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表」を「その3 土浦港の港湾施設の利用料金の表」に改める。

別表第3中その2 大洗マリーナの利用料金の表を削り、「その3 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金」を「その2 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金」に、「その4 土浦港の港湾施設の利用料金」を「その3 土浦港の港湾施設の利用料金」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和5年4月1日から、第2条及び付則第3項の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第43号議案

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について、同法第31条の2第1項の規定により関係市町村に令和5年度分として負担させる金額は、それぞれ下記のとおりとする。

記

龍ヶ崎市	449,253千円
牛久市	392,060千円
つくば市	1,558,068千円
稲敷市	16,962千円
河内町	17,012千円
利根町	71,574千円
土浦市	1,076,685千円
石岡市	221,100千円
かすみがうら市	204,930千円
小美玉市	130,482千円
阿見町	458,568千円
潮来市	287,859千円
行方市	43,758千円
水戸市	616,884千円
日立市	361,297千円
常陸太田市	140,512千円
ひたちなか市	391,592千円
常陸大宮市	75,963千円
那珂市	259,933千円
大洗町	73,000千円
城里町	43,548千円
東海村	277,435千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	22,786千円
古河市	118,833千円
坂東市	65,351千円
境町	210,353千円
下妻市	211,721千円
常総市	97,093千円

筑西市	234,581千円
八千代町	52,495千円
桜川市	123,271千円

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

令和5年2月28日開会

令和5年第1回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

目 次

	頁
1. 令和5年度一般会計予算各部局別一覧	1
2. 令和5年度一般会計予算款別財源別一覧	3
3. 令和5年度特別会計予算一覧	5
4. 令和5年度一般会計予算概要	7
5. 令和5年度特別会計予算概要	247
6. 令和5年度病院事業会計予算概要	263
7. 令和5年度水道事業会計予算概要	267
8. 令和5年度工業用水道事業会計予算概要	269
9. 令和5年度地域振興事業会計予算概要	273
10. 令和5年度鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算概要	275
11. 令和5年度流域下水道事業会計予算概要	277
12. 条例その他の概要	279

1. 令和5年度 一般会計予算各部局別一覧

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	1,680,883	297	1,680,586	0.13 %	0.19 %
監 査 委 員 事 務 局	166,626	13	166,613	0.01	0.02
人 事 委 員 会 事 務 局	142,917	10	142,907	0.01	0.02
労 働 委 員 会 事 務 局	131,342	11	131,331	0.01	0.01
会 計 事 務 局	1,130,845	64,684	1,066,161	0.09	0.12
総 務 部	406,802,532	13,856,388	392,946,144	31.48	44.48
政 策 企 画 部	14,217,939	8,664,193	5,553,746	1.10	0.63
県 民 生 活 環 境 部	6,575,868	3,336,504	3,239,364	0.51	0.37
防 災 ・ 危 機 管 理 部	5,149,434	3,738,071	1,411,363	0.40	0.16
保 健 医 療 部	137,444,859	52,070,712	85,374,147	10.64	9.66
福 祉 部	127,644,327	25,204,095	102,440,232	9.88	11.60
営 業 戦 略 部	6,328,080	2,427,405	3,900,675	0.49	0.44

(1)

(2)

立地推進部	19,754,879	15,179,507	4,575,372	1.53	0.52
産業戦略部	123,897,787	118,120,376	5,777,411	9.59	0.65
農林水産部	40,725,272	23,527,041	17,198,231	3.15	1.95
土木部	101,384,452	76,308,947	25,075,505	7.84	2.84
教育庁	236,390,298	58,644,027	177,746,271	18.29	20.12
警察本部	62,625,169	7,695,911	54,929,258	4.85	6.22
合計	1,292,193,509	408,838,192	883,355,317	一般財源内訳 県 税 426,830,705 地方消費税清算金 143,781,768 地方譲与税 54,518,273 地方特例交付金 2,000,000 地方交付税 196,368,000 交通安全対策特別交付金 736,000 寄附金 57,045 繰入金 28,270,467 繰越金 5,000,000 諸収入 9,393,059 県債 16,400,000	

3. 令和5年度 特別会計 予算一覽

(単位 千円)

会 計 名	予 算 額	備 考
競 輪 事 業	20,050,245	
公 債 管 理	160,318,272	
市 町 村 振 興 資 金	796,000	
鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業	1,968,859	
県 立 医 療 大 学 付 属 病 院	3,719,328	
国 民 健 康 保 険	242,939,394	
母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金	314,774	
中 小 企 業 事 業 資 金	1,399,094	
農 業 改 良 資 金	371,407	
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	91,343	
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	71,353	
港 湾 事 業	10,965,139	

(5)

(6)

都市計画事業土地区画整理事業	15,325,220	
計	458,330,428	

一 般 会 計 予 算 概 要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
監理課				
土木総務費	2,845,658	負担金 126,340 使用料 313 財産収入 2,124 諸収入 1,203 計 129,980	2,715,678	
土木総務費	2,734,846	負担金 126,340 諸収入 1,171 計 127,511	2,607,335	職員給与費等 4 4 2 人
土木事務所等整備費	79,787	使用料 313 財産収入 2,124 計 2,437	77,350	土木事務所等整備費
諸費	31,025	諸収入 32	30,993	諸費 土木関係各種団体分担金 8,293 一般事務処理費 15,659 明日の茨城づくり P R 推進費 2,412 地方団体関係団体職員共済組合負担金 2,600 建設業国庫支出金等返還金 2,061

建設指導監督費	52,647	国庫支出金 手数料 諸収入 計	1,361 184,828 128 186,317	△133,670	
建設業法施行費	51,192	手数料 諸収入 計	184,163 128 184,291	△133,099	建設業者許可等事業費
建設統計調査費	1,361	国庫支出金	1,361	—	建設工事指定統計調査事務費 国委
浄化槽法施行費	94	手数料	665	△571	浄化槽工事業者登録届出事務費
監理課計	2,898,305	国庫支出金 負担金 使用料 手数料 財産収入 諸収入 計	1,361 126,340 313 184,828 2,124 1,331 316,297	2,582,008	
用地課					
土木総務費	61,296	使用料 手数料 諸収入	26,790 1,023 452	33,031	

		計	28,265		
国有財産取扱費	1,516	使用料	26,790	△25,274	国有財産管理事務費
登記事務等処理費	57,006	諸収入	121	56,885	登記事務等処理費
用地諸費	2,774	手数料 諸収入 計	1,023 331 1,354	1,420	不動産鑑定業登録事務費 58 事業認定等事務処理費 1,298 公共事業用地取得促進対策費 1,225 国有財産事務処理特例交付金 193
検査指導課					
土木総務費	38,484	手数料	1,250	37,234	
検査諸費	29,115		—	29,115	検査諸費 資材及び労務費調査費 16,787 公共事業技術調査研究費 12,328
土木職員研修費	8,079		—	8,079	土木職員研修費
建設資源リサイクルシステム構築事業費	1,290	手数料	1,250	40	建設資源リサイクルシステム構築事業費 建設資源リサイクルシステム構築事業費 656 建設リサイクル法施行費 634
建設指導監督費					

建設業振興対策費	737	諸収入	530	207	建設業振興対策費
検査指導課計	39,221	手数料	1,250	37,441	
		諸収入	530		
		計	1,780		
道路建設課					
道路橋梁総務費	901,096	国庫支出金	10,000	891,096	
道路工事調査費	160,000	国庫支出金	10,000	150,000	道路工事基礎調査費 国補（1／3） 県単
市町村道路整備促進費	739,875	—	—	739,875	合併市町村幹線道路緊急整備支援市町村補助
高規格道路関連促進費	1,221	—	—	1,221	建設促進対策費
道路橋梁改築費	29,462,751	国庫支出金	12,550,654	2,058,497	
		負担金	167,200		
		諸収入	3,369,000		
		県債	11,317,400		
		計	27,404,254		
地方道路整備費	24,743,969	国庫支出金	12,545,283	1,176,786	道路改良費
		負担金	167,200		工事費
					23,443,190

		県債 10,854,700 計 23,567,183		国補（5.5/10）等 原因者負担（10/10） 事務費 1,067,496 原因者負担（10/10） うち人件費128人 778,888 国道354号及び県道大洗友部線外 159カ所 延長 409,246m 過疎対策道路改良費 工事費 222,788 国補（5.5/10）等 事務費 10,495 うち人件費1人 7,657 常陸太田市外4市町
市町村道路事業指導監督費	5,371	国庫支出金 5,371	—	市町村施行道路工事指導監督費 国補（10/10） うち人件費1人 3,687
県単道路改良費	1,244,411	県債 372,700	871,711	道路改良費 工事費 1,165,627 事務費 78,784 うち人件費10人 57,485 県道小野土浦線外8カ所 延長 931m
県単自転車道整備費	100,000	県債 90,000	10,000	自転車道整備費 工事費 100,000

				県道桜川土浦潮来自転車道線 延長 81,350m
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費	3,369,000	諸収入 3,369,000	—	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費 工事費 3,307,600 管理者負担(10/10) 事務費 61,400 管理者負担(10/10) うち人件費7人 44,499 石岡市外2市
街路事業費				
県単街路改良費	106,299	県債 89,300	16,999	街路改良費 工事費 96,372 事務費 9,927 都市計画道路中大野中河内線外11路線
都市計画調査指導費				
街路事業基礎調査費	8,210	—	8,210	街路事業基礎調査費
公債費				
元金	480,974	—	480,974	地方道路整備臨時貸付金償還金
道路建設課計	30,959,330	国庫支出金 12,560,654 負担金 167,200	3,455,776	

		諸収入	3,369,000		
		県債	11,406,700		
		計	27,503,554		
道路維持課					
道路橋梁総務費	61,757	国庫支出金	1,200	31,676	
		手数料	26,848		
		財産収入	2,000		
		諸収入	33		
		計	30,081		
道路調査費	5,850	手数料	26,848	△23,021	道路調査費
		財産収入	2,000		
		諸収入	23		
		計	28,871		
道路台帳調製費	6,303	諸収入	10	6,293	道路台帳調製費
道路橋梁総務諸費	29,604		—	29,604	道路橋梁総務諸費 道路管理者損害賠償保険費 10,562 道路ボランティアサポート事業費 19,042
道路計画調査費	20,000	国庫支出金	1,200	18,800	道路計画調査費 国補（1／3） 県単

道路橋梁維持費	22,587,881	国庫支出金 負担金 使用料 県債 計	5,120,700 630,440 292,066 7,597,600 13,640,806	8,947,075	
地方道路整備費	10,487,000	国庫支出金 負担金 県債 計	5,120,700 622,000 3,917,500 9,660,200	826,800	地方道路整備費 工事費 10,068,000 国補（5.5/10）等 事務費 419,000 うち人件費52人 313,141 国道408号長豊橋外111カ所
道路補修費	9,745,009	負担金 県債 計	3,000 3,490,300 3,493,300	6,251,709	路面再生事業費 工事費 1,330,000 事務費 96,670 うち人件費12人 72,247 茨城鹿島線外40カ所 延長 26,600m 道路防災維持費 工事費 6,337,654 事務費 88,575 うち人件費11人 66,197 県道十王里美線外12カ所 橋梁補修費 工事費 683,129 那珂湊那珂線武田橋外8橋

				道路緊急修繕事業費 工事費 1,208,981 国道461号外68カ所 延長 23,700m
交通安全施設費	1,324,060	県債 189,800	1,134,260	自転車歩行者道等交通安全施設費 工事費 1,264,960 事務費 59,100 うち人件費7人 44,168 県道長沢水戸線外6カ所 延長 1,800m
移管道路整備費	81,481	—	81,481	移管道路整備費 工事費 81,481 県道つくば真岡線外2カ所 延長 8,700m
道路維持諸費	950,331	負担金 5,440 使用料 292,066 計 297,506	652,825	道路維持諸費 道路管理事務費 717 道路照明等維持管理費 918,590 道路交通情報提供費 22,745 学園共同溝維持管理費 8,279
道路直轄事業負担金	7,767,165	県債 6,990,400	776,765	道路直轄事業負担金 新直轄費 5,194,165 改築費 2,363,000 交通安全第1種 130,000 交通安全第2種 40,000

				電線共同溝	40,000
災害土木施設復旧費					
令和5年度道路災害復旧費	36,667	県債 36,600	67	道路災害復旧費 工事費 35,934 事務費 733 うち人件費 531	
道路維持課計	30,453,470	国庫支出金 5,121,900 負担金 630,440 使用料 292,066 手数料 26,848 財産収入 2,000 諸収入 33 県債 14,624,600 計 20,697,887	9,755,583		
河川課					
河川総務費	855,709	国庫支出金 261 負担金 167,002 使用料 2,190 諸収入 22,000 計 191,453	664,256		
河川改良工事調査費	45,378	—	45,378	河川改良計画基礎調査費	

海岸管理費	1,083	使用料	2,017	△934	海岸管理費
海岸調査費	9,957		—	9,957	海岸調査費
水害統計調査費	261	国庫支出金	261	—	水害統計調査費 国委
ダム管理費	777,522	負担金 諸収入 計	167,002 22,000 189,002	588,520	ダム管理費 職員給与費等 85,318 利水者負担（12.6%～ 38.9%） 16人 管理費 285,226 利水者負担（12.6%～ 38.9%） ダム管理事業費 406,978 利水者負担（12.6%～38.9%）
ダム調査費	3,639		—	3,639	ダム調査費
砂防調査費	3,700		—	3,700	砂防調査費
砂防管理費	14,169	使用料	173	13,996	砂防管理費
河川改良費	5,938,388	国庫支出金 負担金 県債 計	2,621,907 207,606 2,802,500 5,632,013	306,375	

国補河川改修事業費	5,756,249	国庫支出金 負担金 県債 計	2,581,173 183,805 2,696,900 5,461,878	294,371	国補河川改修事業費 工事費 国補（1／2）等 原因者負担（10／10） 事務費 原因者負担（10／10） うち人件費29人 澗沼川外27河川	5,522,879 233,370 176,327
都市基盤河川改修事業費	60,000	県債	54,000	6,000	都市基盤河川改修事業費負担金	
市町村河川事業指導監督費	769	国庫支出金	769	—	市町村施行河川工事指導監督費 国補（10／10） うち人件費 384	
ダム堰堤改良事業費	121,370	国庫支出金 負担金 県債 計	39,965 23,801 51,600 115,366	6,004	ダム堰堤改良事業費 工事費 国補（4／10）等 利水者負担（10／10） 事務費 利水者負担（10／10） 花貫ダム外2ダム	116,200 5,170
河川維持費	5,077,667	使用料 手数料 財産収入 諸収入	244,000 67 18,544 10,189	1,104,767		

		県債 計	3,700,100 3,972,900		
河川環境整備促進費	8,695		—	8,695	河川環境整備促進費
河川補修費	1,077,998		—	1,077,998	維持補修費
河川防災費	3,840,556	県債	3,680,600	159,956	河道浚渫、築堤及び護岸等整備費 工事費 3,657,363 事務費 183,193 うち人件費 2 2 人 136,492
水辺空間づくり河川整備事業費	21,744	県債	19,500	2,244	水辺空間づくり河川整備事業費 工事費 20,657 事務費 1,087 うち人件費 810 前川外 2 河川
河川管理費	128,674	使用料 手数料 財産収入 諸収入 計	244,000 67 18,544 10,189 272,800	△144,126	河川管理費 河川管理施設管理費 101,494 千波湖浄化対策事業費 27,180
砂防費	1,148,051	国庫支出金 負担金 県債 計	229,950 74,250 647,600 951,800	196,251	

通常砂防費	123,545	国庫支出金 56,500 県債 49,500 計 106,000	17,545	砂防費 工事費 119,000 国補(1/2)等 事務費 4,545 うち人件費1人 3,293 田尻沢外4溪流
国補急傾斜地崩壊対策事業費	399,695	国庫支出金 170,950 負担金 37,100 県債 165,200 計 373,250	26,445	急傾斜地崩壊対策費 工事費 383,000 国補(国4.5/10県4.5/10 地元1/10)等 事務費 16,695 うち人件費2人 12,099 武井1地区外5地区
地すべり対策事業費	5,225	国庫支出金 2,500 県債 2,400 計 4,900	325	地すべり対策費 工事費 5,000 国補(1/2) 事務費 225 うち人件費 163 大塚地区
県単急傾斜地崩壊対策事業費	390,075	負担金 37,150 県債 352,900 計 390,050	25	県単急傾斜地崩壊対策事業費 工事費 371,500 地元(1/10) 事務費 18,575 うち人件費2人 13,462

				西の前-2地区外15地区
砂防施設補修費	151,900	—	151,900	砂防施設補修費 金町-1地区外10カ所
県単砂防費	77,611	県債 77,600	11	砂防関連護岸等整備費 工事費 69,860 事務費 7,751 うち人件費1人 5,619 男女の川外4溪流
海岸保全費	825,108	国庫支出金 228,207 県債 546,800 計 775,007	50,101	
海岸防災費	348,156	県債 323,100	25,056	海岸防災費 工事費 313,340 事務費 34,816 うち人件費4人 25,232 大洗海岸外4海岸
海岸保全施設整備事業費	476,952	国庫支出金 228,207 県債 223,700 計 451,907	25,045	海岸保全施設整備事業費 工事費 456,414 国補(1/2) 事務費 20,538 うち人件費2人 14,885 鹿嶋海岸外7海岸

水防費	82,063	—	82,063	水防費
治水直轄事業負担金	6,628,885	県債 5,968,100	660,785	治水直轄事業負担金 治水直轄事業費 6,517,000 河川等災害復旧事業費 111,885
災害土木施設復旧費	551,938	国庫支出金 269,677 県債 280,500 計 550,177	1,761	
過年発生市町村災害復旧事業指導監督費	1,000	国庫支出金 1,000	—	指導監督事務費 国補（10／10）
現年発生市町村災害復旧事業指導監督費	1,000	国庫支出金 1,000	—	指導監督事務費 国補（10／10）
令和4年国補災害復旧土木費	42,418	国庫支出金 27,444 県債 13,400 計 40,844	1,574	過年発生災害復旧費 工事費 41,146 国補（0.667） 事務費 1,272 うち人件費 922
令和5年河川災害復旧費	115,490	県債 115,400	90	河川災害復旧費 工事費 112,531 事務費 2,959 うち人件費 2,145

令和5年国補災害復旧土木費	392,030	国庫支出金 240,233 県債 151,700 計 391,933	97	現年発生災害復旧費 工事費 380,270 国補(0.667) 事務費 11,760 うち人件費1人 8,523
河川課計	21,107,809	国庫支出金 3,350,002 負担金 448,858 使用料 246,190 手数料 67 財産収入 18,544 諸収入 32,189 県債 13,945,600 計 18,041,450	3,066,359	
港湾課				
港湾管理費	1,903,549	国庫支出金 9,375	1,894,174	
港湾審議会費	905	—	905	地方港湾審議会運営費
港湾統計調査費	875	国庫支出金 875	—	指定港湾統計調査費 国委
繰出金	1,789,549	—	1,789,549	港湾事業特別会計へ繰出
港湾計画調査費	44,972	国庫支出金 8,500	36,472	港湾計画調査費

(206)

				国補（1／2） 県単
港湾海岸管理費	67,248	—	67,248	港湾海岸管理費
港湾建設費	2,200,900	国庫支出金 731,622 県債 841,300 計 1,572,922	627,978	
国補統合補助事業費	958,688	国庫支出金 306,000 県債 423,800 計 729,800	228,888	港湾統合補助事業費 工事費 918,000 国補（1／3） 事務費 40,688 うち人件費5人 28,581 茨城港外1港
津波・高潮対策事業費	889,550	国庫支出金 425,622 県債 417,500 計 843,122	46,428	津波・高潮対策事業費 工事費 851,245 国補（1／2） 事務費 38,305 うち人件費4人 26,906 大洗港区海岸
港湾維持改良費	352,662	—	352,662	港湾維持改良費 工事費 342,000 事務費 10,662 うち人件費1人 7,490 茨城港外3港

港湾直轄事業負担金	940,500	負担金 96,750 県債 759,300 計 856,050	84,450	直轄港湾改修事業負担金 鹿島港建設費 513,000 茨城港常陸那珂港区建設費 427,500
災害港湾施設復旧費	61,277	国庫支出金 25,807 県債 35,200 計 61,007	270	
令和4年港湾施設災害復旧費	3,150	国庫支出金 2,038 県債 1,000 計 3,038	112	過年発生災害復旧費 工事費 3,056 国補(0.667) 事務費 94
令和5年県単港湾施設災害復旧費	21,389	県債 21,300	89	県単港湾施設災害復旧費 工事費 20,748 事務費 641 うち人件費 465
令和5年港湾施設災害復旧費	36,738	国庫支出金 23,769 県債 12,900 計 36,669	69	現年発生災害復旧費 工事費 35,636 国補(0.667) 事務費 1,102 うち人件費 799
港湾課計	5,106,226	国庫支出金 766,804 負担金 96,750 県債 1,635,800	2,606,872	

		計	2,499,354		
営繕課					
営繕管理費	241,277	手数料 諸収入 計	1 5 6	241,271	
建築総務費	180,075		—	180,075	職員給与費等 29人
営繕施行事務費	61,202	手数料 諸収入 計	1 5 6	61,196	営繕施行事務費 営繕工事設計委託費 45,129 営繕工事事務費 16,073
都市局都市計画課					
都市計画総務費	30,319	手数料	1,372	28,947	
都市計画審議会費	1,983		—	1,983	都市計画審議会運営費
屋外広告物取扱事務費	17,190	手数料	1,372	15,818	屋外広告物取扱事務費 1,640 屋外広告物取扱事務処理特例交付金 15,550
都市行政費	1,182		—	1,182	都市行政事務推進指導費
都市政策推進費	9,964		—	9,964	まちづくり推進費 1,496

				都市景観形成推進事業費 2,228 合併市町村まちなか活性化支援事業費 6,240
都市計画調査指導費	112,272	国庫支出金 19,645 諸収入 11 計 19,656	92,616	
都市地域計画策定費	63,797	諸収入 11	63,786	線引き用途地域等設定費
街路交通調査費	42,800	国庫支出金 13,970	28,830	街路交通調査費 国補(1/3) 県単
都市計画指導監督費	5,675	国庫支出金 5,675	—	市町村施行都市計画事業指導監督費 国補(10/10) うち人件費 2,837
都市局都市計画課計	142,591	国庫支出金 19,645 手数料 1,372 諸収入 11 計 21,028	121,563	
都市局都市整備課				
都市計画総務費	137,436	使用料 130,000 財産収入 81 繰入金 4,594	2,761	

(210)

		計	134,675		
都市緑化推進費	135,936	使用料	130,000	1,261	都市緑化推進費
		財産収入	81		緑化基金積立金
		繰入金	4,594		130,081
		計	134,675		総合都市緑化推進事業費
					5,855
区画整理事業関連市町村事務処理特例交付金	1,500		—	1,500	区画整理事業関連市町村事務処理特例交付金
土地区画整理費	92,430	諸収入	1	11,429	
		県債	81,000		
		計	81,001		
土地区画整理事業関連道路費	90,000	県債	81,000	9,000	市町村等土地区画整理県道支援事業費
土地区画整理事業推進費	2,430	諸収入	1	2,429	土地区画整理事業推進費
公園事業費	2,257,545	国庫支出金	368,500	1,223,736	
		使用料	59,870		
		財産収入	22,585		
		寄附金	60		
		繰入金	130,000		
		諸収入	1,394		
		県債	451,400		
		計	1,033,809		
国補公園事業費	963,171	国庫支出金	368,500	143,271	公園事業費

		県債 計	451,400 819,900		工事費 国補(1/2)等 事務費 うち人件費5人 都市計画公園偕楽園公園外11公園	923,000 40,171 29,114
公園施設費	1,294,374	使用料 財産収入 寄附金 繰入金 諸収入 計	59,870 22,585 60 130,000 1,394 213,909	1,080,465	公園施設費 工事費 事務費 うち人件費1人 都市計画公園偕楽園公園外15公園 偕楽園魅力向上等推進事業費 事業者管理施設費	 1,118,374 33,000 5,316 130,000 13,000
公園直轄事業負担金	188,987	県債	170,000	18,987	公園直轄事業負担金 国営常陸海浜公園事業費	188,987
都市局都市整備課計	2,676,398	国庫支出金 使用料 財産収入 寄附金 繰入金 諸収入 県債 計	368,500 189,870 22,666 60 134,594 1,395 702,400 1,419,485	1,256,913		
都市局下水道課						

都市計画総務費	1,097,000	繰入金 諸収入 計	150,300 923,000 1,073,300	23,700	
市町村下水道支援事業費	174,000	繰入金	150,300	23,700	市町村下水道整備支援事業費 23,700 湖沼水質浄化下水道接続支援事業費 150,300
市町村公共下水道受託事業費	923,000	諸収入	923,000	—	市町村公共下水道受託事業費 工事費 913,770 地元負担(10/10) 事務費 9,230 地元負担(10/10) うち人件費1人 6,689 管渠工事
下水道事業費					
流域下水道事業費	1,477,250		—	1,477,250	流域下水道事業補助金
都市計画調査指導費	49,416	国庫支出金	25,387	24,029	
下水道事業調査費	45,000	国庫支出金	22,500	22,500	下水道事業調査費 国補(1/2)
下水道事業広報啓発活動費	1,529		—	1,529	下水道事業広報啓発活動費

下水道指導監督費	2,887	国庫支出金 2,887	—	市町村施行下水道事業指導監督費 国補（10／10） うち人件費 1,443
都市局下水道課計	2,623,666	国庫支出金 25,387 繰入金 150,300 諸収入 923,000 計 1,098,687	1,524,979	
都市局建築指導課				
建築管理費	447,067	国庫支出金 34,441 負担金 8,470 手数料 63,370 諸収入 126 計 106,407	340,660	
建築基準法施行費	244,657	国庫支出金 147 負担金 8,470 手数料 23,278 諸収入 126 計 32,021	212,636	建築基準法施行費 職員給与費等 213,603 33人 建築基準法施行費 24,755 建築審査会費 1,223 建築物等整備指導監督費 147 国補（10／10） 建築確認支援システム運営費 4,843 特定建築物建築促進指導費 86

建築士法施行費	3,240	—	3,240	建築士法施行費
開発許可等施行費	101,495	国庫支出金 手数料 計	52,923	開発許可等施行費 開発許可施行費 開発許可施行費 宅地開発基準見直し策定費 盛土規制法施行費 国補（1／2） 開発建築是正指導費
宅地建物取引業法施行費	9,279	手数料	△15,813	宅地建物取引業免許指導費 宅地建物取引士費 宅地建物取引業者指導・監督強化費 宅地建物取引業免許登録オンライン化整備費
建築物等調査費	722	国庫支出金	—	建築物等調査費 国委
建築防災事業費	87,674	—	87,674	建築物等震災対策事業費 建築物等震災対策事業費 大規模建築物等耐震化支援事業費
都市局住宅課				
住宅管理費	2,563,208	国庫支出金	△45,141	住宅管理費

		負担金 508 使用料 2,574,918 手数料 335 財産収入 1 諸収入 2,280 計 2,608,349		職員給与費等 137,398 23人 県営住宅維持管理費 416,842 県有資産所在市町村交付金 477,820 県営住宅指定管理委託費 1,524,680 国補(1/2) 県営住宅滞納家賃縮減事業費 6,468
国補住宅費	2,062,476	国庫支出金 970,476 県債 986,100 計 1,956,576	105,900	
公営住宅建設費	2,038,894	国庫支出金 958,307 県債 986,100 計 1,944,407	94,487	公営住宅建設費 工事費 1,998,916 国補(4.5/10)等 事務費 39,978 うち人件費5人 33,982 建設戸数 32戸
指導監督費	2,327	国庫支出金 2,327	—	市町村公営住宅建設等指導監督費 国補(10/10) うち人件費 1,862
木造住宅総合対策事業費	2,700	国庫支出金 1,215	1,485	木造住宅総合対策事業費 (国2.25/10県2.75/10) 事業主体1/2
住宅新築資金等貸付助成事業費	1,281	国庫支出金 854	427	住宅新築資金等貸付助成事業費

				(国2 / 3 県1 / 3)
住宅建設コスト低減対策推進事業費	4,580	国庫支出金 2,061	2,519	住宅建設コスト低減対策推進事業費 国補(4.5 / 10)
茨城県県営住宅長寿命化計画改定事業費	12,694	国庫支出金 5,712	6,982	茨城県県営住宅長寿命化計画改定事業費 国補(4.5 / 10)
県単住宅費	2,112	手数料 9,822	△7,710	
住宅確保要配慮者向け住宅供給促進事業費	149	手数料 680	△531	住宅確保要配慮者向け住宅供給促進事業費
被災住宅復興支援事業費	1,560	—	1,560	被災住宅復興支援事業費
長期優良住宅建築等計画認定事業費	403	手数料 9,142	△8,739	長期優良住宅建築等計画認定事業費
都市局住宅課計	4,627,796	国庫支出金 1,000,783 負担金 508 使用料 2,574,918 手数料 10,157 財産収入 1 諸収入 2,280 県債 986,100 計 4,574,747	53,049	
土木部計	101,384,452	国庫支出金 23,249,477	25,075,505	

	分担金及び負担金	
	1,478,566	
	使用料及び手数料	
	3,619,063	
	財産収入	45,335
	寄附金	60
	繰入金	284,894
	諸収入	4,330,352
	県債	43,301,200
	計	76,308,947

特 別 会 計 予 算 概 要

5. 令和5年度特別会計予算概要

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳入予算額 特定財源種目金額	備 考
総務課			
競輪事業特別会計			
競輪事業総務費	110,532	競輪事業収入 110,532	職員給与費等 13人
競輪場費	374,604	競輪事業収入 221,704 繰入金 152,900 計 374,604	施設管理費 323,808 施設整備費 50,796
競輪開催費	18,933,896	競輪事業収入 18,933,896	競輪開催費
積立金	1,508	競輪事業収入 1,508	積立金
繰出金	100,000	競輪事業収入 87,165 繰越金 12,835 計 100,000	一般会計へ繰出
予備費	529,705	繰越金 529,705	予備費
計	20,050,245	競輪事業収入 19,354,805	

特別会計 (247)

		計	1,000	
計	91,343	繰入金 繰越金 諸収入 計	342 90,001 1,000 91,343	
漁政課				
沿岸漁業改善資金特別会計				
沿岸漁業改善資金貸付金	70,000	繰越金 諸収入 計	53,047 16,953 70,000	沿岸漁業改善資金貸付金
事務取扱費	1,349	繰入金	1,349	管理指導費 320 取扱事務費 1,029
予備費	4	繰越金 諸収入 計	1 3 4	予備費
計	71,353	繰入金 繰越金 諸収入 計	1,349 53,048 16,956 71,353	
港湾課				

港湾事業特別会計				
港湾総務費	136,090	使用料 136,090	職員給与費等 16人	
港湾管理費	1,724,646	使用料 1,337,221 財産収入 34,578 繰入金 315,951 諸収入 36,896 計 1,724,646	港湾管理費 茨城港日立港区管理費 213,839 茨城港常陸那珂港区管理費 769,429 茨城港大洗港区管理費 213,722 鹿島港管理費 515,455 川尻港管理費 1,344 土浦港管理費 7,756 軽野港管理費 1,464 河原子港管理費 1,637	
港湾振興費	51,596	使用料 51,596	港湾振興費 港湾振興費 14,120 港湾振興アドバイザー設置事業費 2,881 コンテナ航路増便促進事業費 30,345 クルーズ船誘致推進事業費 4,250	
港湾建設費	5,573,600	諸収入 4,900 県債 5,568,700 計 5,573,600	茨城港日立港区機能施設整備事業費 工事費 250,000 事務費 12,500 茨城港常陸那珂港区機能施設整備事業費 工事費 4,020,000 事務費 201,000	

				茨城港常陸那珂港区臨海部土地造成事業費	
				工事費	519,500
				事務費	14,100
				鹿島港機能施設整備事業費	
				工事費	530,000
				事務費	26,500
公債費	3,477,207	使用料	131,171	償還金	
		財産収入	390,014	元金	3,289,634
		繰入金	1,473,598	利子	187,573
		諸収入	83,524		
		県債	1,398,900		
		計	3,477,207		
予備費	2,000	繰越金	2,000	予備費	
計	10,965,139	使用料	1,656,078		
		財産収入	424,592		
		繰入金	1,789,549		
		繰越金	2,000		
		諸収入	125,320		
		県債	6,967,600		
		計	10,965,139		
宅地整備販売課					
都市計画事業土地区画整理事業特別会計					

企 業 会 計 予 算 概 要

10. 令和5年度 鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算概要

(1) 収益の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引純損(△)益	備 考
事業費用	3,386,298	営業収益 2,990,657 営業外収益 571,711 特別利益 2,251 計 3,564,619	178,321 [利益剰余金]	営業費用 管渠ポンプ場処理場費 711,599 業務費 49,705 総係費 1,507,079 減価償却費 1,051,970 資産減耗費 15,479 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費 49,355 雑支出 50 特別損失 61 予備費 1,000

(2) 資本の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引不足(△)額	備 考
資本の支出	2,876,210	国庫補助金 593,529 企業債 1,176,000 負担金 10,417 計 1,779,946	△ 1,096,264 [過年度分損益勘定留保] 資金 924,906 当年度分消費税等資本 の収支調整額 171,358	建設改良費 工事費 2,452,000 事務費 20,522 資産購入費 44,581 償還金 企業債償還金 359,107

11. 令和5年度 流域下水道事業会計予算概要

(1) 収益の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引純損(△)益	備 考
事業費用	18,718,283	営業収益 9,469,126 営業外収益 7,756,219 特別利益 74,138 計 17,299,483	△ 1,418,800 [当年度分損益勘定留保] 資金 1,418,800	営業費用 管渠ポンプ場処理場費 3,248,712 受託事業費 439,610 業務費 85,362 総係費 6,931,132 減価償却費 7,548,122 資産減耗費 88,406 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費 283,834 消費税及び地方消費税 16,331 発電費用 22,056 雑支出 110 特別損失 50,608 予備費 4,000

(2) 資本の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引不足(△)額	備 考
資本の支出	6,354,559	国庫補助金 2,355,627 企業債 1,194,300 負担金 910,842 固定資産売却代金 80	△ 1,893,649 [当年度分損益勘定留保] 資金 496,245 過年度分損益勘定留保	建設改良費 工事費 4,063,691 事務費 167,740 資産購入費 25,189

(278)

		関連事業収入	61	資金	1,308,974	償還金	
		計	4,460,910	当年度分消費税等資本 の収支調整額	88,430	企業債償還金	2,097,891
						基金積立金	48

条 例 そ の 他 の 概 要

12. 条例その他の概要

- (1) 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例
茨城県退職手当基金を設置するため、所要の改正をしようとするものである。
- (2) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
介護支援専門員実務研修受講試験手数料の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (3) 茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。
- (4) 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図るため、所要の改正をしようとするものである。
- (5) 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例及び茨城県少子化対策審議会条例の一部を改正する条例
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (6) 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (7) 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (8) 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

- (9) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (11) 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
設備の開放等に伴い、設備使用料及び試験等手数料について、所要の改正をしようとするものである。
- (12) 茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例
大規模農場で鳥インフルエンザが発生した際の行政機能の低下による県民生活への影響を最小限にとどめるとともに、養鶏産業の振興を図るため、本条例を制定しようとするものである。
- (13) 茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
鹿島港北海浜地区新浜緑地及び大洗マリーナを譲渡することに伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (14) 茨城県証紙条例の一部を改正する条例
地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (15) 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
博物館法の一部改正に伴い、関係条例を一括整理しようとするものである。
- (16) 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例
道路運送車両法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (17) 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
道路交通法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

(18) 包括外部監査契約の締結について

地方自治法の規定に基づき、包括外部監査について、公認会計士小笠原隆と契約を締結しようとするものである。

(19) 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道法の規定に基づき、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額を定めようとするものである。